

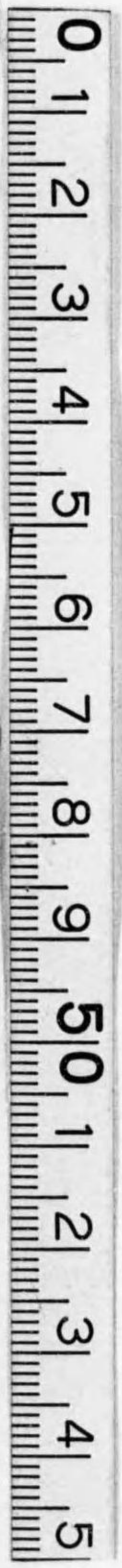
081.5-Sa45ウ



1200500724730

081.5

Sa45



始



72

省務内
10.4.4
(版出通普)

書
冊 453
永久保存

081.5
SA45



象山全集

卷四



IR
12

RO
L

書簡

木挽町時代

(江戸)

嘉永四年四月より安政元年九月迄

聚遠樓時代(一)

(松代)

安政元年九月より安政五年二月迄

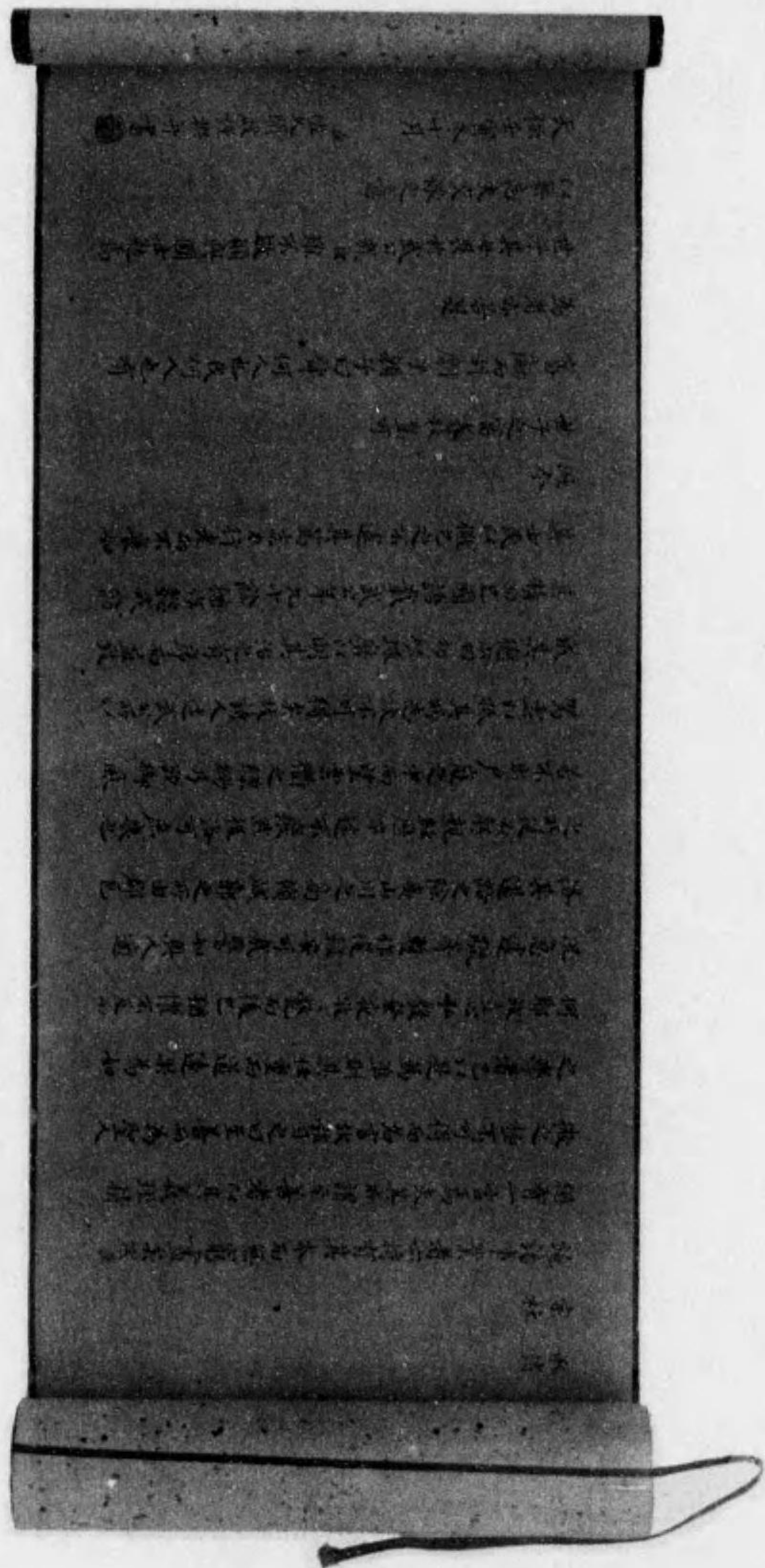
聯本コトヲ真田前編家祖編

三五頁ノ出ニ原本ヲ編式ヲ附登支巻只加セ

ル天翁十三半冊二編ノ和コトテ全文第一巻箱辭

安邇六半巻生四十式編ノ筆韻ナリ文ノ如リ」

書要亭編



有斐亭記

安政六年先生四十九歳の筆蹟なり文の成りし
は天保十三年卅二歳の時にて全文第一卷淨稿
三五頁に出づ原本は縦九寸横壹丈壹尺貳寸の
絹本にて真田伯爵家所藏

露光量違いの為重複撮影

有斐亭記

安政六年先生四十九歳の筆蹟なり文の成りし
 は天保十三年廿二歳の時にて全文第一卷淨稿
 三五頁に出づ原本は縦九寸横壹丈壹尺貳寸の
 絹本にて眞田伯爵家所藏

此書は先生御筆本如無窮書
 獨有一言焉夫其所謂書者以其理精
 極之故不可得而名其理之曰至善而為空
 之學者已足為準則其理重而道遠其為如
 何耶故其私授筆迹後已極博不窮
 况意遠識高超作復擬筆可最譽如與人適
 逢其道路之臨東山之高傾城郭之出郡邑
 之可從其經途乎遠不獲其後進可慮哉
 夫不出戶庭之中而望雲備之縹緲乃欲仰風
 寫雲以成其志其不可得而後其入述其所以
 成其德也其理精而其道遠其理重而道遠
 其理之已固論哉武平年十餘始探藝成俗
 其士民以微已之志其志力行老而不倦如
 此
 君子之富貴其可
 富貴而利乎利乎何也利何也利何也
 為者亦古聖
 君子其學其成之教其難不致則國士也焉
 以是為夫又微之意
 天保十三年十月 眞田成徳書



自畫孔子像竝贊

安政四年四十七歳の筆蹟なり全文第一卷文稿
 七七頁に出づ原本は縦四尺壹寸五分横壹尺九
 寸の絹本にして東京市宮本仲氏所藏

師鎌原桐山に贈れる書牘
 天保元年十二月廿八日二十歳の書なり筆意は
 歐陽修なりと云ふ(高野秀叟氏説)全文第一卷文
 稿一四七頁に出づ松代町鎌原重正氏所藏

勝月念六日門下生法久同啓頓首
 再拜敬書

桐山録原老先先生執事即日極寒
 伏惟

尊前高世高世感伏
 執事門下五年辱 玉葉辱 將大
 諒之御海 辱並紅桃標 謝前百
 辱者未私思身令日肉請経史

肄武技之餘作文百首之 班罪
 之正以有少進執事日既滿百首
 然而寔是拙超步切不進大不
 望 劣劣夏林之力不能割

執事之書何甚是踴躍且慙且
 直期未手更存以勵格原手更
 執事自前日所呈拙文致
 暇際之書正未甚之少一惟時當

抄三陽得禮之澤因武成敬致
 加伏法以士之存道謝非司官
 守有恨 奉拜未更立任神
 兼值萬之為

國以時 自受辱神者再拜
 桐山録原老先先生執事
 門下生法久同啓頓首

Handwritten text in Japanese, likely a letter or document, written in a cursive style. The text is oriented vertically on the page.

義弟村上誠之丞に贈れる書簡
文久二年十二月六日五十二歳の筆蹟にて先生
の政治意見を述べたるものなり全文第五卷に
出づ原本は京都市青柳榮司氏所藏

書簡 木挽町時代

自嘉永四年四月
至安政元年九月

(第三八三號、第三八四號二通は御使者屋時代に入る可かりしものなり)

嘉永四年三月二日

〔三三〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

第一發玉跡
索させ候所
無相違有之

昨日御朋輩
の門弟并に
他藩の門人
見定め候所



拜見倍御清勝奉欣慶候然ば昨日御勸も御座候に付此程の第一發玉跡索させ候所無相違有之候趣申上候所御怡被仰下候是はかねても申上候通り態々穿鑿仕候にも及ばぬ程の義に御座候但今日御投與之御昏表更に〳〵難得其意奉存候畢竟此度の義は士人武術上の事にて敢て下輩のものゝ掛り候事に無御座候右を矢代村役人共に見覚えさせ被差置度候の御手附に内穿鑿御申含め候のと申は何事に御座候や果して左様御座候筋にては昨日御朋輩の門弟并に他藩の門人見定め候所猶其證に難相成矢代村役人に御見せ御手附に穿鑿被仰渡其上にて始めて慥かと申次第にて第一私に於て會得難仕定めて門下に於ても合點難致筋と申に可有御座候畢竟一昨日光來之節御自身御見置きも被成度と御申被成候に付其段を以て門下へも申通じ候義に御座候然る所御自身御出□の御沙汰は一向に無御座右之次第にて甚如何と奉存候に付如此に御座候御手附未だ

發し不申候はゞ速に御差留昨日之様子猶駭と御見置被成度候はゞ御約定通御
實驗に不可如候多忙中緊要而已草々申上候以上

三月二日

山寺様

脩理

嘉永四年三
月下旬

〔三八四〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

中の條より
云々の次第
に付て

過刻は難有奉多謝候留別之非品呈覽仕候處御懇懃に蒙仰結句汗顔之仕合奉存
候借中の條より云々の次第に付て門下の姓名等しるし候番付様の書付御所望
に候所是は未だ作り不申いづれ彼場所へ向ひ候て差計らひ可仕奉存候且□前
いたし候ものゝ順次等も事を終へ候後に傳播候は差構候事も無之候へども順
次前廣に作り候て外へ出し候事はちと厭ひ候事に御座候間御斷申上候小山田
大夫より山より前三町の間を除き玉落ちに致し候様差圖御座候に付數字不明中
の條關係數字不明御座候矢代迄御支配か御手附か出役なども愚意には□いらぬ
事と奉存候草々奉復

即刻

山寺盟臺案下

啓 拜復

〔三五〕 八田嘉助に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永四年五
月十九日
(此の手續
の年代新に
決定したる
を以て第三
巻五六九頁
と重複すれ
共これを再
録せり)

多忙故久々御疎音愧入奉存候彌御萬福被成御揃候や奉伺候然ば追々暑時に向
ひ候に付倉田にても大草にても御頼み六拾目より七拾目迄の御刺絡被成可然
奉存候此度師岡氏被歸候に付其事申上度要用耳如此に御座候乍憚御家内様へ
も宜しく御致聲奉希候以上

五月十九日

修理

嘉助様

〔三六〕 山寺源大夫に贈る

東京市 久保來復氏藏

拜別以來忽七八句に及び候先以時下炎暑の所彌御萬祥被成御座候御事や御近
況委く承度奉存候借其表發軔の砌は御餞別等も御丁寧に被寄思召著都後も道

書簡 木挽町時代 (三八五)八田嘉助宛 (三八六)山寺源大夫宛

三

986
2

嘉永四年六
月十八日

最初昨冬迄
拜借の御長
屋に著仕

去月廿八日
木挽町の方
へ相談整ひ
候て引越申

地主も諏訪
莊助殿弟に
て浦上四九
三郎と申人
に御座候

其氣概小第
の地主には
頗る妙と存
候

(塚田孔平
なり力石村
の武術修
業の爲在府)

書簡 木挽町時代 (三八六) 山寺源大夫宛

四

中阻撓も無之様子御傳聞御怡被仰下母方へも御懇に御傳聲蒙仰重疊感銘不知
所謝奉存候右拜答段々の裁謝をも疾可申上之處御聞も被及被下候や最初昨冬
迄拜借の御長屋に著仕夫より修覆並建次等いたし候間御殿の方へ引移罷在十
日餘にして御長屋の方へ戻り候等にて度々混雜仕其内小第例の痰喘の氣味に
て久しく相難み快方候や否や木挽町に相應の家有之候と申にて其相談に取掛
り候所彼是と入込候事も御座候て忙劇甚しく乍存御疎遠に打過愧悚不少奉存
候幸に御諒恕被成下度候去月廿八日木挽町の方へ相談整ひ候て引越申し候不
存寄御手充等被成下候にて頗る立派なる所へ罷越し剩へ此節専らと砲技出精
いたし候中津の藩邸に近く候にて悦び候もの多く惟藤堂藩始め下谷より参り
候門人深川の方より少々遠くなり候とてかまけ候のみ其他は大抵通ひ候最寄
宜しく成候とて喜び申候其上地主も諏訪莊助殿弟にて浦上四九三郎と申人に
御座候が頗る質直の仁にて何かと都合も宜しく既に此間も裏口より風と被尋
候て門人共砲術演習致し居候所を被見候て是にては場所尙狭く不都合なるべ
く候へば今空地にて此所不用に候へば圍ひ込候て都合致し候へとて二拾坪ば

かりの所を借し被申候莊助殿には不承知の由に候處洋學をも竊かに講究せら
れ度含の様に見え申候其氣概小第の地主には頗る妙と存候義に御座候母も御
厚恩にて居宅を獲興臥候所も可なり清疎に候故大に欣暢候様子にて何よりと
難有奉存候義に御座候此度書狀差上候事申候所立前の義並に過日御懇に御傳
聲被仰下候御禮宜しく申上度申出候尙色々申上度事共候へ共今信は何分多忙
にて不行届候先は段々の拜謝申譯旁如此に御座候惟千萬御保慎所祈御座候頓
首

六月十八日

啓 再拜

懼堂老盟臺 案下

附啓尊嫂前へも乍憚宜しく御致聲奉仰候將譯書の義云々元豊類稿の料取戻
し白井氏へ相附し可申様敬諾仕候孔平も如仰久保町へ家作仕引移候含のよ
し此節作事の中よし此間参り申聞候何卒上邸にても渠へ也教授被仰附劍術
なども世間並方迄には振ひ候様仕度ものに御座候中津藩などにては繁勤に
て其年齢五十六に及び候もの迄も劍槍砲術等廢し不申者多勢の様見受候

書簡 木挽町時代 (三八六) 山寺源大夫宛

五

所本藩に限り拂地と相見え候て歎敷事に奉存候以上
又申上候被仰下候縁玻璃成程先年御眼疾の節破れ候を差上置候ひき急ぎ候
事には無之候へども御見出しも御座候はゞ便開木板に御はさみ候て御擲返
奉願候以上

嘉永四年六
月十八日

〔三八七〕 竹村金吾に贈る

御手充に百
金被下置候
半と被仰出
又々三拾金
御増被成下
候御事

深川御屋敷
内にてあち
こちと居所
を轉じ

拜啓仕候炎暑之候に御座候得共關府益御萬祥被成御座候御事や御履用委しく
承度奉存候儲今春出府と罷成其後外宅仕候御手充に百金被下置候半と被仰出
又々三拾金御増被成下候御事全く上の御特恩に出候義には御座候へども偏に
先生御懇篤に御周旋被成下御親切に御耳提を蒙り候故の義と感激膽に銘じ候
義に奉存候中々筆紙に難盡候に付却て多書不仕候其段は御心諒可被成下候扱
途中の拜別いかにも遺憾奉存候著府後早速段々之拜謝申上度奉存候所久々不
快に罷在深川御屋敷内にてあちこちと居所を轉じ候等にて實不得暇隙其内又
木挽町居宅の義に付色々多事に罷在御手数被成下候拜答も早速に不申上慚悚

去月廿八日
引遷候處

諏訪庄助殿
弟浦上四九
三郎殿と申
仁地主に御
座候

津侯の左右
に門に登り
候もの有之
頗る出精に
御座候

(三晴は三
村晴山)

之至奉存候相談も調ひ候て去月廿八日引遷候處落付も不仕候に日々賀賓にて
暫の間は何も手に付き不申又々今日迄御疎遠申上候段背本意候義に御座候幸
に御宥恕可被成下候此度の所居地面之義御下問に候が矢張先年の於玉ヶ池同
様武家地にて即ち諏訪庄助殿弟浦上四九三郎殿と申仁地主に御座候直に隣家
にて頗る真率なる人に候小弟など付合候には御舎兄を却て取飾なく面白き様
被存候宅の様子も御傳聞被成下候通何も取調ひ候て母も殊の外難有がり日々
欣然罷在候其上御氣遣も被成下候水替の事に候が一向其氣味も無之宅の臺所
に井戸有之候所上水の流派に候故水味も至て宜しく天幸と存候義に御座候門
下之義も御尋被成下奉謝候月々に相増し申候當月は入門のもの三人に御座候
所去月は九人御座候ひき津侯の左右に門に登り候もの有之頗る出精に御座候
候よりも時々御下問の事有之御不審之條などは直に引返し御尋等有之勢州表
并に志州海岸防禦之策御下問に付存候次第申上候所至極と御同意之趣にて御
在所へも其段被仰遣其爲御家老何某も此表へ被招呼候御様子にて三晴中津侯
にてか御目通致し候節小弟へ宜しく禮申吳候様になど御懇に被仰候と申事に

御座候拙文など御目にかけて候へば御自身御寫留被成候と申事に候いかにも非常之方と被存候此節御書齋修復御座候よしの所夫出來上り候はゞ參り吳候様にとの御沙汰に御座候此節小弟新製の車臺を原書に本き候て取立候所其雛形けしからず御賞譽にて御在所に於ても其形に御改造有御座度御舎のよしにて五分一の雛形製造の事御頼に御座候大藩之義に付一致致し本手に參候はゞ本邦の武備一廉の事に可有御座と存じ候義に御座候中津藩の事斷りにも可相成と風聞候よし一向跡方も無之訛傳に御座候此度の宅と相成候ては彼藩の上邸も中邸も近く成候とて諸子殊の外の悦にて日々よく致出精候深川に居り候間も少し改り候稽古之節は御用人と申老人迄も出席にて世話よく届き申候いかなる事にて右等の風聞候やらん是は本藩にて小弟の事など面白く存じ候はぬもの申出し候事にて候歟本藩には却て此様の事有之候五十ポンド砲玉著の事他に勝れずとの御沙汰に候へども其他と御稱し候は誰々にて其打候所如何様にて此御沙汰御座候義歟不審に奉存候惟火薬を先に装し彈を後にこめ筒より打出し候ばかりは素人にて婦人小兒と雖も出來候事に候數拾指の人規律

(中津藩の上邸は木挽町に在り)
中津藩の上邸は木挽町に在り

規十指の違へ人
則如一人の法
弟則働き候に
教候を専ら候に
のへ候が法小

成卿も殊の大
外致感服の
事に砲家の心
得と成り候

合愛君御宛
瘡の事

を違へず一人の身の如くに假令敵陣より矢石を雨の如くに飛せ候中に於ても慥に働き候法則を専らに教へ候が小弟之家法にて即ち西洋の眞傳に御座候假令玉著等の事世間俗砲家と同じく候迎も其同じからざる所は別に御座候と奉存候又況や玉著玉道等の常度を委しく講究いたし姦民の申かけを一目に看破し御用番始め素人にて正論通り不申候に付差出し置候書類残らず取下げ候て出府後尙又明細注脚を下し御手許へ差上候所尤に被思召被下置候よし此一事に於ても俗砲者流とは伍を同じくし候はぬ心得に御座候右書類草本をば杉田成卿等へ見せ候所成卿も殊の外致感服大に砲家の心得に成り候事とて其藩の砲術家には一通づつ寫させ候趣に承り候其外にても大分傳寫候よしに御座候如此其學に長じ其識御座候人に動かぬ議論と被思候程の筋に無之候て何と致し御料所等へ拘り殊に御用番等を相手に致し強々申張候事出來候はん此表へ出で御上御始め成卿等の洋學窮理に精しきものいかにも尤もと御座候にて其御地の素人衆も閉口後悔可被申と存候義に御座候然るを先生より他に異ならず杯被仰下候はちと不満足に奉存候故爰に一言相認め候義に御座候偕令愛

君御庖瘡の事御丁寧に被仰下けく恐入候定期通り立派に御かせ候由安心大慶仕候途中拜顔之次陸々拜謝も不申上候が種痘の御禮とて何よりの御品被下又御餞別にとて御手重の品拜戴何共悚感之次第に奉存候是等乍憚尊妹へも可然御致謝奉希候近日少々落付其上先達より御書中にも被仰下候通り餘り頻に感冒仕候に付皮表の縮り悪しく成り候と存じ毎朝冷水三桶宛あみ候事に仕久しく風邪にも遠り候て手隙を得候まゝ段々の拜謝御手教の拜答遅緩の申譯旁申上候尚色々申上度御座候へども餘は可期後音候惟爲衆折角御多愛所祈に御座候以上

毎朝冷水三桶宛あみ候事に仕

六月十八日

啓 再拜

竹村先生臺下

嘉永四年六月十八日

〔三八八〕 増田助之丞高野車之助に贈る

著府後も度々御手教被下奉多謝候其表出立前も何かと御周旋御餞別等も御丁寧に被寄思召重疊感銘之至奉存候著府後も轉居彼是殊の外多忙にて稽緩愧悚

三好小三郎(三好) 久藏(安藏) 紀藩(紀藩) 共(共) 能(能) 丹(丹) 臣(臣) 術(術) の(の) 門(門) 弟(弟) な(な) り(り)

藤堂侯御左門右より入之

不少候幸に御諒恕可被下候授傳七より受取候て切手も高野君へ上げ候筈にて遂大延引に相成候此度兩様とも附送候間宜しく御取はからひ可被下候十三ドイムガラナート壹つ鑄直させ候約束に付鑄直し候迄此分御引被下候ても可然候演習の爲ガラナートも多き方可然候近日三好小三郎森安藏其外拾人ばかり久能氏の銃砲出来其打試として浦賀へ罷越し候所折節彼地に於ても下曾根殿門人地附の與力同心等にて致稽古打總數百發餘の様子に候處其中にて三好等大に出来候評判にて就中十三ドイムモルチール皆々感心候よしにて筒並臺の圖なども彼地のものを寫し取候と申事に候稠人中にて大に面目に候ひしと罷歸悦び申聞候此節藤堂侯御左右よりも入門の人有之頻に致出精侯よりも時々御下問に御座候頗鋭敏の御様子にて當今爲すことある御方と被存候拙文など入御覽候に御自身御筆録被成候よしに御座候中津藩諸士不斷出精にて此度引移り候宅其藩邸と切近候とて皆大喜にて晝前當番に出かけなご候て参り候ものも有之候彼藩などにては五六十の老人などもよく見え申候本藩などの風習とは餘程違ひ候様被存候中津の大砲も多分八月中に演習可致存じ罷在候尙其

以前期日大凡にわかり候はゞ御知らせ可申候先は出立前よりの御禮貴答旁如
此に御座候時氣折角御多愛所祈御座候以上

六月十八日

啓 再拜

増田 二君 足下
高野

(三八九) 八田嘉助に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永四年六
月二十二日

御長屋を彼
此替候

是よりこそ疾出立前段々之拜謝をも可申上之處著府彼是と居所を移し候等に
て殊の外多忙に罷在其上久々風邪氣にて夫も拜借の御長屋を彼是替候にて押
張り候故か散々長引候て筆研等をも近け候事能はず平臥罷在候仕合にて何方
へも書狀等差出し不申但貴家之御事は別段に付呈書可仕と存候所例の鏡君御
縁談之義出立前御囑託を蒙り候に付此事能く突留め候て同じくは申上度臥病
中も手を回し候て御飾方と申候へば奥向へ携られ候衆に尋ね候はゞ可然存じ
頼み候所可宜様にも承候へども兩人の申方兩様の次第にて何分聡と申上候に
至りかね候に付又御細工頭の方へ手寄を以て託し候處此方何かと日數相掛り

候へども矢張初めも同様動かぬ所へ参り不申依て近頃中津藩の門人に町與力
に親類御座候者有之其與力随分此様の内穿鑿もの長じ候よしに就き其門人へ
相頼み此節探索罷在候所へ本月八日之御手教拜接御催促之義蒙仰愧入奉存候
此度はいかにも仕聡と仕候所突留源兵衛善光寺に罷在候間に申上度と奉存候
義に御座候嘸々久々御無音に打過ぎ候にて御待遠に可被思食奉推察候最早大
抵は相分り候に付其相續仕兼と申勘助の性行委しく相分り跡々厄介に不成候
や否を突留候て申上候様仕度候只今此所迄認め候所へ兼々頼み置候人参り漸
委しく相分り候様子物語に候次右衛門の死去は四年前かの事のよし内々は頭
向にても承知にて其儘に相成居候との事夫も一昨年か姫君様御方付の御道具
御用中故死去届いたし候へば戴ものゝ割合あしく相成候に付存命の分にて其
割合を戴き候様取拵へ候ものゝよし偕其勘助に御座候所是は性質暗愚にて勤
等出来候ものに無之其弟に長藏と申もの御座候處是は至ての才子に御座候へ
ども以ての外の放蕩無頼の者にて既に姫君様御道具の内其價五百金程の品引
込候て外へ典物にいたし候所其事露顯候て表向候時は次右衛門の株にも差障

り當人も死罪を免かれ難き次第に付今津仁兵衛氣の毒に存じ其金を償ひ候て長藏の頸を續ぎ遣し候よし依て此節にては次右衛門の株は仁兵衛の方に有之譯のよしさてこの今津は至て手堅き人物にて此節同じ支配の内にては評判宜しきものゝよし其上至ての大身上にて町地面十七八ヶ所も所持いたしいづれにも萬金の儲も御座候と申べきものゝよし次右衛門方の株も千兩の株と唱へ候ものに付其株を次女に與へ夫へ掣養子いたし長藏竝に勘助等へは夫々手當ても致し可申候へば其所は御氣遣にも及び申まじく惟仁兵衛の掣に御成候と被思召候はゞ可然よしの説話に御座候總領藤二郎と申ものも實子にては無之養子のよし然れば其次女と申ものは頗る愛子にても候歟のよし此度の突留にては御縁談至極可然被存候開源兵衛へ被仰談御熟話に相成候様奉祈候此段々之説話にて御別帯に有之候株式仁兵衛へ引取別宅爲致直家督に相成外厄介無之尤も兩親老母の内參り世話致し可申と申所其緣故委しく相分り候義にて小弟に於ても安心仕候義に御座候尤も次右衛門御扶持方三人扶持と御座候所是は一代切にて其跡目の勤功に依り候て又々被下候ものゝ由僅か三人ふちと申

外宅御手充
百三拾金戴
家を求め引
移り候疊の
敷八十枚ば
かりにて藏
も二ツ有之

にても御扶持の出候と申は至て重き事のよし此仲閒にては皆其通の事のよしに御座候今津の方は永々御扶持と申ものにて又家筋も違ひ候よしに御座候年始御目見の義も世閒へは左様唱へ候へども是も數年御用相勤め候功に依て被仰付候事にて最初よりは御目見とは參らぬ事のよし是も心得迄にはなし置き候と申事に御座候愚意には此様の事いづれにても宜しく但其舅に相成候今津の人物宜しき評判と申にて心掛り無之様奉存候其上勘助長藏等への手當も今津より可致事に候へば總て氣遣は無之様被存候惟彌御熟談とも相成候上は鏡君之御慎簡要と存じ候事に候彌御熟談とも相成候様運びにて御出府等も可有御座候はゞ乍不及如何様にも御世話可仕候閒突掛小弟方へ御出御座候様奉存候小弟も此度外宅御手充百三拾金戴候て木挽町五丁目御繪師の狩野殿向へ家を求め引移り候疊の敷八十枚ばかりにて藏も二ツ有之大小銃習はせ候空地も少々有之都合も宜しく偏に上の御特恩と難有仕合奉存候此段乍序御風聽申上候先は緊要の事件のみ申上候母も出立前段々之御禮宜しく申上吳候様申出候乍憚御家内様へ總て可然御致意奉希候餘期後音候頓首

六月二十二日

修理

嘉助様

望岳賦
 尙々先達ても著府御悦とて御手帖又此度も御懇書千萬奉多謝候且名産之甘露杏一椀御送惠感銘不已奉謝候慎藏君より御託の望岳賦も竹村氏歸藩の節迄には卒業差送り度と奉存候過日おしづ君も家見に御出被下候御歸り候はゞ伊勢町さまへ委しく御話し被下候様にと申置候義に御座候宅の様子は其内此君より御承知可被下候以上

嘉永四年七月九日

〔三九〇〕 林辰之進に贈る

御細工もの事

甚暑之節倍御無恙奉拜慶候然ば御細工ものゝ事私も出府以來暫不快にて引込居又木挽町五丁目へ轉居候等の混雜にて御催促も不申候處此度身筒出來候に付御仕上被下候分西村大八郎子迄御出し被下度奉希候片端より段々に御仕上被下候思召にて未御不調に候はゞ責て拾挺分早速西村迄御遣し可被下候此節西村も臺の細工に掛り居候て近日既に身筒の形を送り吳候様に申遣し候に付

相送り候義に御座候其節もからくりの分貴君より落手取付候様申越し候義に御座候餘り延引に相成候ても甚恐入候事且からくり御手後れに被成下候と外細工の差支に相成候間何分御果敢取被下候様奉萬祈候御引受の分出來上り候はゞ又々五六十挺御あつらへ申度御前借の所も御都合よく取計らひ可申候何分武器の事にて候間期日後れ候ては不都合に御座候先は前段拾挺の所御催促迄如此に御座候暑威折角御多愛所祈に候以上

七月九日

修理

辰之進様

猶々四五十挺の御引受あれば前借何程六十挺なればいか程御所望と申事貴答被下候節一寸御申送り被下度候以上

〔三九一〕 片山仙左衛門に與ふ 下高井郡平穩村 黒岩市兵衛氏藏

嘉永四年七月廿三日

西洋砲學眞傳免許狀

一砲兵隊長號令法

書簡 木挽町時代 (三九一) 片山仙左衛門宛

- 一 長短カノン表
 - 一 大小ホウキツル表
 - 一 大小モルチイル表
- 以上

貴殿早歳大砲之術を以て家を成され候所尙君國之御爲に心を被盡高年の今に及で再び節を某に屈し祁寒暑雨といへども無怠慢西洋眞傳之砲學被遂修業候條感歎之至に候依之今般目次の通令附屬候畢以後從學頼入候者有之候はゞ教學之分を正し其等に循ひ可有指南者也仍而免許狀如件

嘉永四辛亥七月二十三日

佐久間脩理

大星明

片山仙左衛門殿

〔三九二〕 高田幾太に贈る

長野市 和田榮二氏藏

嘉永四年八月三日
(幸貴の孫女秀姫、十五歳卒去)

御手教拜見叔正九時被遊御逝去候との御事御同然慟絶之仕合恐入候御事に奉

存候右に付御心得迄に御問合之義能社御心付られ候御事と奉敬嘆候御棺内御詰ものゝ事古來用ひ來り候者様々に御座候腐敗を防ぎ候爲に或は朱を用ひ水銀を用ひ候事貴人の上に御座候へども是は入らぬ事と奉存候其次に至り石灰又は炭末を用ひ候是二種も能く動物の體をして長く腐敗せしめざる功を備へ候故に御座候然れども期し候所は是も入らぬ事と奉存候惟御棺内をば可成丈狭く作り其隙間へ御召の類を以て奉詰候方可然奉存候御棺内狭く作り候と申事一通り承り候と何か薄きに失し候様に聞え候へども是は古人の論も御座候義にていか程棺材を瀝青塗チヤンに致し或は棺を銅にて製し候とて千百載の後には必ず腐爛を免かれず候其節棺内の隙廣く候時は棺側之土石棺を押し破り斂め置き候遺骸をそこなひ可申と申を恐れ候て可成丈狭く作り候をよしと致し候義に御座候乍然其穴を右様之患無之様切石にて積み下げ棺上をもたごひ棺材朽果て候後といへども下へ押し崩し候はぬ様重大の蓋石を蓋ひ候様致し候へば棺は大きく候とも害無之と申説も有之候是等可然御論究御座候様仕度候二重御棺の詰は石灰木炭の内可然奉存候儲御棺内を塗り可然哉御問合に御

重大の蓋石を蓋ひ

座候是は内をば塗り候はぬが宜しく御座候外をば塗り候方可然候料は松脂黄
蠟麻油蛤粉に御座候其分量は時節に因り候て變じ候様覺へ申候此炎暑之時節
程好き分量を定め候て跡より申上候様可仕候先は御心得迄の拜答迄如此に御
座候以上

三日

高田君臺下

啓 拜復

棺を塗り候料時節に因て變じ候と申は寒き時節には松脂多く候時は少し物
の當り候てもひゞわれ且はげ易く候又暑き時は蠟油多く候時は溶け候て流
れ候患有之候全く其爲に分量を變じ候事に御座候也

嘉永四年八月十日

〔三九三〕 島津文三郎に與ふ

貴殿西洋銃兵之法入門以來無怠慢御心掛立法歩法銃器のあつかひ正斜左右進
退回旋諸則凡そ一人に係り候業御習熟候に付今般一等を進め隊列法令教授候
但隊を結び陣を連ぬると雖其利鈍の本は一人の業に外ならず候間兼て御習熟

候所尙無油斷可有精研者也

嘉永四年辛亥八月十日

佐久間修理

啓明

島津文三郎殿

嘉永四年八月十四日

〔三九四〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

彌御安泰珍重奉拜慶候然ば願置候ゲウエール何分此者に御渡し被下度奉希候
以上

八月十四日

中俣一平様

佐久間修理

嘉永四年九月五日

〔三九五〕 山寺源大夫に贈る

七月念四八月初五之御兩函陸續拜接いつもく御健寧之條詳悉沃慰之至奉存
候木挽町卜居之義も御怡び御肴代等被寄思食其以前暑中の御尋とて老母方へ

書簡 木挽町時代 (三九四) 中俣一平宛 (三九五) 山寺源大夫宛

白玉粉二袋蒙御惠投重疊感銘不勝筆謝奉存候自是は毎々御疎遠のみ申上候處
數字不明乍例奉痛入候御事に御座候中元にも先子之墓へも御參詣被下候よし奉
感謝候

其御地雷雨頻々のよし具に被仰下視るが如く奉存候此表も一度迅雷有之所々
へ落ち候て震死のものも兩三人承及び候盛暑に候て歳柄宜き程雷は強き様被
存候利害兎角相依り候ものと被存候當年東西ともに豊作の様子にて尤も肥後
は十分にも無之水損など有之候よし承候所是も藩士の内門人有之夫に尋ね候
へば三郡ほど荒候のみにて其他は随分宜しき趣申候御大家に候故三郡ばかり
の荒は何とも存せぬ様見え申候浦山しき事に御座候

孔平近邊へト居候て度々參り候が小弟よりは多忙にて于今尋ねも不仕候其内
尋ね候て稽古場の様子など目撃候はゞ可申上候

令郎御配偶之事委細奉畏候子習兄返簡次第是又可申上候

犯境録中陳化成小傳御不審の條御尤に奉存候是はかねて埒もなき事と存じ候
故一寸跋文を認置候ひき丁度三里の海門に短き二三ノ目の砲を備へ候て洋舶

陳化成小傳

の乗通り候を打沈め候はんと謀り候風習に二なく存じ候に就き其所に意を寓
し候事に御座候御一咲奉希候

別紙をば桐翁先生へも御轉致奉願候此草稿を津候御覽被下一幅手録候て呈し
候様被仰則ち録し候て差上候ひき何か御擊節被下候と申事に御座候

異船の沙汰も一切無之至て都下も平穩に御座候乍去七月中か松前には何か異
人亂妨の事にて候ひし様に内々致沙汰候乍去其藩の門人共などは一向に不
承と申候しかしいづれにも何ぞ有之候趣にて近日三村同門に仙臺の人有之七
月中彼地發足近來著府のよし此發足の頃松前の早馬とて大急にて打續き數騎
通り候内餘りに急ぎ候て馬を乗殺し候なども候て随分騒々しく候ひしとの話
の様傳聞仕候但朝廷の御秘密と見え候て只今に委しき事は世閒にあらはれ不
申候尙承り候事も候はゞ可申上候

川路君にも如仰度々會見色々相話候義に御座候御名前をも兼て折々噂御座候
義に御座候

鶴作何か火術書拜借に罷出候よし是は彼れ一人の了簡にも有御座まじく被察

候仍而高島が名前など有之候ものはけく然るまじく候其他の譯書の類は拜借被仰付候ても苦しからずと奉存候

高文御示及難有拜見仕候愚意も御座候はゞ申上候様畏候乍憚御行文も可然と感讀仕候一兩ヶ所存付候義有之認入候御取舍宜しく奉願候先頃は彌津氏心疾の様子に候所左高療治にて忽ち快方のよし此疾も早く法の如く療用候へば格別手閒取れ候事もなく全快候事と見え申候吐薬はアンモニーには無之アンチモニーにて製し候吐酒石にも候歟と被存候此疾にはアンチモニー劑よく效を奏し候様被存候此方安藏子も大抵全快に御座候是などは小弟三日間に五百三十錢の血を奪ひ餘程劇症と被存候ひしかども是に依て日ならず本心を得申候醫方の事も随分面白きものに御座候惟御姫様御事時後れ候て遂に其詮も無御座恐入候義に御同前奉存候御容躰を七月初にも承候はゞ何とか御療法も有之候ひし歟とも存候義に御座候所一向に廿二日迄御病氣の趣申聞せ候ものも無之不及是非次第に候ひき畢竟は漢方醫にて事もなげに申候故に御重症に被爲至候まで誰も氣遣ひ奉り候者なく候ひし故と被察候既に中村の瀉血を盛に致

秀(文聰公妹) 八月十五日 卒

五行の説な 唱へ何か 理窟らしく 聞え候故

し候頃藩邸の醫者衆竊に論を立て申候に一体發狂の症はたとへば人身の火の盛になりたるにて候火を滅し候は水にて人身の水は血に候火の盛なるに當て水を滅じ候事いかゞあるべき血液滅じ候はゞ益々火は旺し可申との事よし小弟の耳に入候に付小弟咲ひ候て申候は發狂はいかにも火の旺し候症に可有之候火の盛なるは畢竟油の多すぎ候故に候へばその油を滅じ候なりとて法の如く十分に瀉血を行ひ候所案の如く快方に御座候かの醫者衆の論に依り且その見込に従ひ候はゞ只今頃は如何ともすべからざるに至り可申と存候事に御座候五行の説など唱へ何か理窟らしく聞え候故素人はだまされ申候氣の毒なるものに御座候猶色々拜聞申度義も御座候へども何分世話しく候まゝ兩度の拜復御惠賜の拜謝迄如此に御座候此表此間迄例ならざる殘炎にて既に當月も夏服用ひ候様被仰出も候ひし所此月に入候て一旦に冷氣に成り朝夕は綿衣を重ね候位に御座候其表さこそと被存候御保壽千萬所祈に御座候餘は後音可申上候已上

懼堂老盟臺 几下

九月五日

啓 拜覆

嘉永四年九月十八日

〔三九六〕 恩田頼母に贈る

拜啓次第に劇忙に罷成從て久しく御動靜をも不奉伺畢竟は深き御雅愛の程を奉侍候ての義と申ながら愧悚の至奉存候儲又先頃は御投書被成下御譴責を蒙らず候のみに無御座御丁寧に奉荷御存眷卜居の義も御悅被成下殊に時候の御尋ねとて白玉粉一箱蒙御惠賜重疊感戴拜謝の可申上様も無御座難有奉存候且今年夏秋非常の熱毒にも尊體益御萬福之御様子詳悉仕深く奉慰勤企候義に御座候小生此節之様子御下問被成下奉謝上候中津藩次第に信從候もの多く月に三度づゝ其下邸へ高輪二本履に有之候送迎は駕籠と申事にて候所文邊の事にて請待迎馬にて罷越し候て兵士に進退分合の節度を習はせ申候近來は大に歩を進め候もの有之鼓角の節奏も稍法の如く相成候此分にて歲月を重ね候はゞ一廉可觀ものに至り可申候津候にも追々御信用被下候て藩中より九人歎稽古に參り候乍然未だ格別の英才を得不申候左倉候よりは被命候て近日四人入塾仕候是

當今世に益
も無之詩文
等閑言語の
世話致し居
候よりは遙
事に増したる

迄の塾生と合せ拾三人に御座候何かいかにも混雜仕候義に御座候日々の稽古にて塾生は早晨より打掛り申候外よりも中津藩因州藩長岡藩上田藩等よりは早朝より朝晝の辨當など持參候者も有之日々三拾人缺け候事先は無之少し賑かと存候へば四拾人に餘り申候故教授仕候も甚世話布罷在候本業にも無之事に揆らず箇様の次第にて奇怪なる事と奉存候乍去當今世に益も無之詩文等閑言語の世話致し居候よりは遙に増したる事と存候て勉勵仕候義に御座候御一笑可被成下候左倉藩門人十人有之候所一人は兼松繁藏と申候て高島四郎大夫が弟子にて江川氏など一同に致修業其比皆傳の者と世間にも被稱小生江川へ參り候頃は先輩と禮敬候ものに御座候然る所其者却て贅を納れ候て門人と稱し候なごわづか七八年の間に不思議なる事に御座候又其一人は齋藤碩五郎と申候て繁藏の弟にて砲術を以て家を興し候者に御座候是は江川の門人にて忠兵衛など一同葦山へ參り居皆傳を得候て其在所にては教授を專に仕候者の由然る所君命とは申ものゝ節を屈し候て入塾仕少年の者一同専ら勉強いたし候は中々感じ入候者と奉存候他藩にて箇様の者多く有之候故よき筋も早く

一藩に開け候歟と被存候中津藩などには事を執り候役人の内に人物有之天下の御爲に海防人數を被命候て夫々厚く手充も有之砲術など致懈怠未熟に候ものは容易ならざる罪科に付隠居致させべくなど申存念の由懈り候へば嚴罰あり勤め候へば重賞ありと申仕向け故に砲術のみに限らず何藝もよく仕候者多く候様に被存候近日浦賀へ罷越候て彼地へ近來參り候東西諸蕃人筆蹟を得申候其内尤も感心仕候はアメリカ人に此方の同心其船の今まで過ぎ來り候海路を尋ね候所其同心の懷ろ紙を取り候て例の石墨を以て五大洲の略を畫き夫々海路の線を引き候二枚勿々の筆に候へども五大洲の形狀布置圖を按じて認め候とても此上あるまじく被存候程に御座候いかにも地理の學など手に入候事と被存候此は跋を作り候て一幅に仕候間後便跋語可奉入御覽候又アメリカの象棋を傳へ申候頗る面白きものに御座候兵法に似候所は是迄の碁も象棋も及び不申殊に敵のこまを取ると申事なく夫をわが物として使ひ候趣向孫子の必以全爭於天下之意に叶ひ候て意外の考に御座候餘り珍布候故近日譜を作り申候桐翁先生へも御目にかけてべくと存居候へども寫手も無之延引仕候是も後便

閑を得候はゞ御慰に可入御覽候色々申上度義も御座候へども多忙に付御惠賜の拜謝旁早々申上縮候時氣折角御保重被遊候様奉祈候以上

九月十八日

啓頓首拜覆

正 誼 老 臺 執 事

附啓熊三郎歸藩の節託して呈覽仕候品は物末に御座候へども津侯より御贈り被下候品に付かく有名の候より賜を受候と申も長々の御高誼を蒙り候故と奉存候に付心計りに呈上仕金吾へも同じ志にて贈り候義に御座候其節も書狀差上候心得の所難去幹事出來遂夫なりに呈書不仕候義簡慢の罪實に道所無御座奉存候幸に御海容可被成下候頓首

〔三九七〕 八田嘉助に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永四年十月五日

其御地追々冷氣に相成べく候處倍御安健被成御揃珍重奉存候先頃は鏡君御出府にて御近況委しく承之大慶仕候其節も御手教にて被仰下候義一々敬諾仕候所彼の先方にて不慮之事有之御相談果敢くしく調はず不及是非候此節外

榮八大坂往
來甘草等の
事不始末の
よし

に差當り是と申處も承り不出候得共此表の事は廣き義に候へば其内には可然
所も往々に可有御座候御當人にては此儘私方に也とも御出候て宜しき所御尋
ねも被成度と御申候へども市兵衛之存念此度は是非とも御同道申度と申事に
付明朝御出立と申事にて残り多く奉存候尙此度の今津様の所諸所へ頼置候て
宜しき所聞つくろひ候と申上候様に可致候委細之義は御當人並市兵衛より可
申上候へば多忙旁一々不仕候將榮八大坂往來甘草等の事不始末のよし承り苦
々しき義に奉存候右等の義御座候に付候ても兼ても申候通り腹の慥にして商
賣の事に致鍛鍊應對文筆いづ方へ被差出候ても菊傳の手代と稱し愧かしから
ぬ一人を被召拘御働かせ候はゞ敗を轉じて功と爲す手談可有之事と奉存候い
づれにも誠意を以て炭彦を語らひ是を後ろ楯として利をも共にし損をも共に
するの仕掛に候はゞ其所に眞利可有之候松嘉も近日出府候との事同道の坂人
も御座候よしいづれ逢候て其様子委しく相尋ね愚考も候はゞ尙申上候様可仕
候忙中草々頓首

誠意を以て
炭彦を語ら
ひ

十月五日

修理

嘉助様

猶々乍憚御家内様へ總じて可然御致意奉仰候以上

〔三九八〕 恩田頼母に贈る

嘉永四年十
月五日

(新執政は
眞田志摩)

拜啓仕候此表も朝夕は大に冷氣に相成候其御地定て霜寒の候と奉存候御動履
益御萬祥被爲入候歟奉敬問候時に昨日依田甚兵衛妻看病にて其御地へ出立仕
候趣承り上邸へ罷出候處新執政も著府御座候由に付候問仕候處何歟以の外に
御用にて取込れ候と申事にて他日參□□□事にて面言は不仕候邸中にて承
候へば其著御座候當日なども御逢など長く有之候歟退出も遅く候ひし趣に御
座候此度新執政出掛られ候事誰に承り候ても聊か突留候事存知候もの無之本
より其筈の事には候へども顯然□□□往を以て來を察し候にいづれにも其
表に一變革御座候事と被存候此義公明正大の君子手を揃へ御國家の大本より
興り御紀綱を一新候事に候はゞ幸甚の事に候はんが萬一左なくして執事に意
を得ざるの黨與有之或は其間にて首鼠の兩端を持し彼の壟斷を占め候賤丈夫

輩私利を失はぬ謀にて取捨へ新執政衆も少年客氣を以て事を計られ候はゞ其名其形或は是に近く候とも其實其心既に非に候へば孟子の所謂生於其心害於其政にて夫はく容易ならざる義と竊に恐惶仕候乍然事爰に至り且小生閑散孤立の者に候へば如何とも力の盡し方も無御座候因て唯一言の忠告を執事へ申上候是は久しく高誼を拜戴罷在候に付如此に御座候幸に御心を被爲留被下度奉冀候能く大觀候へば毀譽得喪は片雲の空に起滅するが如くにて實に意にかくるに足らず畢竟自ら視候事軽く踏占め候所浮き候故に其起滅に隨て吾心を轉せらるゝにて候憚入候申上方に御座候へども成程執事の御施設上奉敬服かね候義も御座候夫は御賛襄申上候ものに其人を得させられず其爲に□□義多分御座候義と被奉察候乍然執事御資質當今實に其比なく候へば此節或は御不得意の事御座候とも遠からずして又思召を被爲得候事なからずやはと奉存候間何分にも御進退の所乍憚御立派に被遊候様奉祈上候遠くこれを□□し近くこれを自身の上に省み候に世に逆境と稱し候もの則ち皆我鍊磨の地にて其心を懲らし性を忍てその能くせざる所を増益し候事其後よりこれを見候に

(正誼館記
第一卷第
八頁に出
づ)

甚幸なる事の様奉存候因て執事の御上にも萬一御不得意の御事御座候はゞ其所を以て是迄能くせさせられざる所を御増益被遊候様に乍憚御心を被爲付度奉企望候其綱領條目は先年既に正誼館記に認め差上置候義に付爰に重複不仕候唯返すも御自重被遊一段と御志氣を引立てさせられ候様奉祈候突然御威重を奉犯候義恐入候へども兼々御不棄を蒙り候上は一言申上ざることを得ざる義に付如此御座候餘は奉期後便候恐懼頓首

十月五日

啓 拜

正誼老臺

執事

久かたのおほぞらわたる月だにも

はるればかくる世にぞありける

なか／＼にかけぬればこそ照る月の

光みちぬる夜半もありけれ

世の中は古今ともに皆如此ものと奉存候以上

嘉永四年十月

〔三九九〕 三好小三郎に與ふ

西洋砲學眞傳免許狀

- 一立法
- 一頭の向きやう左右
- 一右向法
- 一左向法
- 一左向回りやう
- 一步法 直斜
- 一止法
- 一小銃持やう
- 一同あつかひ法
- 一同こめ方 十二段 四段 急
- 一打方 直斜



- 一二列打方
- 一人數組方
- 一點足法 一替足法 一急足法
- 一正面進みやう
- 一側面進みやう
- 一向き方正しやう
- 一隊伍回り方左右
- 以上小銃
- 一野戰大小地砲使用法
- 一攻城地砲使用法
- 一守城海岸地砲使用法
- 一長□人砲使用法
- 一大小天砲使用法
- 一砲身並砲車圖式及砲家に用ふるさまぐの器械圖

- 一 砲身砲車砲隄砲床等名目
- 一 三才諸砲裝藥分量
- 一 同射擲遠近
- 一 遠近測量
- 一 ねらひ規則
- 一 三才諸砲さまざまの打方
- 一 同時所位
- 一 諸火術

以上大砲

貴殿入門以來篤く心懸修業有之追々上達被申候に付右の通教授の事令免許候但西洋砲學廣深之事に候閒猶無怠慢可有勤修者也

嘉永四年十月

佐久間修理

三好小三郎殿

嘉永四年十一月十五日

〔四〇〇〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

霜寒之時候御上益御機嫌能被遊御座恐悦至極奉存候然ば過日被仰出候オクヌント先御借受被遊御覽度との御事奉畏則取出し候閒奉差上候宜しく御取計可被下候彌御用にも相成候や否は其内御旨を御伺被仰下度奉存候以上

十一月十五日

猶々風呂敷は此ものに御返し可被下候以上

中俣 一平様

佐久間修理

風呂敷包添

嘉永四年十一月十六日

〔四〇一〕 長谷川深美に贈る

（村上生は
村上榮俊な
り）

霜威日に烈しく相成候所彌御安健珍重奉存候然ば御在府中御内話も候ひし村上生外宅之事其後隨分無油斷心斷遣し候へども相應之所無之今日に至り候處此節一ヶ所有之候趣にて場所は萱場町に候故醫業致し候には最寄よろしく御

書簡 木挽町時代 (四〇〇) 中俣一平宛 (四〇一) 長谷川深美宛

三七

座候委細之義は當人より申上候に付相略し申候かねて御内話の節も左様申候通りとても醫業にても少し行はれ不申候ては小給に就き何分活計に差支候義に付何とか御助力不被成下候ては難相叶次第に御座候此表賣居の家も澤山有之候へども或は市中の地面にて物がより多く又は武家地にても輕き御家人の地などに候へば餘計に先納をはたられ候には困り候ものに付夫等擇み候と善き所は随分少きものに御座候此度の如く最寄も宜く地主も良き趣にて宅の様子も大分都合よきなど申は拂底なる義に付何分も宜く御周旋被下度奉希候今日當人罷越し此段私方も相願吳候様頼みに付如此御座候時下衆の爲折角御多愛所祈御座候頓首

十一月十六日

啓 再拜

長谷川君 几下

嘉永四年十一月十七日

〔四〇二〕 白井平左衛門に贈る

附啓此一封御序に御遞送奉希候

金忠(金子) 忠兵衛(藤) にて愚弟を 批議いたし

霜寒彌御健安奉拜慶候然ば此間は御内書被下金忠蔭にて愚弟を批議いたし不埒至極に付離門候様被仰下御尤之御事に奉存候然所蔭言は小人之常事にて聖賢之事をも君長至尊之義をも蔭にてとかくいろひ候事まゝある事に候所夫は其まゝにして差置候事に御座候去らば表向候所にては批判出來候事かと申すに夫は本より根據もなき私言の事に候へば其人に對し候ては一言も出不申是は小人之常態と申ものにて實は深く咎むるにも足らざる様被存候其上彼が祖父綱左と申人は先子の執友にて其緣故にて雪庵も渠も門人に御座候渠又愚弟へ入門候へば古人之申三世の通家と申様のものに付大抵の事は差ゆるし置き候心得に御座候愚弟の心得は左様に候へどもかれ本小人の事に候へば猶々不義理を重ね容赦成兼候様之事に至るまじとも難申其時は愚弟とても不得已事も可有之候乍去先成丈は差ゆるし置度候但毎々老兄より御深切に被仰下候條は千萬奉感謝候委細は尙拜面可申上候授爰に一事御煩はし申度事御座候御隣長屋に寓し候雨宮左京の義に御座候先年愚弟手支之節所持之西洋書を引當に六圓用だゝせ候事御座候夫等之事も有之候に付昨年夏中當人差支之趣を以て

古人之申三 世の通家と 申様のもの 申付大抵の 事に差ゆる 得し置候心

近日之内致
才覺差戻し
候様被仰含
被下度

都合致吳候様頼候故兩度に三十一圓用達遣し尤其節は來月末とか何とか申事に候所其時限戻しも不仕乍去愚弟も返されず候ても何之手支も其節は無之候に付催促も不申當秋盆後迄其儘致置き候所當年は卜居彼是にて多分入増候て外藩懇志之者より少々貸借候位之事に付其外手回の事を申候て早速償ひ候様申越候所陸々挨拶も不仕私方へいづれ参り候様申候ても一向に参り不申度々紙中にて申坂本才助杯を以ても申させ候所一切返事と申もの無之愚弟御屋敷へ出候序に立寄見候てもいつも留守と申事にて其時に私方へ参り候様留守居のものへ申置き候へども其後遂参り不申餘り不埒之事に存申候是も貴君忠兵衛を濟ぬこと、御申候様に申候へば差ゆるしがたき筋に候へ共是も只今にてこそ門人のあつかひに候へども兒どもの時は親しく友とも致し候もの且其母には人よりも其以前之交りを以て見捨呉れ候など申頼みをも受け居候事に付堪忍致し置き候事に御座候乍然此節愚弟手許大に差支候間何分にも御厄介乍ら御長屋へ招呼ばれ以前六圓之借用も候間夫丈差引き貳拾五圓は近日之内致才覺差戻し候様被仰含被下度奉萬冀候何分義理を辨へ候様御教諭可被下候

御用多之御中かゝる事御煩はし申候は極て恐入候へ共何分可然様奉希候至禱
至祈

十一月十七日

啓 拜手

白 井 君 臺下

〔四〇三〕 大槻龍之進に與ふ

松代町 丸山熊男氏藏

西洋眞傳砲術免許狀(稿)

- 一立法
- 一頭の向けやう右左
- 一右向左向右向回りやう
- 一步法直斜
- 一止法
- 一小銃持やう
- 一同あつかひやう

嘉永四年十一月

附(祭) 目良に在るに
三谷左馬に酒
許状にせし免
加へし大槻の
與へし大槻の
しなるべし

- 一同こめ方 十二段 四段 急
- 一同打方直斜
- 一二列打方
- 一人數組方
- 一點足法
- 一替足法
- 一急足法
- 一正面進みやう
- 一側面進み様
- 一向け方直しやう 目良
- 一隊伍回し方左右 三谷 (括弧内の分は附箋)
- 以上小銃
- 一山用三斤地砲使用法
- (同十二拇長人砲使用法 目良) (括弧内の分は附箋)

- 一野戰六斤地砲使用法
- 一同十二斤地砲使用法
- 一同柘榴彈裝法
- 一同十五拇人砲使用法
- 一攻城二十拇人砲使用法
- 一十三拇天砲使用法
- 一二十拇天砲使用法
- 一二十九拇天砲使用法
- 一各種砲身並砲車圖式
- 一三才諸砲裝置分量
- 一同射擲遠近
- 一遠近測量
- 一ねらひ規則
- 一三才諸砲さまざまの打方

一 同時所位の心得
一 諸火術

以上大銃

貴殿今夏入門以來篤く心懸日々出精修業せられ感入今般歸郷被申候に付此卷今附屬候畢某元來此術を講習候事偏に家國天下の御爲を存じ候迄にて世間卑に臨んで高を爲さんと欲するものゝ比にあらず故に勤苦して發明する所の業といへども初よりこれを隠秘せず此邦に良法奇術を心得たるもの一人も多くあらん事某の志願也去れば貴殿歸郷の後其人を得て指南有之義尤も以て可然候但修業の日甚淺く某の意に滿ざる所猶多し且西洋火砲の術甚廣博にして某といへども猶盡さざる所少からず候間自ら其及ばざる所を知り且暮無怠慢習熟續て可有請益者也

嘉永四年十一月

佐久間修理
明

大槻龍之進殿

嘉永四年十
二月三日

尊大人御計
聞到來

〔四〇四〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

廿四日付尊大人御計聞到來誠以絶驚言語道斷之至奉存候貴君御始御家内様御傷悼いばかりと察入候御事に御座候幼年より殊に御懇意も被下しかも御同庚に候故御互に末永く垂白迄も御力に致しも成りも仕候半と存候ひし所當年なごかゝる御事の御座候はんとは思ひも寄らず唯夢とのみ被存候母始め小妾ごもゝ何とも可申上やうも無之御不幸とて御悔み宜しく申上度段申出候御別紙御容體書をも致拜見候所西洋にてスワルテシーキと申御症と被存候至て難治のものに候へごもしかし四月中甚敷御黒便御座候節より御刺絡をも屢致し温暖のもの一切御禁じ勿論御禁酒被成冷飲冷食のみ御用ひ假令茶等御上り候にも冷たるをばかり御上り酸き味のものもを不斷御かてもものにも被成候様御心付御薬用も其御症に應じ候ものを御用ひ被成候はゞ此御大變には被及まじくと奉存候然る所私も此表に罷在其御地には夫等の御症と明白に存じ候醫者も無之此大故に至り候義と残念に奉存候且其御初發より其容體等一切不被仰下

候事近頃遺恨の事に奉存候夫と申も畢竟西洋の醫方等も開け不申候故自然と右様の御症をも輕き御事と醫者も存じ其心得にて御話をも致し候故格別の御重症とも御心付れず此極に到り候事と被察候扱々不及是非次第に御座候乍然夫も是も皆定りたる御命數の所致可有御座候へば深く御恨悔も御無用に奉存候唯理を以て御節哀御毀瘠に不被過候様所祈御座候然ば此兩種不腆の至候へども御靈前へ御備被下度致送上候宜く御告蓋可被下候乍憚北堂君令弟へも御悔可然御致意被下度候先は拜弔迄如此御座候唯御自愛のみ奉禱候以上

十二月三日

修理

慎藏様

嘉永四年十月五日

〔四〇五〕 林辰之進に贈る

互寒彌御安泰奉慶候先頃は御手帖被下候所折節與平様御頼之大砲打だめしにて上總へ罷越し候用意最中にて晝夜無寸暇心外御無音恐入候又々御催促被仰下候に付今信金子差上申候七兩の所過日西村より三圓御取替申候よしに付四

折節與平様御頼之大砲打だめしにて上總へ罷越し候用意

圓御收可被下候からくり三十挺竹村殿へ御出し被下度候來年の御仕事も大分可有之候來年分は少し地板をも改め度所有之候十分に手本を作らせ差上候心得にて此節取かゝらせ居候免角いつも多忙に付要用のみ如此御座候寒威折角御厭可被成候以上

十二月五日

修理

辰之進様

嘉永四年十月六日

〔四〇六〕 宮本慎助に贈る

別來御疎遠愧入候其表發軔之節も御丁寧御餞別等被下感刻之至奉存候其後は絶て御禮も不申簡忽之段幸に御容恕可被下候日來寒威相加候御母堂様御始彌御清健に御座候歟爰許幸にいづれも頑全候間乍慮外御放念被下度候近來一齋先生も八十の賀筵有之候至て健に御出候匾字一枚到來候所賢友山下の御住居には丁度適當候様存候まゝ致贈上候御咲收可被下候少々御厄介に相成度義も御座候別紙にて御承知被下度先は御疎遠の申譯旁如此に御座候乍憚御母堂様

近來一齋先生も八十の賀筵有之候

（億君は伊木億右衛門）

へも宜しく御致意可被下伊木御祖母様へも可然希候億君より過日認ものゝ事申來候多忙にて未了いづれ年内には責を塞ぎ可申候間是も御序に御一聲所祈御座候寒候千萬御自愛候様奉存候以上

十二月六日

啓 白

宮本賢友

嘉永四年十二月七日

〔四〇七〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

此間被仰出候十二廿野戰砲十五扨長ホウウキツ、ル圖奉差上候

寒威相増し候處御上益御機嫌克被遊御座恐悦至極奉存候然ば此間被仰出候十二廿野戰砲十五扨長ホウウキツ、ル圖奉差上候宜く御取計可被下候過日御尋被下候節も御話仕候通是迄の圖は門人共へも借し遣し鑄物師などへも下げ遣し候て手あかも付き居り御手許へ差上候義恐入候間別段に仕立て序に銃耳の所を切斷仕候圖をも認候義に御座候是は其儘御留被遊被下置候様仕度奉存候總て宣布奉頼候以上

十二月七日

佐久間修理

中俣一平様

嘉永四年十二月十四日

〔四〇八〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

寒入前故か昨今一しほ霜威に御座候彌御安泰奉慶候然ば此間申上候通オクヌントの義に付別番之通に申來り候間何分も御下に相成候様奉願候最初の手紙も乍序御覽に入候如此様に申來り候得共私より差上候品に價など不相當之義御座候ては如何に奉存候故態と申上も不仕候ひき去りとて夫は不相當に付免ても御買上等には相成まじくと先方へ申候時は暫時御借被遊候にも取計らひにくき事御座候に付やはり愚を示し候て取寄せ奉入御覽候に御座候右之次第に御座候間一先御下げに御取計可被下候昨日も又口上にて催促御座候に付如此に御座候可然奉願候以上

十二月十四日

中俣一平様

修理

嘉永四年十二月廿二日

〔四〇九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

追日御淋敷思召被出候御事のみ多く可有御座察入奉存候近日御近所之内川已之作出府にて御無恙の御様子は致承知候時下甚寒彌御障も無御座候や然ば此品御朦中並寒中御見舞の印迄致呈進候御叱存被下度候其後御家事の御様子等如何や日夜心にかゝり申候榮八方の御調等方付候義や近日御藏の方の義をも傳聞いたし候が實か否やは相分らず候得共穩かならざる事の様に致承知候片桐等より御内借の事など急に何ら被成候様になど申事有之まじきに無御座候へどもひしと御差支候趣を此所にては包ます被仰立候が可然存候喜六等申候通り榮八不取計故に如此と申事も其通りを御申出可被成候夫にて榮八の罪の別に重く成り候にも無之候て貴家の敗を轉じて功と被成候一計には相成可申と存候故如此に御座候甚多忙にも候故草々如此申縮候餘期後音

榮八不取計
故に如此と
申事も

慎藏様

十二月廿二日

修理

嘉永四年か

〔四一〇〕 雨宮左京に贈る

昨日は御惠然被下奉謝候彌今夕御上途之條嘸々御用多之御事と奉存候昨日與良へも参り候所留守に付御約束通りに不相成遠方御使を煩し御氣の毒に奉存候近所より少々致都合御間に合申候御切手御丁寧の御事慥に致落手候昨日も御頼申上候通御在所表いづれへも宜しく奉願候御道中折角御保護所祈御座候

二日

啓拜

雨宮賢友座下

〔四一一〕 望月主水に贈る

長野市 近山與五郎氏藏

嘉永五年正月二日か

過刻申上候所申上落し候義御座候に付尙申上候私に御座候へば御安心被遊かね一平に御座候へば却て御安心被遊候と申御事乍恐冠履所を替へ候とも可申上是は畢竟學之淺深事の本末を御存知不被爲在の故と奉存候學之淺深事の本末を御存知不被爲在候は私等の言論を御親く聞し召れ候御事の無御座候故と

夏中御用に
砲相成候六斤

奉存候私などの言論を時々御親く被聞召候御事無御座候は是亦其然る所以御座候義と被存候夏中御用に相成候六斤砲之義過刻申上候通戲稱に當り候や否御實驗被爲在尤も其節御側向にて右戲稱候族をも御呼出し御座候て其定見御座候て申出候義か又徒然一時の取留めざる義に出候やを御尋被成下度と奉存候もし唯定見も無之其義の本末をも辨へず候て取留めざる義を申出し上の御武器を誹謗致し候は不相濟義殊に火器之義などに浮説を申唱へ候事士氣の奮否にも關係候義に付其罪輕からざる次第に付聡と御沙汰御座候様仕度奉存候是其關係候所細故に無御座候間宜敷御勘辨御座候様奉存候若又右等の義御勘辨に被爲及かね候御事に候はゞ右筒は御不用に相成鑄物師へ御渡しに相成候金百拾兩に御座候間右筒御戻候様致し候へば子細無之候此度改めて御新鑄と相成候様仕度奉存候且又其御新鑄も御上之御安心被遊候様一平へ被仰付可然又鑄物師も兼ての思召通總五郎に被遊成就候所の延引に相成候は御見捨に相成候より外有御座まじく奉存候一向に事の得失是非も分らず候もの寄合ひ根柢もなき事を申候義御核實も無之御上之思召を奉始冠履所を替へ候様にては御疎遠なる私輩いかに心力を盡

鑄物の掛は
蒙御免度

し候とも其御裨益有御座まじく却て御疑惑を蒙り候様可罷成甚迷惑仕候義に付鑄物の掛は一向に私の方蒙御免度奉存候若々私へ是非とも被仰付候御儀に御座候はゞ前條申上候御核實之御取扱ひに相成御上にても御親く私の辨説をも被成下御聽御側向にも限らず異論等仕候もの一同被召出其辨論の様御定斷被爲在御手前様にも御同様御聞被成下候はゞ根帶御座候義は根帶御座候事に相成り無根之論は無根之論と相片付可申左様御座候はゞ向後紛々之浮説相止み御兵備も確實之場に可至候左も無御座候ては一齊衆楚之勢致し方も遂に有之まじくと存じ候より如此申上候に御座候過刻申上落し候は鑄物御用私之方御免被仰付度と申一事にて候所其義を事の分り候様申上候はんと仕候へば遂又長く相成り御覽被成下候も御六ヶしく御座候はんと奉存候へ共不得已事如此に御座候彼是可然御進止可被成下候以上

正月二日

望 主水様

佐久間修理

嘉永五年正月十九日
正納(中俣は側戸役)

〔四二二〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

剩寒兔角磷かね候所彌御清安奉恭賀候然ばウエイランド詞書御手許御用に付返上仕候是は此節一四七の日西洋書輪讀等も始め置き御在所表より修業願ひ罷出居候ものゝ爲にも殊の外の必用のものにて此書無御座候ては盲者の杖を失ひ水母の蝦に離れ候様にて甚當惑之仕合に御座候右之段御垂憐を蒙り候て御用明きに相成候はゞ又々拜借被仰付被下置候様賢之助安世等迄一同奉願候義に御座候何分其段御序を以て可然御執成之程奉頼候御書物は都合合本六冊に御座候以上

十九日

佐久間修理

中俣一平様

嘉永五年正月十九日

〔四二三〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

拜見仕候西洋詞書之事云々承知仕候先刻持せ差上候が行違ひ候と相見え申候

(塾生蟻川賢之助甥北山安世)

フランス字書一本取落し恐入候

只今頃は定て持參仕候義と奉存候但フランス字書オランダ語にて註するもの一本取落し恐入候家來罷歸り候次第持せ差上可申候此段拜答迄草々申上候以上

十九日

中俣一平様

佐久間修理

嘉永五年正月廿二日

〔四二四〕 宮本慎助に贈る

新禧愛度申納候御揃彌御平安被成御超歳慶賀此事に限り申候弊家老少幸に瓦全候間御放念被下度候先は年頭御祝詞得貴意度如此御座候恐惶謹言

佐久間修理

正月二十二日

大星明

宮本慎助様

人々御中

猶々舊臘は御細答其上雨宮生之二十五圓御廻し被下千萬奉謝候然に其節も被仰下候通彼生事は迄の如く空しく歳月を費し内願の筋も調はず不用に金

舊冬より大御番與力村大抵に相調上申へ

錢を使ひ棄候始末にては行々濟かね候事に付存切り御在所表へ罷歸り候様
勸め可申様被仰下至極御同意に存じ候事に御座候然る所舊冬大御番與力
祿は地方にて二百石と申事に御座候村上と申へ相談大抵に相調ひ此度は十に十間違無之其家は
砲術など教授候家にて既に桑名仙左衛門老人なども其先代の門人にて候よ
し親類なども立派なる事にて松平和泉様御家老鈴木權大夫なども近親の様
子にて此方様御留守居迄も内々問合等有之妻女に成り候娘と年格好も宜し
く引越しに相成候へば直に家督致し三月中は大阪在番に上り候都合と申事
にて老母一人の外厄介等無之先代のなくなり候を祕し置き候ての養子と申
事に付誠に都合よき事と存じ申候其親類共々も拙者弟分にて遣しもらひ度
と申頼有之候持參は二百金にて結納の節百五十金引越の節五十金持參候様
にと申事に御座候尤も是非來月は引越と申事に致度と先方急ぎ候事に付結
納迄に五十金出し候て追々引越迄に二百金の數揃へ候様なれば夫にても宜
しくと申事に御座候乍然成り候事に候はゞ結納に百金は遣し度様に存じ申
候先方にてても大阪在番の年に當り居候故是非相應のもの見付候はねば叶は

拙者弟分に
て遣しもら
ひ度と申頼
有之候

ぬ様子に就き至極妙と可申候其上其表後室の貞操の様子をも其老母と申す
もの年六十餘聞及其様の善き人に候はゞ同居に致し度と慕はしく存じ居候
との事は又絶妙と存じ申候當人も近日私方へ參り何分厄介に頼み候と申事
にて候所内心には至極妙と存じ候へども只今迄餘り不詰にも候ひし故いづ
れにも西山氏に坂本氏にても一同參り被頼候はゞ承知可申と挨拶致し置き
候但先方より内々頼みも回り急ぎの趣に付今日迄兩子は見え不申候へども
不取敢此事報聞申候依て此書狀届き次第持參金の所は乍御苦惱御都合被下
此表御勘定吟味の手迄也とも西山と拙者名充にて早速御繰出し可被下候此
度は萬に萬調ひ可申事と存じ候へども乍去人事にて候へばいかなる間違有
之破談に成るまじとも難申候左候節は其金は直に其表へ繰戻し當人の手に
渡らぬ様取計ひ可申候此度は拙者に於ても甚だ妙と存じ何分も相談調ひ多
年の志願を叶へさせ度存じ候故此段得貴意候事に御座候後室へも其段御話
し可然御取計らひ頼入奉存候以上

嘉永五年正月廿三日

〔四一五〕 中俣一平に贈る

松代町 中俣兼雄氏藏

村上榮俊フ
ランス語を
和語にて譯
し

餘寒兎角甚しく御座候益御安健奉恭壽候然ばフランス詞書オランダ語にて譯するもの奉差
上候可然様奉願候極密は村上榮俊フランス語を和語にて譯し一部の書を取立
度と申事候て内々回し置き大延引仕候夫是宜く御回護可被成下候以上

廿三日

佐久間修理

中俣一平様

嘉永五年正月廿七日

〔四一六〕 佐藤安喜に贈る

冬とても無之寒氣に御座候處彌御健安珍重奉慶候然ば先日入貴覽候臺場雛形
此節萩藩にて差掛り借用申度と申事に御座候依て此人差出し候間一と先御返
し可被下候御役方へは別に造らせ候て差出可申候忙中用事のみ草々頓首

正月廿七日

佐久間修理

佐藤安喜様

嘉永五年二月十三日

〔四一七〕 雨宮村上誠之丞に贈る

東京市 村上常藏氏藏

今日は愛度存候何故遅刻にや千萬不審に御座候先刻村上より納幣参り申候代
金は五種にて五百疋に御座候貴様昨夜御申候とは五分一の相違に候あまり遅
刻にては如何とて宗五郎只今に扣へ居候早々御出むき可被成候貳拾兩は某用
意致し置き候先取急ぎ申進候以上

二月十三日

修理

(誠之丞は
左京の改名)

誠之丞様

〔四一八〕 宮本慎助に贈る

餘寒猶嚴敷候處彌御休安珍重之至奉存候然ば雨宮生義に付先頃中兩書を發し
候所前書の御返事四五日前相達し拜見申候被仰下候次第餘議もなき事に存じ
候へども當人も數年の願にて又此度の如き好場所も是迄とても無之此末も再
びあるまじく叔又當人の存念も此度の義調はず候へば兎てもおめくど在所

嘉永五年二月十四日

表へも歸られ不申剃髪にても致し候はんなど決心の様子に見受申候依て是迄かの後室も當人の意に任せ候はんと被申候義に付此所にてはもし〜貴様御手にて御縁合も出来かね候程の事に至り候はゞ後室暮され方を減じ候て也何とか工夫御つけ被下候様致し度存じ申候是は當人よりは申かね候事に候へども私並に西山氏より冀ひ候所に御座候此方一人のしうとめと申もの即老母也至てよき人にて先便書中にも認め候通其表の後室にも同居致しもらひ度と申候程の事によし之趣に候へば其表の暮され方は其本を減じ候ても子細も無之直に家督致し候義に付何分他日に氣遣ひも無之事に御座候只億萬の一を氣遣ひ候へば兩宮生實子無之間に命短く候時こまり候なご申事あるまじきに無之候へども萬々一右様の節は西山氏いか様にも兄弟の義に付引受世話可申と被申候右之趣書状も出され候よしに御座候何分も此所にて早速一御工夫被下候様致し申度候人一人の義かの後室よりは子一人の浮沈此一舉に有之候事に付御勘辨可被下候幸此度三村氏御内用にて其表へ被參候に付委細の義は此人へ頼み遣し候何分も此歸府の節慥かなる便にも候へば貳百金御送り被下候様所祈御

昨日結納も無滞仕舞申候廿五日彌引越に決し申候

座候昨日結納も無滞仕舞申候廿五日彌引越に決し申候昨日も持參金之義不都合と申事に付私よりも貳拾圓才覺致し遣し申候何分も此度は速に事を調べ候様致し申度候後室へも宜しく御傳聲乍憚奉願候以上

二月十四日

大 星 拜

宮 本 賢 友

〔四一九〕 村上誠之丞に贈る

東京市 村上常藏氏藏

嘉永五年二月廿六日

昨日は御尋被下辱候然ば其節忘れ候と申一條跡にて存出し候此度之義は津田轉子致周旋大岡様より問合有之候節宜しき様に致返答吳候譯有之候間是は早速に禮に御出候様致し度候其事は御家内様へも御話し候て少々之土産は御持參候様存候御多用に候とも是は何分早き方宜しく櫻田御屋敷内貴様御外聞にも關係候事に候間其心得可然候此事存出し候まゝ認め置候以上

廿六日

嘉永五年閏
二月二十九日

〔四二〇〕 山寺源大夫に贈る

桐翁先生御
不幸

御自叙の跋

二月晦日夜の御手誨拜接如舊御健安の御容子詳悉仕浣慰の至奉存候被思召寄片栗粉製の□□荷御送惠感佩不已奉存候儲此表の義をも三村氏を具に蒙御承知候趣御懇切に被仰下乍例奉銘謝候老母事兎角其御地山間の風味を棄てかね候様子に御座候しかし近頃は公邊にて格別に御世話やかれ候故か失火も少く都下穩かに候上好時節と成り候に就ては久しく其表の義も不申出候至て健にていつもまめしく候間乍憚御過念被成下間敷候儲桐翁先生御不幸の事御同前不勝痛惜奉存候盟臺御咫尺の間故御病開時々御候間も御座候義と奉存候所小弟義は隔地の事にて御大故と申すに及て始めて承知別して殘念に奉存候斯とも不存命を受け居候御自叙の跋尾をば能こそ御生前に差上候事と奉存候三村も歸府にて御近況委細承知仕候方々御尊惠の拜謝裁呈の心得にて忙中少く猶豫仕候内又々本月既望の御長箋到來感悚兼併せ候仕合に奉存候先以て時下彌御萬福の條奉欣喜候其表猶殘雪も候やに被仰下候所此地は既に櫻花の時

牛渚先生御
昔遊之地へ
碑を御建て
被成候よし
座の思召し
候よし

荒井生人物
之事好言好
人の顔色定
に於て申其
行跡に被
就て窮む
存候

節に相成觀花の士女日々喧闐之様子に御座候纔かの里數隔り候ばかりに御座候所氣候は著しく違ひ申し候儲牛渚先生御昔遊之地へ碑を御建て被成候はんどの思召御座候よしにかにも可然御事に被存候碑文の所は宿老且御知音にても候へば暖翁へ御頼み御座候はんどの事殘る所も有御座まじく候決して風流好事のみに涉り候義に無御座候開いづれとも早速に思召立られ可然奉存候愛日樓等へ周旋之義は如何様も可仕候間御同門御熟談次第如何共可被仰下候令郎御寄宿中の事成程三村よりも承り申候其以來は雙日か隻日か隔日に千葉へも御通ひ候趣にて御得意の様子に候荒井生人物之事御尋に御座候が何も不好の人物とも存じ不申但田舎より出候て律義なる方に可有之候其上人の好不好は顔色言語にては定められ不申其行事の跡に就て窮むべきことに被存候諸生輩異論有之候は何ぞ其跡御座候義や小生方へは毎朝の様參り候が其動止言語何も人の害に成候人とは存じ不申候孔平より辰三書物も少く讀め候様に申上候よし小弟へも其事申聞け候ひき然れども文事の談に至り候ては孔平より少く讀めも致し可申候得共決して讀書の出來候人と申すにては無之候猶行跡に

老母事北遊
など申事

佐賀侯津侯
の節へ御出
小弟にも出
候様にと

就て御氣遣候義も御座候はゞ可被仰下候如何様も相探り可申候老母事北遊な
ご申事久しき義に御座候が暫にても幼孫を手離し候義又忍びかね候様子にて
候于今何れとも決しも不仕候彌罷越候に相成候はゞ何分御心添奉願度候津佐
賀兩侯之事御尋に御座候既に三村よりも御承知被下候通今春佐賀侯津侯の第
へ御出の節必らず小弟にも出候様にと兩侯よりの前廣より御約束に御座候勿
論其日は人ませなしにと申事又小弟も世閒有ふれ候書家畫家などの様に群侯
雜沓の席へ被招候義は好み不申と斷り置候義に御座候然る所佐賀侯駕を發せ
られ日限繰上に相成候て宿約は廿四日の所津侯へ御出候九日御暇乞ふるまひの
譯に相成候御會客御多勢候趣にて小弟遂罷出候佐賀侯より其翌日兼ての門
人本島藤大夫を以て兼て御逢可被成被思召候所無之義御残念に思召被下候段
被仰下御國許磁窯之内公邊へ献備に相成候窯にて博古圖中の爵の形を寫し候
磁杯御好みにて出來候を一箇御贈被下候青色の顔料なごいかにも美事なる事
にて頗る清玩に足り申候但盟臺に一酌を勧め奉ると不能是のみ恨に被存候右
の次第にて彼の侯に御目にかゝり候はざる事惜き事に御座候しかし彼侯御頼

ソムメルと
申獨逸人の
窮理學の書
一部を作り申
候詩

にて十二ポンド新製野戰砲架一座並海岸砲架十分一雛形一座作り差出候は近頃快
く存候義に御座候佐賀も長崎へも近く第一大藩にても候へば架車等精密に作
り候位の事は差支もあるまじき様被存候へども左様參らぬものと被存候異舶
の事御尋に御座候是も先頃勢州沖餘程大ぶりの舶見え候趣にて御座候ひき乍
然早速何地へか參り候よしに御座候清國煙土の後局先其儘と被察候四ヶ所の
借地等目今其大害を見ず候へども後患は必らず免るまじく被存候清人の文集
など見候ても何分己の拙陋なるを心付す洋學の精到なるに我を折り申さぬ様
子にて氣の毒に存じ申候近日去々年出板の「ソムメル」と申獨逸人の窮理學の書
一部不思議に手に入り候て朝暮讀觀仕候所新得殊に多く其樂不可言候夫に就
き十詩を作り申候其序云余誦陶處士讀山海經詩喜其沖澹深粹道然有自得之意
然亦恨其所云終宇宙者止於山海經穆天子傳恍惚怪奇之談也余嘗病漢士諸論說
物理多出臆度而流於虛誕竊欲救此弊以西洋實測之言久矣偶得獨乙宋墨爾著寰
宇記而讀之天地之大日月之明風雲露雷之變禽獸草木之微無一不闡其幽而探其
蹟真可謂綜括宇宙終始古今者余甚樂焉乃以處士俯仰終宇宙不樂復何如爲韻作

詩十首。若其思致拙劣命辭凡陋。固無足稽。然至其云々者。則窃以庶幾焉。大略如此に御座候御笑覽可被下候詩は甚だ六かしく註釋無之候ては通せざる所多く候故態と不認候此節門生に注文を加へ居るもの御座候間其卒業次第可入御覽候令郎御事に付愛而能勿勞手被思召候よし御尤に奉存候兎に角安樂に死するの戒も候へば後生輩には何分艱苦を嘗めさせ度ものに御座候但御訓導の所無覺束候へば秋中云々の思召是又御尤奉存候池村生も被見候に付令郎御一同に夕飯にても進じ申度なご母も申居候へごも何や彼や取込候て其意を果し不申候先は御兩通の拜復迄如此に御座候時氣衆の爲折角御多愛所禱御座候不具

懼堂盟臺先生 賜覽

後二月小盡

啓 拜復

嘉永五年三月十八日

〔四二〕 竹村金吾に贈る

早春には新禧の御投書被成下不淺難有奉感謝候早速右拜復可申上之處何か時節柄小弟なごより稠々御文通申上候事等は御爲めにも不可然やなご存じ候て

客冬總州に於て大銃試しの節

遂延引仕候義に御座候幸に御炤諒可被成下候時下漸好時節と相成候彌御萬祥に被爲渡候御事と長谷川生より傳聞奉慶賀候同士歸藩の前一日訪問に付其節猶宜しく申上吳られ候様相話し候賤家別條無御座候段は同生より御承知可被成下候借早春御投書の節は被寄思召何の一袋御惠貺被成下奉感刻候郷味は別段なる事と家内打寄り獎味仕候義に御座候林生への義も御手数數被成下是又奉多謝候拜借金の義も偏に高誼と言謝不聲難有奉存候客冬總州に於て大銃試しの節うめがね飛び出し候義等御傳聞不評判には成らずやなご御遠念を被爲勞被下候段今に始めず御深情の至不勝感銘候其節は同じく砲術なご致し候ものは種々申唱へ候様子にも承り候が本より其爲めのためしにて候へば顯はれまじき様に姦工の巧み候を一時に打破り見せ候へば夫にて事濟み候義夫を世間有之候様に其姦工奸商と腹を合せ藥力を減じ彈丸の徑を小さくして藥の分量迄を耗し候て損すべき筒をも助け置候類は濟まぬ事に候後來もし強藥を用ひ法の如き強丸を裝し候時は必らず破裂し可申其節は幾分の人の損じにも至り可申候小弟のは夫等の類に無之法の通に致し其筒破れ候に有之候へば聊か

如何とは存じ不申候尤も其筒は一昨冬押詰り小弟の歸藩四五日前に鑄込候て鑄模を開き雜と改め候ばかりの事にて昨四月出府候へばもはや仕上げに成居候所銃腹に色の變じ候所有之候故もしくは埋銅にては無之やと存じ嚴しく工人へ尋ね候ひしかども鑄形のしみにも可有之など申うめがねとは不申候故鉦にて打ち巢中に日光を容れなど致し試み候へども埋がねなる證據も見出し不申候故去らば法の如く試み候はんとて勿論ためし候節には人をも退け損じ候ても害無之様に致し候ての事に付小弟の心には何とも存じ不申候但其筒をためし候後に十分打候はんとて樂居候諸生輩の力を落し候には氣の毒に御座候ひき乍去其鑄直しも既に出來近々又富津迄罷越し打だめし致し候と申にて此節一統門人輩競居候義に御座候間御降心可被成下候津候の事御尋に御座候處是は過日山寺兄への答書に認め置き候定て御出會の節御承知可被成下候と爰に相略し候其後は侯の御左右へ親しく出候門人親大病にて遂致不幸此節忌中に候とて久しく見え不申其他砲術の方に掛り候門人は昨今も見え候て筒の鑄造御頼被成度など申事申聞候彼藩も今少し振ひ可申筈の所何分存じ候やうに

津島津は島
良介と謂
ひ中津藩内
用人なり

至り不申業前の修業而已にて甚鈍く候獨中津藩はいづれも出精にて頗る可觀やうに相成候先日二本榎下邸の稽古日に島津と申兵學者に小弟の申候にはかねて陣に臨み如何様に被使候とも分合集散奇正の變化その指揮せられ候まゝに成候様教へ立て候はんと約束申候が大抵其場に至り候様存じ候間いか様の陣法にてもいか様のかけ引にても好まれ候へと申候所其外にも兵學者居合せ候へば談じ候て種々の好み有之候ひし處指揮に隨ひ漫急舒疾聚散離合自由自在にして且整々として其隊伍の動き候事島津始め其藩の有司も目を驚かし候て感嘆致し深く禮をも申候事にて御座候ひき但惜むべし僅に百人に満たぬ人數にて候故張合薄く候佐賀藩にては一日に三千人も出で操訓致し候事も候よしにて小生にも一年也半年なり參り吳候様になど門人申候へども只今左様も致しかね候乍去責ては三五千人の人をも始末致し見度ものと存じ候事に御座候佐賀の門人も中津藩人の精密に出來候をば浦山しく存じ候ていづれにも君侯御歸國候へば國の人三四人塾へ頼置き度と候にも思召候と申置き候叔當年自分大喜候事はかねて長崎へ頼置き候窮理の珍書到來候て日々其所無を知り

ソムメルと
本邦に
ては當時
御座候の
み部

高價の極に
候へども極
用を成し候
が金に換へ
がたく候

寢食を忘れ申候ソムメルと申名の書に御座候が天地萬物古往今來誠に滯所なく其理を究め候書にて一昨々年の板行に御座候本邦にては當時三部御座候のみ一部は天文臺一部は薩侯一部は小弟の有に御座候ばかりに候跋尾を一首認め候間呈し奉り候是も偏に先生の賜ものと存じ候故に如此に御座候去年例の御厚情被成下候内を以て四十金長崎通事へ遣し置候其上に當春又十五金差出し候全く前金に四十圓遣し候故に手に入候に有之候へば偏に賜ものとは申上候事に御座候高價の極に御座候へども跋文にも認め候通用を成し候所金に換へがたく奉存候惟いづれの時か一室に拜對候て此妙理を拜話申上べくと是のみ恨みに奉存候先は早春御投書の拜復旁申上候以上

三月十八日

啓 叩頭

竹村先生臺下

〔四三二〕 恩田頼母に贈る

嘉永五年三月十八日

拜啓仕候晴山罷出候に就き此表の様子並に賤家の近況をも御詳悉被成下候と

書畫帖の
二張以前
置候拙
詩認め今
奉差上候

て呈書の御誨答も早速に拜接仕難有奉莊誦候先以其以來御履用益御休安に被爲涉候て慰沃之劇奉存候偕國史御通觀の思召立ち御家藏の古書類御調の事並に晴山歸府にて往事は語らすと御定め被遊候御事等一々拜承不勝敬歎奉存候先便一時の御咲草に入御覽候拙詠過て御賞譽を蒙り汗顔の仕合に奉存候本より深く學び候義にも無之一時の責を塞ぎ候迄に仕候ものに候へば御過獎は敢て當らざる義奉存候叔蒙仰候書畫帖の絹二張以前作り置き候拙詩認め今信奉差上候五古の方は君臣の際に感じ候所有之作り候詩に御座候昨今の御様子乍憚御同感も可被爲在と存付候まゝ録し候義に御座候七絶の方は今春慥か入御覽其説をも大略申上候やに奉存候いづれも御一咲可被成下候偕近日又々御手教被成下且被爲寄思食越産の乾鱈御送惠被成下毎度御芳情の程千萬難有言謝不馨奉存候小生よりは其以前御誨答の御請をも不申上候所に如此御存問を奉荷候義何共悚惕の仕合奉存候此程晴山より極密御退隱の御舍も被爲在候様奉伺候乍恐さすがに御早く思召被爲付候御事と奉感歎候一通の誼を以ては猶慥らく御見合せ被遊候様にも可申上候得共深く御知遇をも蒙り候所にては

沈み候程の
も水面へ引
揚水候ては
手放候ては
へば随ち候
み申候

何分御速に御決心被遊候様に致し度ものと晴山へも申候義に御座候沈み候程のものはいか程水面へ引揚げ候ても手を放ち候へば随て沈み申候浮み候程のものはいか程水底へ押つけ候ても手を放ち候へば随て浮み出申候人事の上に於て此理甚妙に御座候惟是等の妙機は御心底に被潜候ていかにも脱然と御羽翮を雲霄の上に振はせられ候様に奉望候先は御惠賜の拜謝旁申上候時氣折角御保重被遊候様奉祈上候不乙

三月十八日

啓 叩頭

正 誼 老 臺 執 事

嘉永五年三月十八日

〔四三〕 羽田忠左衛門に贈る

本月六日之御手札到來致拜見候先以春暖彌御無恙之條陳重不過之候御母堂君御容體いつも御同様候歎如何なご母とも時々御尊申暮し候事に御座候近頃の御様子如何や猶御左右承度候さて初春にも御狀被下其節は御心掛け名蠟澤山に被下不淺辱奉謝候御世話ほど御座候て並方とは遙に相違いたし別段なる事

蠟の木澤山に成り會津紀州杯の様
に紀州杯の様
硝石造込之事

と感じ入候何分も御骨折にて蠟の木澤山に成り會津紀州杯の様に此表へも始終は被差出候様に致し度ものに御座候右賜物の御禮もとく可申進處多忙彼是延引愧入申候然ば今度山寺より沓野村二ヶ所硝石造込之事被申渡候所製し方等の事不相分候に就き方書相送り候様御申越致承知候其書一本差出し候間御寫し取の上原本は御返し可被下候此内御不審の所は山寺へ御尋ね候はゞ相分り可申候夫にても尙わかりかね候所候はゞ御申越可被成候免に角法立有之候事は一より十迄其法の如くに致し不申候ては出來上りに至り其法の通に參らぬものに御座候硝石造り込も時々耕し方法の如くに無之候ては何分取揚に至り損御座候と存じ候法の如くに致し候へば其土壹エル立方に^{エルとは三尺三寸をさして云ふ}硝石四十五ポンドより七十五ポンド迄を含み候定法に御座候^{ポンドとは二大}造なるものに御座候此所を定規と被成候て御試み穢物を十分に御入被成べく候穢物のかさほど硝石多分つき候ものに候能々御合點可被成候將此品乍粗末有合候まゝ掛御目候御咲存可被下候先は兩度之貴□御禮旁如此に御座候折角御厭可被成候以上

三月十八日

修理

忠左衛門様

猶々昨冬中御送りの人参入御覽候所御感心被遊候御様子と申事に御座候然
る所其表之様子も一變致し諸産物之事杯も山師など申事に唱へ候て一切止
み候やにも聞え候三村人参仕付の事某仕出候事にて行々一廉之利益と存じ
候事ながら右様の時勢に此方より求め彼是申候も如何に付黙し居候が是等
は如何に致し候心得か此度の御勝手方並に郡奉行など如何存じ被居候や御
承知の事も候はゞ可被仰下候其模様次第は其捌方等愚考有之事に御座候但
志摩殿杯の存念次第は一も二も無之候是某の黙し居候譯合に御座候以上

〔四三四〕 雨宮よし子に贈る

清野村 西山三治氏藏

(此度の御
勝手方並に
郡奉行は新
に就職した
る眞田志摩
長谷川深美
菅沼九兵衛
等を指す)

嘉永五年三
月十八日

誠之丞殿養
子一條

御文被下辱く致拜見候先以彌御さはりも無御座候條御めで度存上候さては誠
之丞殿養子一條めで度相濟候事御悦び御ねんごろに仰せ下され殊に思召よせ
られ品々御取そろへ母迄へ御贈被下山々辱くいたみ入候御事に存参らせ候先

方の様子もさいしよ申候通至極よろしく何かの事と御同前大慶之事に御座候
此節専ら上京之支度の一しに御座候めで度來陽歸府も御座候はゞ其御都合に
被成候て此方へ御出可被成候是は何分と只今より祈り候事に御座候先は此程
の御返事御禮迄如此に御座候母も私を宜く申上候様申付候時こう折かく御厭
可被成候めで度かしく

三月十八日

修理

雨宮

御袋様

尚々西山君も此間御出被下御傳言之趣私はるすにて候所御ていねい母へ仰
せ下され候と申事にて辱存上候以上

〔四三五〕 山寺源大夫に贈る

珍函捧誦先以愈御萬福の條奉慰浣候賤家老少も如昨罷在候閒幸に御放念可被
成下候儲桐翁先生御昔遊の地に碑を被建候と申一條御同門熟談に付文の義曖

嘉永五年四
月二十八日



御行狀等も不被遣且天王
不地且等
王地無之
の圖も暖翁
候ては暖翁
にも文の種
來可申種
無之

翁へ小弟より頼可申義いかにも承知仕候然る所此度御行狀等も不被遣且天王
山地形等の圖も無之候ては暖翁にも文の出來可申種子無之差困られ可申右の
種子なしに文を請ひ候事餘り不覺の事に相成候間右兩品被遣候迄相扣居候心
得に御座候暖翁にも大老に候へば御急ぎの所御尤に候間此紙の相達次第早々
兩種御調被差遣候様奉存候但御行狀の所例の御自叙と申もの候へば彼一卷を
被遣夫にて宜しかるべくと被思候仁も可有御座候へども彼御自叙にては先生
の御聲價を損じ候と奉存候間別段に老兄の御筆にて御綴被下御家督御禮の御
伴に馬に召され候様の義を三五事御取出し御座候へば其餘は御家柄にて御文
辭御鍛鍊にて御政事に御與り被成候外は御著述に御かゝり御終身御筆を被放
候事少く等身の御編述御座候にて事足り可申奉存候御自叙は御子孫に被傳候
爲に候へば如何にてもよく候へ共經學文章一藩の模範など申にて大家の文を
請ひ候料には不可然と限て存候義に御座候借又天王山は餘り寂寥の地に付蟲
歌觀音堂の餘光を借り候はんの西條菅公祠の末輝を仰ぎ候はんのと申はいづ
れも俗諺云ふに足らず候文盲人婦女兒の一人も多く讀み候が宜しと申御趣意

愚意には天
王山に限り
候義と奉存

に候はゞ御自叙の儘假名がきにて石に雕られ候て可然假にも御昔遊の地が慕
しく存候御門下の至情より有名大家の文を請ひ永く老先生の義を後に傳へ申
度と申に候はゞ本より識り候人の識り見候人の見候を望み候譯にて盲者や兒
女輩に示し度と申には有御座まじく候因て愚意には天王山に限り候義と奉存
候人跡の絶え候所に候へ共先生は其幽寂を御好み被成候て時々御遊も被成候
事に候へば御門下の士とても月の夕花の晨御碑下に徘徊候て往事を忍び候も
不妨是韻事と存じ候事に御座候尊意何似尙衆論も有之候はゞ可被仰下候先は
御急ぎの事件故夫のみ拜復仕候後便尙可申上候不盡

四月二十八日

啓 拜覆

懼堂老兄阜比

〔四二六〕 望月主水に贈る

松代町 原淳造氏藏

嘉永五年五
月廿四日

來る廿八日六月朔日各兩日砲術門人勝麟太郎殿拜借にて大森濱御臺場に於て
大砲打方仕候其節サドイムホウウキツ、ル同モルチール右二挺拜借奉願門人

共一同演習仕度奉存候右御筒拜借之義可然御勘辨被成下度奉願候以上

五月廿四日

望 主 水 様

佐久間修理

嘉永五年五月廿七日

〔四二七〕 鎌原觀水に贈る

山(觀水は桐の子)

先生御碑文之事 暖翁へ撰文 相頼

拜啓仕候御起居倍御健輕に被爲入候歟奉伺候然者先頃は故老先生御遺品之默友一枚御贈被成下感戴之劇奉存候永御形見と秘藏可仕候右御禮迄艸々申上候偕先生御碑文之事源大夫熊三郎より申遣し御自叙御年譜等も相廻り候に付大抵に相調暖翁へ撰文相頼御口上をも程よく申繕ひ候所外々の頼此頃は總斷に候へども久しく御懇意も申候事故承知可申と被申候義に御座候尙其内催促可仕奉存候此段も乍序申上候頓首

五月廿七日

啓 拜復

曰 唯 夫 子 執 事

嘉永五年六月十七日

〔四二八〕 望月主水に贈る

感應院様御誌石銘文

御誌銘奉撰

眞月院(感應公後室)様御手許に承知候御事は

感應院様御誌石銘文義被仰付候旨奉畏候委細晴山申通にて相心得候様是亦奉得貴意候將御石榔蓋石裏へ雕刻之方に候へば一段速に取調べ候様否は御即答可申上との御事奉承知候愚意に奉存候には蓋石裏へと御座候ては平人の上にも尤も事を殺ぎ候筋まして御上之御禮には當らざる様奉存候いづれにも誌石を埋め候法に被遊候て別段に石を被撰候方と奉存候扱又私御誌銘奉撰候に付ては御一世の御閒之御德行は勿論御政事の御上に被遊御施行候御事蹟をば法の如く認め申度奉存候私など不心掛にてかねては御實録等編述之念も候ひしかども私務に被逐候て遂に筆を起し候事も無御座此御大故に被爲及今更後悔仕候義に御座候此節幸に舍人殿御出府之御様子に候へば此御手には定て御取調被置候義可有御座奉存候閒是迄御取調丈のもの御下被成下候様仕度奉存候眞月院様御手許にても被遊御承知候御事は御條書に被遊候て御下げに相成候様奉願度奉存候猶委細は罷出可奉伺候以上

六月十七日

望 主 水 様

佐久間修理

嘉永五年七月三十日

〔四二九〕 山寺源大夫に贈る

次子天殤之御弔書令郎御持參被下拜見仕候御懇篤に御慰問被仰下殊に爲御香奠毘吾一片蒙御惠贈感戢之劇不可言宣奉存候老母へも御丁寧蒙仰難有がり申候是は至て存じ切宜しく不幸中の幸とも可申其以來も甚輕健に罷在候間乍憚御放念可被成下候將右の拜答も彼は延引仕候内廿二日付御手教拜接先以不相替御健安之條奉降心候被寄思食水飴二捲御垂貺感惕之至奉存候老母幼兒暫の娛に可相成御禮難申盡候借浪華富商より國産交易倉屋敷等の邊に拘はらず百姓借主役人末書にて借出し金出來可申やの事早速聞繕申上候様被仰遣敬諾仕候然る所右之義は決して出來申さざる事と可被思召候西國の諸侯方にてすら百姓借主役人末判などにて貸し候事絶て無之候を東邊の御國などへ何と致し左様の事致し可申や開違の有之候節更に致し方有之まじく候彼地金銀を以て

浪華富商より借主役人末書にて借出し金出來可申やの事

角毛偶語の事被仰下始て承候勢漫に排佛候時及必ず敗辱には必敗辱候

性命と致し候俗右様の愚計にかゝり候事萬々無之奉存候此様の出來ぬ事に御屈託御座候は乍憚無益の義に候間御竄端にしくべからず奉存候是非とも御借出し金なく叶はぬ事に候はゞ小弟兼々其御地に罷在候節苦口申候ひし通甘草人參等の御國産を以て彼地に御藏屋敷御しつらひ交易の筋開け候上ならでは兎ても出來申まじく奉存候川路殿の事御尋に御座候是は不相替折々の文通に御座候如仰其外浪華人に相識幾人も有之候間其筋を以ての事に候はゞ隨分用を辨じ候ものも可有之候へども被仰遣候邊の事にては小弟など少しく其筋を心得候所にては口外も仕り難く奉存候先よく御勘考御座候様奉祈候近來上方上木の角毛偶語の事被仰下始て承候此流の議論兎ても齒牙にかゝり候事にては無之候今日の勢漫に排佛候時は必ず敗辱に及び候水戸の股鑑と被仰下御尤に奉存候最初に佛を引入れ縉紳家にては門地の見盛にて天下の英雄を登進候事無之候故申さば其英雄豪傑を驅て佛に入候に付其才力を極て振興候て遂に此確乎不可拔之勢を成し候様存候最初の運び方あしく候故只今と成り候ては所謂雖有智者不能善其後にて更に奈何ともすべからず候乍然佛の教の聖人の

氏もなき賤
民の閑より
出で候て士
大夫貴人に
も交り候事
は公に出來
候事

道と判然氷炭の如き事をば君子たるもの心得申度事に存候又只今の勢奈何と
もすべからずとは申もの、政道の上には我が規律を以て彼の亂妨をば防ぎ申
度事に候氏もなき賤民の閑より出で候て士大夫貴人にも交り候事公に出來候
は何の故にて候や彼れの身を律する所聖人の中道には外れ候へども其清苦の
嘉すべき所ある故にて候然るを竊に酒肉を御し婦女を蓄へ嚴業に怠り財利を
貪り候の僧至る所として無之はなしと申事に候是を其まゝにして差置候ては
一國一郡の間に於て士大夫に對し濟かね候事に存じ申候況やこれに依て風俗
を敗り人心を壞し候事云ふべからず候に於てをや有徳廟上野に律院を被爲建
候は此弊風を被爲救候爲に天下諸宗に律を是非とも被爲兼度思召と申事に承
候格別の御明猷と奉歎服候事に御座候但奉惜候義は此事御成就無之以前被爲
隱其後其思召を被爲繼候御方様世に不被爲出候は奉惜候ても猶餘りある御事
と奉存候愚意には佛の扱ひ有徳廟のこの思召を憲章奉り度其外更了簡無御座
候先は御急ぎの趣に被仰下候に付右拜答御惠賜之拜謝其以前御弔問之御禮旁
如斯に御座候秋冷千萬御自愛奉祈候以上

七月大盡

啓 拜復

懼堂老盟臺 案下

〔四三〇〕 村上誠之丞に贈る

東京市 宮本仲氏藏

嘉永五年八
月七日

惇三郎不幸
之事御弔問
被仰下

御手教被下辱拜見申候然ば惇三郎不幸之事御弔問被仰下辱致感謝候御存知の
通弱手にて候故成長候ても逆も豪傑などには相成まじくと存じ居候處果して
致天折候事に御座候是亦不及是非候幸に恪二郎事は至て健に御座候御降心可
被下候先は御弔書の拜復迄如此に御座候以上

八月七日

修理

誠之丞様

〔四三一〕 望月主水に贈る

御墓誌銘之
義に付源大
夫存意

嘉永五年八
月十一日

御墓誌銘之義に付源大夫存意別昏之趣能被存付候義と奉存候壬子之子全く書
損にて奉恐入候則午の字に認め直し候借四品之義に御座候が是は御位記等從

書簡 木挽町時代 (四三〇) 村上誠之丞宛 (四三一) 望月主水宛

八三

關東地方に於ては四品を以て稱し、關東にては左様の事も無之、從四位下をば一般に四品と稱し候事にも見え候所

四位下と御座候とも關東方に於て専ら四品の唱御座候義に付夫を其儘に認め苦しからぬ義に奉存候天朝に於ては品を以て親王を稱し候事令にも見え候所關東にては左様の事も無之從四位下をば一般に四品と稱し候事に相成候品は位也と申解も御座候へば字義に於て本より相當り候義に御座候但天朝の親王家に別なく如何など申説も可有御座候へども關東の御仕僻本より天朝の御事を以ては律すべからずと奉存候侍從少將等は元來官にて候所關東にては御位階のやうなるものに相成居候又諸大名様方より歴々の御旗本にて御稱し候所の御名はいづれも官職にて王朝の御制度に依り候へば臣下の勝手次第に成候譯のものに無御座候所關東にては將軍家へ御目見だに相濟候へば御勝手次第に何の守何の正何の大夫と御稱し其後とても御勝手次第に御改稱被成候て其節は御改名と御唱へ候關東之御仕僻天朝の御事を以て律すべからずと申は是等の義に御座候仍而愚意には關東方は關東方の御ならはせに依り候方天朝と別ものに相成けく宜しき様存じ四位をも直ちに四品と認め候義に御座候此品の一字ばかり令に據り候て位と認め候ても其他の義總て天朝の昔禮樂征伐天子より出候時の如く立派にはとても參らぬ義に就きやはり此御代の唱へのまに斯く認め候方可然奉存候漢碑の内にも既に其例有之刺史と認め可申を大守と認め候なごまゝ有之漢の制州に依り決して刺史とならでは難認もの有之候所夫をやはり太守と認め候制に據り候へば刺史太守の別嚴然に御座候得共泛然と申候へば刺史も太守も同様の如きものに付其時代に稱し來り候事と見え候夫を碑文の作者其まゝに認め候ものに可有之と申先儒の議論も既に御座候事にて私所藏仕候益州太守北海相景君の碑も既に太守と有之候然る所漢の制にて益州は刺史と可申して太守とは難申候へども如此に御座候右等の義も御座候旁四品の義も當代普通に稱呼候義に付御位記等の文字に拘はらず其儘奉稱候方却て面白き様奉存候乍然義の長じ候方に從ひ申度奉存候間宜しく御評論被成下度奉存候以上

關東の御仕僻天朝の御事を以て律すべからずと申は

義の長じ候方に從ひ申度奉存候間宜しく御評論被成下度

八月十一日

猶々御書類五通返上仕候以上

望 主水様

佐久間修理

〔四三三〕 望月主水に贈る

嘉永五年八月十一日
御墓誌彫刻
相濟候處に
拓本拾枚
頂戴仕度
川路榊原等
の御方へは

御墓誌彫刻相濟候處にて拓本拾枚頂戴仕度奉願候昏はとてもの義に賽雪氷雪の類に被成下度奉存候尤も紙搦手閒等の料上納仕候心得に御座候川路榊原等の御方へは感應院様格別御懇意にも被爲在又私義も深く相交り候際の義に付壹枚づゝ相贈り申度又門人中にても同志の内にも此度御墓誌相認め候を存じ候ものは達て懇望も仕候義乍去餘り數多にも相成候義に付有志のものを擇み遣し候心得にて拾枚と願ひ候義に御座候是又乍恐御不朽之御一事にも候間御伺濟被成下度奉願候以上

八月十一日

御在所掛り
の御役人其
義を能心得
居候様仕度
候ものと奉
存

猶々彫工之義人を擇み随分丁寧に仕度義に奉存候文字墨の付き居候處をば分厘も残さずすき取り墨なき所は分厘も彫込み候はぬ様嚴重に被命候様仕度奉存候是は當り前の義に御座候所時々心附け候と心附けざるに於ては甚の相違御座候義に付申上候御在所掛りの御役人其義を能心得居候様仕度も

のと奉存候右等の義源大夫は至て精密の男に付右之義心付候様被仰渡置候はゞ可然哉に奉存候以上

望 主水様

佐久間修理

嘉永五年九月十日

〔四三三〕 西山恒三郎に贈る

清野村 西山三治氏藏

村上之事御
厚禮被仰下

勤向も至極
宜しき趣

御手帖拜見先以秋冷之候彌御多祥珍重に奉存候御歸著後是よりは多忙に取紛れ御無音□入候然ば村上之事御厚禮被仰下取替候分宮本より二拾圓臨時に取替候所此度御手より七圓被遣遣に致落手候些少之事はいづれにてもよく候へば是にて私の方には殘分無之と被思召可被下候著京後も度々文通にて候所勤向も至極宜しき趣にて安心仕候御姉様へ御序候はゞ御安心御座候様御傳聲奉仰候今日野本氏御手帖届け被吳候に付忙中御□拜報迄草々申縮候其表追々霜色にも可相成候御自愛專一と奉存候以上

西山様

九月十日

修理

嘉永五年十一月二日

〔四三四〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

御知らせ被下候前に令弟御尋にて御赴聞被下候賢妹御不幸之事授々命數の限りある事とは申ながら言語道斷之次第御傷悼の程推察に餘り奉存候北堂君には別して御痛惜可被遊と家内一同御嚙申暮し候事に御座候母はじめ宜しく御悔申上度申聞け候然ば此一品粗末には御座候へども御見舞の印迄御目にかけて候御叱存可被下候比來殊の外霜威甚しく相成候御動靜に御碍被成候御事は無御座候歟承度候乍憚ごなた様へも御悔之事宜しく御申上可被下候先は御弔問迄草々得貴意候以上

十一月二日

修理

慎藏様

嘉永五年十一月七日

〔四三五〕 山寺源大夫に贈る

近來霜威甚しく相成候御近況何似被成御座候哉然ば傳聞候に此間御退職の由

愚弟校訂の
彫學圖編も
彫刻大抵卒
業に及び

(静山は立
田樂水なり)
(大槻磐溪)

散々の御事と奉弔候乍然老兄の御上には結句可然慙く又文武の業に御沉潜御座候はゞ御得力も別段に可有御座慙く御屈し候て大に伸られ候はん基本を於是御建候はゞ他日可奉賀事爰に朕し候様奉存候何分も御憤發御努力所禱御座候過日此表邸内にて御うわさ紛々申候に付奉氣遣令郎御出被下候節御尋申候處さしての事に無之様御申候故夫なり事濟み可申と竊に存居候處此頃の傳聞にては實に驚き入申候令郎には其後御目にかゝらず候が嘸御氣の毒に御思候半と察入候今日も荒井辰三郎參り候故承り候所至極御健にて御修業候由に候閒御安心可被遣候賤家老少幸に無事罷在候乍憚御放念可被成下候愚弟校訂の砲學圖編も彫刻大抵卒業に及び候まゝ近日の内刷印に取掛り候半と存居候仕立出來次第一部送上可仕候此閒少しく感ずる所有之夏中撰し候礮卦の傳と後記と申ものを認め申候礮卦は静山氏持歸候閒定て御轉覽も可被下候傳を認候て暖翁へも呈覽候處得過獎申候近處に卜居候仙臺藩大槻生なども一見候て致撃節達て板行候様勸め候に付同人に任せ同人より昌平疊へ改めに差出吳候然る所日數餘程に相成候得共改め濟み不申昨今傳聞候得ば學士輩褊狹の料見に

て板行の事邪魔候よし是又取に足す但愚弟の所見に至ては不可磨滅の事と存候間百年の後必ず定論可有之候其表にて易に被長候は錫命翁に限り候間先翁の一見に供し度相送り申候直に老兄へ被轉候様兼て申送候間御電囑被下高論も御座候はゞ御誨示奉仰候御覽後立田宮下二子へ御示し可被下候此表にても門人共多勢借覽を乞ひ候間稿本をば乍御手数老兄より御催促被下候て御取戻し便風に御附還被成下候様奉冀候多忙中先は草々申上候寒氣折角御保重所祈御座候以上

十一月七日

啓 再拜

懼堂老兄臺下

附啓乍憚尊嫂前へも可然御致聲奉希候

〔四三六〕 伊木億右衛門に贈る

嘉永五年十一月七日

猶々此一封西村令弟へ乍御手数御遞致被下度奉頼候以上

先頃は御懇書被下且絶妙精製之香のもの澤山御垂惠被下來賓にも誇り供し自

先公(感應
公)御墓誌
之事

彼の書體は
如何御覽被
下候や

身にも久しく賞味御芳情之程不淺致感佩候早速御禮も可申進所免角多忙にて延引仕候御宥恕可被下候時下霜威嚴布候御母公様御始め被成御揃彌御健勝御座候か爰許幸にいつも無事に罷在候間御放念被下度候然ば此品乍粗末掛御目候令郎御慰に相成候へば大慶不過之候さて先公御墓誌之事被蒙仰候様被仰下候老兄御摺立に候はゞ誠に申分も有御座間布候雙鉤に被折御骨候よし御察し申候此節にては刻も餘程出來可申被存候御摺立に相成り一日も早く此表へ相廻り候様延領罷在候彼の書體は如何御覽被下候や高評承度候未だ御目には掛け不申候が所藏に楊孟文が石門頌と申もの有之候彼土に於ても東漢人の傑作とて珍重候ものに御座候其體に韓明府が孔廟禮器の碑を兼ね併せて認め候積りに御座候が其表には其等辨じくれ候仁も有御座まじくと存じ候事に御座候乍然是は老兄御心易きに任せ御内話に及び候のみかまへて御他言は被下間敷候先は御禮答御無音の申譯旁如此に御座候寒威折角御自保可被成候御母堂様へも賜ものゝ御禮等可然奉頼候以上

伊木老兄

啓 拜

復月七日

附白其以前も被寄思食松茸一籠御送被下珍感少なからず奉多謝候此御禮も
可得貴意と存じ延引の内又々御書惠且妙品被掛尊意感愧兼集候仕合奉存候
畢竟多忙故の事に御座候間是又幸に御宥恕可被下候以上

嘉永五年十
一月七日

〔四三七〕 竹内八十五郎に贈る

拙著の礮卦
持参にて

打絶御動静をも不相伺簡忽の罪道るゝ所無御座候比來霜氣甚敷候御興居益御
輕安被成御座候歟奉拜問候然ば立田氏歸藩の節拙著の礮卦持参にて御覽にも
入れ候よしに其後文通にて候ひき其後一兩所改め候文字も有之近日又傳を認
め申候然る所象象繫詞一字苟せざるを見呉れ候人も無之ものに付又後記を認
め申候此地にても易の事に至り候ては一齋先生の外相談可申人も無御座候一
齋先生へは近日供覽候所大に致賞譽被下御地又先生の外易象に通じ候仁無御
座候に付先子に見せ候も同様に存じ今信其草稿入御覽候折角入御覽候間思召
し被付候義は無御伏藏御誨示可被成下候大段の所に至り候ては百世俟聖人而

(十月廿二
日山寺退役
被仰付)

不惑とは存候へ共後記等瑣々節目或は高意に不叶事可有御座候夫は必ず御垂
示奉仰候御電囑の後山寺へ御傳被下度奉冀候是も承り候へば近頃散々の次第
に候而後易象にても學び心を洗ひ大過なき様に至り候様竊に所祈に御座候先
は多忙中草々申上候時氣折角御保護御座候様爲道奉懇候已上

十一月七日

啓 叩頭

地水先生席間

嘉永五年十
一月十五日

〔四三八〕 長谷川甚大夫に贈る

久々御無音申候霜寒之節彌被成御揃御安健珍重不過之奉存候此表も大分寒氣
相成候所老少とも幸に相替候義無御座候間乍憚御放念被下度候然ば御旗本當
時小普請勝麟太郎殿妹妻にもらひ申度内約束取極め申候表向願書近日差出度
奉存候に付此段爲御知申上候この勝と申人學問も少々有之劍術よく遣ひ候て
諸藩に門人も御座候よし阿蘭學も可也出來候て御旗本衆には珍しき人物に御
座候其先代は御勘定にて中野御代官など被勤候小谷殿の弟に候へば私妻に成

勝麟太郎殿
妹妻にもら
ひ申度

餘り年違にて

候は燕齋翁の姪に御座候唯餘り年違にてをかしく候へども夫は致方なく候當年十七と申事に御座候御一咲可被下候其母上と申人私方へ遣はし度と申出られ候が始りにて此相談に及び候義に御座候其兄と申人は一昨年来砲術之門人にて時々被參候故其人物をよく存居候閑縁家に致し候て至極と存申候先は右内約定の御知らせ迄草々申上候寒威折角御保護所祈御座候皆様へ乍憚宜しく奉願候以上

十一月十五日

修理

甚大夫様

〔四三九〕 羽倉外記に贈る

嘉永五年十一月二十六日

小寒に迫り候故か今朝など別して霜威甚敷候處御動履益御休安被爲涉候耶奉伺候然者此程入御覽候拙稿定て御一涉被成候御事と奉存候文章古人に及び候はぬは申迄も無御座候得共發揮仕候處の象理に至り候ては百世聖人を俟て惑はずと存候義に御座候大槻平次勸めに任せ昌平へ板行の改に差出し候處最早

一月に相成候へども濟み不申薄々承候へば板行不相成方に相成候半と申事のよし一咲の義に奉存候右拙稿無餘岐所より借りられ候間賤使に御轉付被成下候様奉願候先は用事のみ草々申上候以上

念六日

附啓此間文選樓叢書の事申上候處御藏弄も無御座候や御存知も被爲在候はば御示誨可被成下候至懇至懇

簡堂先生席間

啓 叩頭

〔四四〇〕 竹村金吾に贈る

嘉永五年十一月廿七日

其後は久々御疎遠申上候所烈寒益御健寧被爲揃候事と奉想像候高田より傳聞候へば先頃中はちと御眼疾に被成御座候よしもはやすきと御快き方に御座候歎奉伺候拙家幸に如昨罷在候間乍憚御放念被成下度候然ば爰に一事報聞仕候義御座候秋中無餘岐次第にて召使一人暇遣し候所何廉不都合に付相應のものも候はゞ娶り可申存じ諸藩門人共にも往々世話致し吳候ものも有之候得ども

御直參にて
勝麟太郎と
申人の妹に
御座候

兎角意に叶ひ候もの無之候ひし所此頃に至り手近なる所に一人有之小身には候へども御直參にて勝麟太郎と申人の妹に御座候此勝と申は一昨年来砲術の門人にて随分親しく致し候仁に御座候漢書も大抵には讀め西洋學も可也出來申候劍術もよく遣ひ候て諸藩に門弟も御座候この親と申人は小谷燕齋翁並此節の精一郎の兄弟に御座候荆婦となるべきものは如何か兄とても當時小普請には候へ共御旗本衆には珍らしき人物又小谷氏とても凡流にも無之故宜しかるべくと存じ取極め候て願書も廿一日差出廿三日被仰付難有仕合奉存候此段爲御知申上候將此品乍粗末寒中御見舞申上候印迄に入御覽候御□存可被成下候兎角多忙勝乍存御無音申上候幸に御海容を蒙度候寒威折角御保重奉祈候頓首

竹村先生席開

啓 拜

十一月廿七日

嘉永五年十
一月廿七日

〔四一〕 恩田頼母に贈る

越前因幡等
の大藩にて

正室の相應
なるを求め
候處

拜啓仕候久々御疎遠申上愧悚不少奉存候先頃も程過ぎ候て承知仕候處餘程御大病に被爲入候由乍然追々御順快に被爲赴吉人天祐と拜慶不過之奉存候時下嚴寒之候御病後何の御碍も不被爲在候か閩府總じて御萬福被成御座候や否奉伺候賤家老少幸に頑健罷在候小生義はいつも忙劇に罷在晝の間は多分來客の應接門人ども教授にて刻れ候故看書なども夜陰ならでは仕かね候仕合にて迷惑仕候義に御座候其間諸家様より御頼の大砲架車等の製作にて日々諸職人も入込居り夫等時々差圖も有之近來は越前因幡等の大藩にても其老臣にて候者兵制を調へ候とて繁々相談に罷越し候など別して此程は取込候義に御座候右故心外の御不沙汰申上候幸に御宥恕可被成下候此品乍如何時氣拜候之印迄呈上仕候御笑存奉仰候此茶舗近日是迄と別人に相成り此種出來宜しと申評御座候故御慰迄に差上候義に御座候然ば小生義も當秋中召使一人子細有之暇遣し候處其以來無人にて家事不都合に付此度は母も勸め候に付正室の相應なるを求め候處諸藩門人ども色々世話仕候も有之候處意に慚ひ候者無之候ひしに近日に至り風と一人有之早速に取極め候義に御座候乍小身御直參に勝麟

小生門人中
指を屈し候
内の人

太郎と申人有之其妹に御座候この勝は小谷燕齋翁の甥にて荆婦に相成候も其姪にて御座候麟太郎と申人一昨年以來洋銃の門下に御座候處漢學も洋學も可也に間に合候程にて劍術などもよく遣ひ諸侯方の内にも門人御座候位にて當時小普請には候へども一と料見御座候人にて小生門人中指を屈し候内の人に御座候其母と申人も頗る氣慨ある女性にて手跡など男まさり達者なる事に御座候其人小生の正室を求め候と申を傳聞候て其少女をもらひ候はゞ遣し候はんと申事に付き其兄にて候人の性質をも存じ候義先方にては小生を存じ候へばこそ五歳に成り候小兒に年致し候召使なども有之候中へ遣し候はんと申事と存じ候に付頗る奇遇と存じ候早速に取極め候義に御座候但年の程餘り相違にて人の訾笑を引き可申候へども晉の鐘繇なども晩年若き正室を得候例も有之候へば貪著も御座有開敷當年十七と申事に候御一笑可被成下候しかし年ばかり相應致し候ても性行六ヶしく候へば一も二も無之又小生頗る古怪に候へば一向の俗調にては雙方差困り候義に付少し料見ある母兄に育てられ候者に候はゞ一向の俗婦にも有之まじく左候へばけく年のわかきも面白かるべくと

殿卦と申者
拙著仕候

無星の稱に
分尺次第に
勝手の計は
事計はら始
れ候てはか
末に成かね

存じ候て聘定仕候義に御座候願をも廿一日に差出し廿三日に願の通被仰付難有仕合奉存候引取り候は來月十五日と相約し申候別段御知らせ可申上の處事を殺ぎ候て時氣拜候の次奉報聞候簡略の段は御海容可被成下候近日殿卦と申者拙著仕候勿論前人未發の事ごもにて砲の妙用殆ど茲に盡き候と存候義に御座候其草稿八十五郎迄相廻し置き候其内御一覽可被成下候一齋先生なども大に賞譽致し被下其他友閒にてももてはやし候て板行の事勸め候に付去月中昌平學問所へ改めに遣し候所月餘に相成候へども濟み不申薄々傳承候へば學士輩小生を忌み候より板行の事種々邪魔候と申事に御座候おのれゝの學識の狹隘きより世の爲に成候ものをも壓へて世に出さぬ様に致し候など不思議なる世界と存じ申候近來に及びつらゝ存じ候に一向の無學よりなまじり誤てる書を読みはぐり候ものは世の害人の害に多く成り候様存候が尊意如何や無學にても識量だに候へば世の衆美を集め候事出來申候へども偏固に書を読み窮屈に料見を定め候ものは他の美他の長を合せ候事出來申さず剩へ無星の稱無分の尺にて勝手次第に事を計らはれ候ては始末に成かね候様被存候乍然如此

劇論世の禁忌に觸れ候義に候へば御覽後此紙をも御切捨可被成下候先は御疎遠の申譯旁草々申上候寒威折角御自重被遊候様奉祈候頓首

十一月廿七日

啓 拜覆

正誼 老 臺 臺下

嘉永五年十一月廿七日

〔四四二〕 伊木億右衛門に贈る

小寒の候に相成此表すら餘程の嚴寒に御座候其地別しての事なるべく被存候彌御揃御無恙御入被成候や否御安否承度奉存候扱又此程も伴之助へ御傳言殊に又何よりの品御送り被下不淺辱母始め宜しく御禮申上度と申出候

御誌石御摺立の事も

高田等より承知候所御重役衆より掛り御役人料見狭く咲ふべき事に存じ申候原來上の御徳誼を千載の後迄傳へ候はんと申候趣意にて御誌石等も有之事に候へば商人杯に嚮ぎ候には及ばず候へども御家中は勿論領分並他領のものとても上の御徳を奉慕一本戴き度と願ひ候ものへは入費丈のもの納めさせ被下候て可然事に候夫も御埋葬御日限等に拘り候義に候へば

御誌石は再び開かれぬものに付

其爲に難相成と申事も候へども此度の如きは免ても後れ候義に付其爲に少々尙御誌石を埋め候事遅なはり候とても御誌石は再び開かれぬものに付此節少しも廣く上の御美德を世に顯はし候はんには苦しからぬ筋に御座候此度幾枚限りなど申餘り狭き料見に付早速望月大夫へ其道理申候て其表へ其議論廻り候筈に御座候左候はゞ又御苦勞相添可申と奉存候乍然是は美事に付何分も御努力候様所祈御座候將此紫菜聊か寒中御見舞の印迄掛御目候御咲收可被下候然ば小弟も當秋中召使一人無餘儀次第にて暇遣し候所其以來無人にて何分家政も不都合に付相應の妻に成るべきものを求め候所諸藩門人ども迄も色々世話致し候へども是迄相應のものも無之候所此程に至り一人有之致約束申候御直參勝麟太郎と申人の妹に御座候此勝は先年中野御代官にて後御徒士頭に被成候小谷燕齋翁の甥に御座候則愚妻に成り候はんと申ものも其姪にて候麟太郎と申人中々御旗本衆には珍らしき人物にて漢學も可也出來西洋書も頗る讀め申候劍術も其伯父の精一殿の門人にてよく出來候趣にて諸侯方にも弟子御座候位に候一昨年來砲術をば小弟へ入門にて門弟の内にて指を屈し候人に

て平日随分懇意に致し候仁に御座候其母と申も頗る氣性なる人にて小弟の妻を求め候と申を聞及び其末女をもらひ候はゞ遣し候はんと申事故よく其兄にて候人の性質をも存じ小谷などの血すぢ先不凡の方にも可有之と存候て早速に取極め候事に御座候但餘年違にてをかしく候當年十七と申事に候乍去年ばかり相應にても性行六ヶしく候ては一も二も無之又父兄の教行き届かずして氣まゝに候も困り候に付年の不似合は用捨候義に御座候其母にて候人は頗る能書に候故か千蔭の手など習ひ候て年より書は出來候様にも被存候願も廿一日にさし出し候て廿三日被仰付難有仕合奉存候引越しは來月十五日と約し申候別段御しらせも可申所略し候て寒中御見舞の次如此に御座候乍憚御母堂様へも右の段宜しく御申上可被下候寒氣折角御厭候様所祈御座候餘在後鴻

十一月廿七日

啓 拜

伊木老兄足下

(四三) 山寺源大夫に贈る

嘉永五年十一月廿七日

秋末一妾を出し候所

嚴寒の候御興居何似近來御閑散に相成候て御讀書の興尤も多かるべく奉想像候先便拙著の礮卦の事申上候が竹内翁より相廻り御覽被下候御事や電覽の上御高論御座候はゞ御示誨可被成下候然ば小弟も秋末一妾を出し候所家政何かと不都合に付相應の正室となるべきものを求め候所砲術門人にて乍小身御直參に勝麟太郎と申人有之候小谷燕齋翁の甥に當り候仁に候此人の妹當年十七に成り候を貰ひ候はゞ可遣と申事に付餘り年の違ひ候もをかしく候へども鐘繇なども晩年若き正室を得候例も有之其性行のわからぬものよりは兼て懇意に致し候間の事其女子は陸々不存候へども兄にて候人は當門下の内にも指を屈し候人にて漢學も可なり出來西洋書も中々讀め申候劍術も伯父にて候精一殿より傳へ又其親父と申人も擊劍家のよしにて此節も諸侯に少しく門人も御座候位の人にて旗下の士には珍しき人物に候へば其妹にて候故凡流よりは可然存じ年などの論に及ばず取極め候事に御座候願をも廿一日に出し候所廿三日に被仰付難有仕合に奉存候母も今度は大に悦び候義に御座候引取は來月十五日と相約し申候別段御知らせも可申上之所略し候て寒候伺方々爲御知申上

候今信發書極めて多く候まゝ不能多述寒威千萬御保重奉祈候以上

十一月廿七日

啓 叩頭

懼堂老兄臺下

又啓尊嫂前へ乍憚宜しく奉煩御致意候令郎に近日途中御目にかゝり候至極御健に御座候御案思被進聞敷候

此稿座右に有之候儘御慰に入御覽候此石門頌は隸辨隸釋などにて定て其大略は御承知のもの奉存候いかにも面白きものに御座候先年不揆手に入り當年迄は全く後人の摹刻とのみ存居候所此跋文にて略相分り候右の次第にて珍重不少候白井も手はきゝ不申候へども隸書好きに候閒御序も候はゞ御示し可被下候此碑は漢碑には存外磨滅少く候摹刻と存居候故白井などにも見せ不申候所斯く原刻に極り候上は誇示申度ものに御座候同人至て磨滅を厭ひ申候漢碑など賞し候半に磨滅を嫌ひ候ては實に幾本も無之候當春かも阮元などが毎度考證にも致し候衡方の碑有之勸め候所例の磨滅嫌にて不求候ひき尙古之志なき俗調こまり入候ものに御座候近日孔褒之碑を手に入れ申候是は磨滅殊に多

く十數字存候のみ然る所此人は孔北海の兄にて奇特なる事蹟御座候人に御座候依て此跋文も認め申候只今草稿手許に無之候閒此度は不掛御目候衡方の碑も此碑も皆清代に至て始めて世に出候ものにて歐陽修趙明誠王世貞郭昌宗諸人の見ざるものに御座候以上

啓

是碑隸體古勁時有篆籀氣位置行數錯落不齊各具姿致集錄家推爲東漢人傑作洵不誣矣但予所藏韓勅孔龢史晨諸碑拓法竝皆精巧然銜鍛猶多漫漶獨此碑摸拓不甚淨而字畫如新因疑是必後人摹刻一日出而玩之舒卷之際偶見其墨光粗糙之處往々有樹皮石蕊著紙背因又大疑更覆諸家說此碑在褒斜谷中其地絕險椎拓頗難蓋棧道在山半時磨崖壁勒文後代棧道移而漸下今欲摸拓必須長梯巨架斫伐藤蔓剝淨苔蘚勞役多端所費不尠故臨池家不能盡得近人學之者少於是始知此其真本決非摹勒樹皮石蕊足證踪跡且拓法不淨亦可想見其椎拓之難而嗜古之士不囑工人親手搨之故不能甚工亦未可知也搨工日衆後出曹全碑不免寢就漫滅此刻終古巋然字畫猶新蓋以地險而搨者罕至又奚疑嗚呼真本漢土之士既不能盡得況乎我

國其能有幾本哉。真可寶也。

象山平啓識

嘉永五年十一月廿八日

〔四四四〕 加藤弘之に贈る

雨故か小寒之候結句ゆるやかに覺え候彌御碍も無御座候歟此四五日御出席も無御座候故千萬無心許奉存候然ば過日御頼申候礮卦草稿何分引足不申候に付此間之如き謝儀にて今三通御頼み被下度奉存候行數之格好等は此稿之通りに致し申度候一通は殊に急ぎ候間出來次第御廻し被下候様奉願候勿々頓首

廿八日

佐久間修理

仙石様御屋敷にて

加藤土代士様

風呂敷包添

〔四四五〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

嘉永五年十二月十八日

礮卦草稿其

昨日相認め候呈書認落し候義有之候礮卦草稿其後數箇所改め候處御座候に付

後數箇所改め候處御座候に付

申上候

卦下の傳 火發於金口也の下

火有飛之義。口有吐之義。爲放發之象。洋人云々

象傳欲出云々の傳

是推裝彈之法。又合睽義。而贊其用之大也。

象傳の傳

——以爲天下之大用。寇賊姦宄。蓋其相睽而相資者也。取其貞兌云々。

同傳

不令亂賊果於披倡。

九二の傳

——不敢慢易。其小心慎密若是。所以亡其悔也。

九四象傳の傳

反而觀之。得失見矣。

後記

礮學圖編漸
之事近來雕
刻卒業

如六五革故以新。尅金在下。離火在上。金之鋪敗者。火鍛而新之也。昔者攻金之爐。火多在金下。近世洋人回焰爐法。火多在金上。是其象也。離下尅上之卦云々
去年中序文掛御目候礮學圖編漸之事近來雕刻卒業相成候凡例目錄摺置候を供電囑候圖百三十八枚豎一尺横一尺四寸餘の帖に致し申候世間砲學家の杜撰をば少しく救可申奉存候兼て公邊の伺も□□同様と申事にて候開門下へも其心得にて望み候者御座候へば遣し候事に御座候其表にも二三部有之可然存候が雕刻にも多分の費掛り其上外の品とも違細微のものに候故板木長く用ひ候事不叶依て一部代價一圓三方に極め申候に付誰も□□やうにも可難至乍御面倒白井氏等へ御申談被下幾部相送り可宜や便開御誨答奉希候以上

十八日

啓

懼堂 盟 臺

聖武記合本 十二冊

二帙

右廉價の本有之小弟も一部もどめ候御入用は無御座候歟御入用も候はゞ可被仰越候代價四圓一方に御座候隨分一見識御座候ものにて面白く覺え候題

跋一首認め候後便可入御覽候

啓 又 拜

嘉永五年十
二月廿日か

〔四六〕 根來斧右衛門岩下縫之丞に贈る

松代町 赤澤光太郎氏藏

西洋御書物
返上之義

寒威甚敷候所彌御安泰被成御勤珍重奉存候然ば此間は西洋御書物返上之義被仰下承知仕候然る所望月大夫へは既に左様申立置き候此節或る顯貴之御方より翻譯もの御頼に相成居右引合せ等に手放しかね候品も御座候に付今暫御猶豫被下度奉存候其義私罷出御内談申度候所此節連日多忙にて延引候内昨日又又御人被下恐入申候いづれ明日は繰合せ罷越し萬於面上可得貴意候昨日之拜復旁如此に御座候以上

廿日

根來斧右衛門様

佐久間修理

岩下縫之丞様

嘉永五年十月廿九日

〔四七〕 田澤喜兵衛に贈る

覺

一金拾三兩壹分也

右知行所百姓より收め候分御廻し被下慥致落手候爲念如此御座候以上

子十二月廿九日

佐久間修理

田澤喜兵衛殿

〔四八〕 松代藩留守居津田轉より庄内侯への返簡

嘉永五年十月廿九日
庄内侯より津田轉より松代藩留守居に相談せしもの下
田澤喜兵衛殿に御座候事は何とも難取定候先年此表にて學問所頭取被申付候へ共存念不行候て頓て致辭退其後郡中横目付被申付在所勝手に相成候所是も申立通り不成事折重り候とて頓て辭退に及び只今にては無役に臨時手許の用向など候へば屋敷へも出候得ども用向無之候得ば式日なごにも一切出かけ不申候故乍同藩甚疎遠に就き委しき事は不相辨候但元來は

同藩佐久間修理業職の事御尋ねに御座候事は何とも難取定候先年此表にて學問所頭取被申付候へ共存念不行候て頓て致辭退其後郡中横目付被申付在所勝手に相成候所是も申立通り不成事折重り候とて頓て辭退に及び只今にては無役に臨時手許の用向など候へば屋敷へも出候得ども用向無之候得ば式日なごにも一切出かけ不申候故乍同藩甚疎遠に就き委しき事は不相辨候但元來は

故信州は感應公をさす

父と申ものより讀書家にて幼年より書物を澤山讀み候事と被存候二十歳餘の頃林家御門人に相成り一齋先生に被取立文章などは先生の門下にも其頃類少き趣にて先生にも毎度御賞美被下候然る所如何存候や三十四五歳の時分より西洋學に入り半年計にして師匠なしに彼の横文字を自由に讀み覺え候て天地萬物の窮理よりして火術兵法等に涉り只今にては漢土聖賢の道德仁義の教を以て是が經とし西洋藝術諸科の學を以て是が緯とし只顧皇國の御威稜を盛に致し度と申存念のよしに御座候兵學師範の事御尋に御座候が是は先年故信州の側向勤め候頃信州より長沼流の傳書をば授り候かに承及び候甲州越後の手筋なども心得候かに御座候然る所近來は西洋の兵法を兼采候にあらされば當今の實用は成し難しと申料見のよし元來讀書好きにて候故漢土の兵書は大半涉獵候よしの所孫子司馬法一二書の外は皆淺陋にして用立不申が多しと申議論の様子にて何か高尚に過ぎ候様存じ申候火術門人兵學門人員數の事はは取合せ三百人も御座候かのよしに承り候是亦一笑話にて當人義最初より砲術兵法など致教授候はんとは更に存じも寄らず候所一昨々年冬西洋字書致編輯其

板行伺の爲に出府いたし深川屋敷に寓居仕候内僅かの間にひた／＼と門弟も付きさては彼れが本業と仕候經學の事は不存人多く結句一箇の砲術家の様に世間には申候様に御座候

嘉永六年正月廿八日

〔四九〕 竹内八十五郎に贈る

新禧芽出度奉存候彌御健寧可被成御超歳珍重不過之奉存候賤家依舊平安乍憚御放念可被下候然ば此紫菜粗品に御座候得共年頭之御祝詞申上候印迄呈上仕候御晒存被下候はゞ本懐之至可奉存候儲客冬拙著礮卦送呈仕仰高評候處未だ御誨答を蒙らず候思召被付候義は何分も御鑄誨被下度奉願候傳の方は宋儒の易に倣ひ後記の方は漢易に據候存意にて叙にも聊か其意を發し候義に御座候舊冬も申上候通後記御思召に應せざる所も可有御座奉存候夫等何分無御隔意御誨示奉願候其後又少々改め候所も御座候其内六五の革の詞を用ひ候を噓嗑と豊とを以て例し候事電と雷とは上下の分無之もの故にいづれが上いづれが下にて差支なく候へども金と火の如きは自ら上下之分有之金を火上に加へ

拙著礮卦：未だ御誨答を蒙らず

候にあらざれば革の義を成し申まじと申議論も必ず可有之存候故後記の六五の一段を左の通改申候

如六五革故以新。兌金在下。離火在上。金之鋪敗者。火鍛而新之也。昔者攻金之爐。火多在金下。近世洋人回焰爐法。火多在金上。是其象也。

如何可有御座候や兵者革也。順時而更革也。此說小生之新見と存じ候が古人に此說御見及ばれ候御事は無御座候歎實に先子の覽に供し候心得にて錄呈仕候義に付茂郎への御庭訓同様の思召を以て御垂誨奉希候客臘より風邪に感じ常よりちと長びき候て漸此間彈冠仕候仕合故新禧御祝詞も甚延引に相成其段は御海容所仰御座候猶期永日候恐惶謹言

正月廿八日

佐久間修理

啓 明

竹内八十五郎様

人々御中

附啓茂郎彌御出精被成御勤學候や否近來は御體氣御丈夫に候や承知仕度乍

書簡 木挽町時代 (四四九) 竹内八十五郎宛

此說小生之新見と存じ候が

憚御序に宜しく御致聲奉仰候以上

〔四五〇〕 大槻磐溪に贈る案

嘉永六年二月朔

昨日は御惠然被下辱奉多謝候然ば河田別紙御示及に付則一覽候所其意を得ざる事のみ^(河田八之助)に御座候

別紙に云礫卦草稿尙又其筋へ承り合せ候所云々
是不審の一つに御座候昨今如何被仰遣候て如此挨拶御座候義にや此間の御面話に彼の第二書表向取扱候ては河田殊之外致迷惑候趣にて既に十七日に草稿彌戻り候に極り候事に候へば又別に事を起し候より少しく猶豫いたし候心得に相成り第二書引込ませもらひ度と申事の御話に付小弟申候は草稿引留に相成居候ては差支候間被差戻度と度々催促申候其上の事にて候へば彌十七日に稔と戻り候に極り候事に候はゞ夫丈の事は申通じ有之可然事と存候然るを一向有無の申通じも無之唯十四日の返書に廣く板行差支見合せの事早速其筋へ申立草稿下り候様取計らひ可申と御座候のみ其以來十日を過ぎ何の沙汰も無

之候故此方に於ては是迄段々延々に相成居り春に及び申立候事も埒明き不申候を如何に存じ此程第二書の斷にも及び候事に御座候但し其第二書の斷表向き候ては河田迷惑と申事に候はゞ内々に致し申まじきにも無之候へども是迄餘り埒もなき事に付老兄と御内話申候計りにては不都合にも候間河田より十七日之様子柄申通じ致さず候事の不念なるよしを申いつ迄には屹と草稿の戻り候様いか様にも骨折取はからひ可申に付第二斷書引込ませ貴度と申事手紙にて申來り候様御申被下度と申事にて候所尙又其筋へ承り合せ候とは何等の事にて候や此方に於ては第二書の斷に及び候上は其筋へ承り合せもらひ度存念更に無之斷の儘にて固より遺念無御座候所夫にては河田迷惑と申に就て前條の勘辨も致し候事に御座候右之次第に候へば河田存念にて承り合せ候と也如何と也致し此間御面談申候所の挨拶あるべき事と存候然る所云々の文面にてはいかにも愚意通せざる様存じ申候

別紙に云開板改の義外々よりも夥敷願出御座候へども皆々一同指留に相成居候事故門人願の分計り相調へ候と申にも難相成

是不審の二ツに候夥敷願出御座候は皆開板改願ひ候分に御座候小弟草稿は久しく埒明き不申候に就き廣く板行候事の差支も差起り御改願ひ候事の御不用を願ひ右草稿早速御下げ被下度と申に候へば御改を願ひ居候ものとは事體格別に御座候御改を願ひ居候事に候はゞ林門の小弟分計り相調と申にも相成り難くとも聞え候へども御改を願はざる方に候を調と申事有之まじく存候是式の事は下賤の俗吏輩にても辨別候事に候所文學局に於て此等の事體相違の廉相分りかね候と申は更に〱不得其意事に御座候

別紙大試業調相濟次第開板御用に取掛り候へば其節御下げに可相成旨に御座候

是不審の三ツに御座候小弟も開板改願ひ居り候はゞ開板御用に被取掛候節の取扱有之勿論の事に候へども開板改の事不用を願ひ候品までを是非々々試業濟ならでは不相戻と申も怪むべきことに候草稿を其儘戻し被下候は誠に一舉手一投足の勞までも至らぬ事に候をけしからぬ義と存候此節試業に付學問所出よしに候へば別して勞煩も無之事に相察し候此節にてこそ草稿入用にも候へどもいつ其試業調の濟み

候やも辨へ不申去十月中御取次奉頼候以來既に百日に及び候へば此上尙多日手を空しくして相待候事何分差支候間第二書に認め候通再構候存念に相決候左候へば改を願ひ居候ものも願はざる方に致し候ものも同じく調べなごと唱へ俗に申引づられ候はんよりは斷り通り差出し置候草稿に意念をかけざる方快く覺え候別紙の如き取留も無之義にては第二書引込ませ候事不承知に御座候間左様御承知可被下候河田別紙返還御收納是祈頓首

二月朔

佐久間修理

大槻平次様

(此割り書は先生の覺書なり)

破封の事に付正月二十五日林家塾長迄斷りに及び候所之事内分に致し度趣大槻より話廻り候に付承知可申覺悟に申置候所卑劣の事共有之候に付内分に致し候事不承知之趣申斷候下案

嘉永六年二月十日

〔四五二〕 八田愼藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

新禧之御手教辱拜見先以倍御佳勝被成御迎陽候條慶賀之至奉存候賤家依舊安在御放念可被下候被寄思食母方へ何よりの御品御贈被下奉多謝候母も宜しく

書簡 木挽町時代 (四五二) 八田愼藏宛

御禮申上度申出候先は拜復新年之御祝詞旁如此御座候猶期永日之時候恐惶謹言

佐久間修理

啓明

二月十日

八田 慎藏 様

人々御中

其表新法にて町方窮迫(前年四月)藩(前年四月)令を布(前年四月)令を

猶々殘寒折角御多愛御座候様奉祈候乍憚御家内様へも宜しく御致意奉頼候令愛君嘸御成長と致想像候此粗末之品聊か掛御目候御咲存可被下候其表新法にて町方窮迫のよし風聞承候吳服の方などは實に厄年なるべく被相察候令弟も毎々御噂申候事に御座候以上

〔四五二〕 側納戸役に贈る

嘉永六年二月十五日

礮學圖編彫

以手紙致啓上候春寒退兼候得共御上益御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候各様にも彌御安泰珍重奉賀候然ば拙著礮學圖編彫刻之義多少の御手数に相成彌成

一刻之義一部献上仕候

本に至り難有仕合奉存候依之一部献上仕候御序を以て宜敷御取計被下度奉頼候外に加州製落雁加州様御上りにも相成候品と申事にて門下より致到來候に就き是又御慰迄に奉入御覽候總て可然様奉冀候右得貴意度如此御座候以上

二月十五日

猶々御□等の義は乍御手数宜しく奉頼候

〔四五三〕 山寺源大夫に贈る

嘉永六年二月十七日

老母散々不快

當春は臘底より散々風邪に罷在候て拜年にも一切不罷出候仕合故新禧の呈書も不仕候ひき時下剩寒猶退かね候所尊候如何被成御座候や奉伺候小弟追々快方の所去月廿日頃より老母散々不快にて夜々不寢の伽仕候様の事十日餘り家内にて一統氣遣ひ外より見舞吳候人々も皆々快復覺束なしと心配致しくれ候程の事にて候ひき乍然惡性熱に無之候故小弟に於ては随分療法届き可申存じ候尤も但來年滿八十と申候高年に付病毒分排の期後れ候時は難治の所謂老病と申に相成り候の恐れなきにしもあらず依て晝夜苦心仕種々機に先て手充

致し先々無恙及全快今日態と床上げの祝など仕候義に御座候今日頃の様子は誠に平常の通にて御座候間乍憚御過念被下まじく候母の病症など珍らしき事に御座候元來御存知の痰氣にて此度とても同じ症には候へども精神鬱とりと致し熱度も頗る壯にて御座候ひき其症最初よりいかにも瀉血によるしき症にて壯年のものに候へば譯もなく七八十の血を殺ぎ可申症に候へども高年の瀉血又醫家の恐るゝ所に有之候故むざと手を下し難く乍去瀉血の外更に手段無之藥石の能く救ふ所に無御座候症に付彼是斟酌仕前後に水蛭百條餘相貼し胸部及血を奪ひ候事六十餘々に及び可申全く此手充にて快方仕候義に御座候極老の人にも筒様の事御座候不思議なるものに御座候母義に付毎度御配慮も被成下候故此次第申上候快方致し候に及び夢の覺め候様と申し當人にも以來は小弟の申すまゝ瀉血も何も致し候はんと申位にて此度は小弟の手段隨分感じ候と被存候小弟快方仕年頭の書簡にても認め候はんと申節母不快に相成病中も右に申上候次第にて此程迄家内難澁仕乍存御疎濶申上候幸御涵容可被成下候借舊臘は三郎君御不幸寔に言語道斷の至御哀痛奉察候其後御日柄も立不

舊臘は三郎君御不幸

御配偶之端を開き

申御心濟も無御座候はんに廿一日に於て縷々御懇到の御長箋被下迎婦の御怡蒙仰且被寄思召魚子一反御祝贈被成下乍毎度御親情萬々難有不勝言謝奉存候乍併只々恐入候御事に御座候乍憚尊嫂へも可然御致謝奉仰候荆婦入門以來先無事にて母との際も至て宜しく心安く存候義に御座候是亦乍憚御降心可被成下候母並愚妻へ御加筆被下候趣申聞候所尙宜敷申上度段申出候御紙末にて承知仕候へば初冬頃より御肺氣被損候御様子御氣分御勝不被成御臥床のよし散散の御事に奉存候其御中別して御懇書奉感刻候將令郎御事に付被仰下候義委細奉敬諾候近日御出被下候節則被仰下候趣を以て御配偶之端を開き申出候所御咲ひ候て御即答は無御座候ひき如仰小弟には御憚りなき様にも參るまじく候間一手段仕り御心底よく相探り他日申上候様可仕蒙仰候故先其端を開き候義に御座候借又歳晩の御祝儀に預り疊複感銘奉多謝候上に申上候取込にて此裁謝も不申候所へ正月二十九日の教墨拜按薰披仕候舊臘三郎君御病症の義につき愚意申上候賤書延達晝餅に相成り且郎君御病中より御臨終迄の御様子具に被仰下不覺酸悲兩袖を濕し候義に御座候御性質と申し御年柄と申し誠に不

勝痛惜御心情奉推察候但壽夭は天定の義に候間理を以て御節哀御座候の外有御座間敷被存候御病占今更よく應じ候と存候必ず二月頃御凌つき不申候ては油断なりかね候と申は過卦泰にて正月の卦に有之候之卦之升は四陰二陽の卦にて十二月の卦の臨より來り候卦に御座候名は升と申よく聞え候へども木地に入るの象有之其上三陰三陽の泰の一陰を増し此卦となり此月氣に應じ候所遁るべからざるの御危篤と爰にて存候義に御座候依て正月迄御持こらへ候ても一陰を増し跡戻り致し候象に或は應じ候義も有御座候べく必ず二月に至り候へば下に増し候一陰も復し三陽の上更に一陽を長じ候故御快復可有御座相考申上候義に御座候ひき是等の卦象なども跡より御覽被成候へば御節哀の一端にも相成候義と申上候義に御座候

拙著巖卦
：國譯の義

一拙著巖卦文字無之門人の爲めに國譯の義相願ひ候所蒙御允諾喜感不淺奉存候體裁之事御下問に御座候が是は經傳共に荻生氏孫子國字解の如きものに仕度存候乍御面倒何分奉冀候掛御目候稿本の内誤字御見出し被成下奉謝候門人を倩ひ寫させ又讀合せ致し候様申候所やはり誤り有之候是故に畢竟板に鐫り

此二日には
小田原大地
震にて

申度にて御座候被仰下候内非其非其是とも上の非は虚字にて是非の非に無之候尊考の如くに上の非を實字に讀み候時は文氣平易に聞え申候本のまゝに虚字に讀み候へば文句險に相成申候愚意にやはり本のまゝに致度候が尙思召も御座候はゞ御教誨奉希候又巖の名所譯文並貅兒蒙禱ヒツルモンドの事御尋に候が是は別に譯文にも及び申すまじく尾珠ヲダマ當ソコ肘ウデガネ火門ヒグチ口ヌグチ首カシラ貅兒蒙禱は唐音を假名に用ひ候迄に御座候へば別に和訓無之火口即ち其訓に御座候朱子燭籠の喩は語類に見え申候周易本義簡明を務とせられ候て漢晋以來葛藤の説を省かれ候に就て自説をなされ候に譬如燭籠添一條骨則障了一條明と被申候事に御座候御紙末只今にすぎと御全快無御座候御様子全く御不幸彼是の御祟と被察候緩和下劑にても御用被成候はゞ可然奉存候時下如何の御容體にや委しく相伺候候如仰都下も珍敷大雪にて候ひき近日浦賀與力より文通にて候がやはり彼地なども平地二尺餘の雪と申事に御座候絶て無之事のよしに候其上此二日には小田原大地震にて此表も餘程の事にて候ひき其日は中津藩の調訓日にて二本榎の邸へ出で居候所地震にて其震ひ方一通

偶感の詩三
首録呈

ならず怖るべき事と中庭へ出候程の事にて候浦賀邊も潰れ家は無之候へども
土藏の分は大抵痛み候趣に御座候其御地も大分強き震ひ御座候よしに承り候
扱々穩ならぬ事に御座候其上此表にては首夏には必ず異國船渡來可申風聞に
て志あるもの心を苦しめ候義に御座候偶感の詩三首録呈御一評奉希候
未見砲臺環海灣南風四月甚關心但教廟略無遺算應有蕃船報好音士庶何爲忘德
澤江山亦自惡妖祲武昌元是咽喉地可使犬羊窺領襟
戎霧蠻雲黯海天書生微力曷能宣堅城巨艦策空委短髮蒼顏徒自憐植木橫江誰起
堵硝苗在野未開田伐謀原係廟廊事祇把礮兵聊著鞭
幾載鯨鯢橫遠海中州豫備尙依然孰知兵制從時變但說軍裝映日鮮運礮未應須我
馬守城却或要渠船當今更有無窮事志士何時安枕眠
蕃船報好音は阿蘭船の風説書を申すにて候堅城巨艦策空委は先年の献策御取
用無御座候を申候也此表の時事是にて御推察可有御座候難の鳴き候に羽たゝ
き致さず候事の農兆と申事一向心得不申候易に翰音の名も有之候へば却て異
事の様愚意には被存候儲礮卦彫刻の事別紙の手段に仕候是にては十の八九は

御聞濟に可相成被存候聖堂學士輩猶豫致し居候間に此方より廣と申候一字を
加へ斷り候は少しく快き様に存候御一啖の爲別紙掛御目候いつにても宜しく
候間便間御投還奉冀候先は兩度の奉復御疎遠申上候申譯旁々如此に御座候御
體氣折角御愛重所祈に御座候不肅

二月十七日

啓 拜復

懼 堂 君 臺下

〔四五四〕 竹村金吾に贈る

嘉永六年二
月十八日

舊臘より風邪に罷在又老母不快等にて新禧之呈書も不仕慚愧之至奉存候時下
春寒猶料峭に御座候處闔府被成御揃御健寧被爲入候歟奉伺候儲客冬御惠書は
無御座候へども受室之御祝儀並に珍敷美箋二刀蒙御送惠千萬難有奉銘謝候右
拜謝も前條申上候仕合にて乍存稽緩に及び恐入奉存候幸に御容恕可被成下候
さて薄々傳聞仕候へば舊臘より御引籠のよし先生御氣質にては色々に御憂慮
も有御座べく候へども古來賢人能士罪なくして屈を受け候もの世々に其員少

舊臘より御
引籠の由

からず御自身君國の御爲を被思召御苦心候て御經營御座候事の或は天災或は人事の變にて思召通り參らぬ事御座候とても御内省御座候て天にも人にも御愧怍御座候はずば外より至り候榮辱をば御度外に被差置可然と愚意に奉存候に付臘底御惠賜の拜謝旁忠告申上候先生兼て史學に御長じ被成候かゝる時こそ御受用可有御座事と奉存候古來罪なくして屈を受け候賢能之士を思召被出候はゞ自分御寛中の一助なるべくと奉存候唯何に就候ても御體氣の御保養に不可過候小弟此節頑健老母義も一兩日平素に復し候間乍憚御放念可被成下候以上

竹村先生臺下

啓 再拜

二月十八日

洋法を兼取
ぬる事を知ら
ぬ兵家者流
何方に由り
山有之にも
りて浩嘆の至

附啓當年は四月の頃異國船數艘浦賀邊渡來候べき風聞にて志御座候ものは随分疾首候義に候所時勢をも辨へず此節に至り候ても洋法を兼ね取る事を知らぬ兵家者流いづ方にも澤山有之よしにて浩嘆の至りに候大砲を用ひ候にも馬までも慣し不申候ては西洋の通輕捷の働き出來不申海城を守り候に

臺場のみにては何分届きかね候事にて是非かれの用ひ候船無之候ては參らぬ事に御座候拙詩有之候御一咲可被下候

(百二十四
頁参照)

未見砲臺環海澤 南風四月甚關心 但教廟略無遺算 應有蕃船報好音
士庶何爲忘德澤 江山亦自惡妖祲 武昌本是咽喉地 可使犬羊窺領襟』
幾載鯨鯢橫遠海 中州豫備尙依然 孰知兵制從時變 但說軍裝映日鮮
運礮未應須我馬 守城却或要渠船 當今更有無窮事 志士何時安枕眠。
無窮之事と申には多少の意有之候御推覽奉希候御隣家御同僚も毎度疎遠仕候詩作は怠らず致され候様子歎定めて御承知に可有御座候御序も候はゞ此詩御轉示可被成下候以上

〔四五五〕 山寺源大夫に贈る

嘉永六年四
月六日

追々氣候も好く相成候御動履倍御佳勝被成御座候歎此表にても令郎ちと御不快にて過日長谷川の方にて御容體をも一診仕候所さしてのとも無御座候へ共御用藥少々愚意に叶はざる廉も候て長谷川へも左様申候事に候ひき然る所追

書簡 木挽町時代 (四五五) 山寺源大夫宛

二二七

追御順快にて過刻も使を以て御様子伺はせ候に今日頃は、大分御快き趣に御座候御過念被遊まじく候。偕先便殿卦伺の次第並に開板砲學圖編の事申上候所其内久しく御誨答不被成下候伺の方の義には此節も相關係候事御座候。開入御覽候紙面便開御返達被下候様仕度候餘り暫御左右も不承候に付拜候方々如此御座候時下千萬御保慎奉祈候以上

懼堂契臺 几下

四月六日

再 拜上

附啓御近著等御座候は、御示及奉冀候上已一詩供電覽候御一祭是祈

癸丑上已會飲簡堂

王右軍上已爲蘭亭之會。在晉永和九年癸丑。今歲又遇癸丑。是日之集。豈非勝事。因憶永和八年。殷浩北伐無功。再舉屯泗口。右軍移書諫之曰。區々江左。天下寒心。固已久矣。處内外之任者。未有深謀遠慮。天下將有土崩之勢。任其事者。豈得辭四海之責哉。又與會稽王昱牋曰。不度德量力。不弊不已。此封內所以痛心歎悼者也。願先爲不可勝之基。須根立勢舉。謀之未晚。浩不能從。遂有九年秋七月之敗。頃歲洋夷披猖。采

(第二卷詩鈔二八頁參照)

頤大邦形迹既露。而不可勝之基。尙有未立者。俯仰之際。不能無感慨。因詩中及之。良辰修故事。禊飲會詞林。乃誦蘭亭序。深欽賢者心。去年爭北伐。今日在山陰。勝集雖可娛。回思感慨深。鯨鯢久奔盪。長籌乏知音。興懷欲嗟悼。情況何古今。 啓

嘉永六年四月十五日

〔四五六〕 島津文三郎に與ふ

西洋三兵砲術真傳免許狀

一 歩兵法

目錄有之

一 騎兵法

目錄有之

但隊伍進退之法馬術ニ屬ス

一 砲兵法

目錄有之但騎砲之法是又馬術ニ屬ス

以上

貴殿入門以來篤く心懸け日々出精修業有之追々上達せられ號令作法に至り候ては門下多しと雖も比類無之感心致候依之今般此卷令附屬候畢以後從學懇望之者有之候はゞ指南之義尤に候抑某此術を講習候事偏に家國天下の爲に微力を盡候迄にて世間卑に臨で高を爲さんと欲するものゝ比にあらず故に自ら勤勞刻苦して發明する所の業と雖も初めよりこれを隱秘する事無し此邦に良術秀法心得たらんもの一人も多く有之候はん事某の志願に候門人取立有之に於ては此事尤も不可有遺忘候且西洋之諸術是を泉の山より出るに譬へて暫くも息むことなく日々に月々に長進し新に發明候事歳に不少候若し此方に於て精研疎く候時は終に彼に及び候事能はず候大丈夫之志固より出藍之企なくんばあるべからず愈以無怠慢可有研究者也

嘉永六年四月十五日

佐久間修理

啓明

島津文三郎殿

嘉永六年四月十七日

〔四五七〕 山寺源大夫に贈る

(前文切れてなし)

他出不相叶家僕を以て御左右承候に次第に御快き様承り其後使上げ候へば三四日取分け御善候に候よし其内村上生より承り候にも御様子宜しき趣長谷川生來訪に而承知候にも追日御快善の趣御話有之□□快き事最早御床なども御除け候半と存じ一昨日(十五日也)御見舞申上候所猶御牀有之其上御容體一診候て實大に驚き申候先頃々宜しき方々と御座候て箇様御手開取其御容體とても聲も御啞し胸肋邊に押無き如き御覺有之候脈も數御座候御様子いづれにも肺に申分御座候證に被存候是等は其前私御診察申候頃は無之義に御座候是程の義を自身御見舞不申人言にて事もなく申上候は甚申譯無之恐入奉存候愚考には今に於て早速に其治方に從ひ致瀉血候か左なくとも胸部に水蛭を頻に施し候等の事無御座候はゞ或は肺勞に御傾き候恐れなきにあらずいづれにも功者の西洋家へ御見せ其議論を聞き愚見と參考有御座度可然見込申候所長谷川生も宜しく頼み度と申候に付早速大槻俊齋へ申遣し候然る所昨今の内必ず見舞

肺に申分御座候證

大槻俊齋へ申遣し候へ

考も候はゞ戻りに立寄り可申との挨拶にて昨日も見え不申今日も晝過迄見え
 ず候所へ幸坪井信朝(信道の婿)参り候に付相頼安世差添相伺せ候左候所明朝長
 谷川御同道申出立と申候て一通御容子診察罷歸候趣に御座候安世を以ての傳
 言には脚氣を兼ね候様存じ候との義に御座候隨分尤に被存候今一人若手にて
 は當時書物よく讀め評判宜しき大木忠益へも申遣し(是れも信道の門人なり)罷
 出候よしの所何を申も明朝御出立と申にて是も御容體一診のみにて歸候趣に
 御座候服部某並阿藤を信じ候體を察し候て都下の流義にて言を盡すことなく
 して引取候やに被察候私此間長谷川へ申候には元來通家の事に候へば私方に
 て暫く養生有之全快にて歸られ候方可然何分御在所には良醫乏しく不都合な
 る事可有之と申候所長谷川も如何致したるが宜しからんと其節は未だ必ず御
 同道にも極めぬ様にて候所全く服部等の説にて決心候事と被存候只今御暇乞
 ながら御尋ね申御容體を看了候に一昨日に御替り候所無御座候御道中候はゞ
 空氣も新たに相成候故脚氣の爲にも肺の爲にも可然候惟其表御著の上御薬用
 萬端肯紫に中り候様を奉祈候いづれにも先倉田へ御見せ其品次第六七十七の

(倉田は倉
 田左高にし

て松代藩醫
 の西洋家な
 り)

最初より阿
 藤の桂枝劑
 は御症に相
 反し不可然
 と存居候

瀉血御座候方と奉存候若瀉血無之候はゞ水蛭を胸部に二十條づつ七日も御連
 用有御座度ものと奉存候返すく、昨今大槻に見せ候はぬが惜しき事に御座候
 愚意には兔に角最初より阿藤の桂枝劑は御症に相反し不可然と存居候千萬御
 愛養御座候様奉存候今夕長谷川へ面會不仕御傳言も不申候故如此に御座候過
 日は鼠宿迄既に御出かけ候よし隔地の義御案事被成候事御尤に奉存候御考合
 せ迄に例の伏藏なく申上候燈下亂筆御免可被下候以上

四月十七日

啓 拜手

懼堂老盟臺

猶々乍憚尊嫂へも可然御致聲奉仰候

〔四五八〕 眞田志摩に贈る

嘉永六年五
 月十日

深美出府に
 付昆吾一方
 下御賜惠被
 成

拜啓仕候過日は舊年御墓文之義に就き御□御座候御挨拶として深美出府に付
 昆吾壹方御賜惠被成下感傷之至筆謝難申盡奉存候深美歸藩の節も裁謝申上度
 心がけに御座候ひしかごも多忙にて延引恐入候扱近日愚甥北山勝三郎に承り

姉義けしか
相認御玄關
迄罷出粗忽
之義共有之
候よし

候へば姉義けしからぬ嘆願書相認御玄關迄罷出粗忽之義共有之候よし何共私
に於て恐入且面目を失ひ候義に奉存候御□意を以て毎々御寛容之御扱被成下
候條千萬難有御禮の申上べきやうも無御座奉心謝候元來姉にて候ものは氣性
生得慥悍にて私などの手に餘り候者に御座候乍去其表に罷在候はゞ此度之義
等の過失は無之様諫も可仕候所隔地にて一向に存じ不申後れて承り誠に驚入
申候全く私義の昨年来風説に因り蕃船渡來之義を心遣ひ少しは米などを買
儲へ夏の陣服など製し候義を傳聞仕只今にも騒亂の出で來り候様只願心得候
より兩人の子供へも臨時の御用向相勤めさせ申度相考候より少々は身の廻り
佩刀之修復等も仕らせ度と存込候とて急に金子借入手段仕候所何分出來兼候
に付前後窮迫仕嘆願候もくろみ等仕候義に被察志はけなげに御座候得共安世
義も御座候に女の直々上へ願筋等仕候義の御座候義以の外之義に奉存候筒様
の事如何様あせり候とて政府之御差圖に被爲及かね候義は知れわたりたる事
にて候を辨別不仕候事咲止千萬之義に奉存候但士大夫すら争友争子無御座時
には過失をも免れざる義に候へばまして不學の女子殊に早々夫をも失ひ獨り

女の直々上
へ願筋等仕
候義以の外
候義

住にて教訓を加へ候ものも無之あまつさへ母並に私義も此隔地に罷在安世迄
も此方に修業罷在候義にて考誤候義とても誰ありて申解き候者も無御座又諫
争可仕ものも無之候へば氣性慥悍のもの等は筒様之間違御座候も亦其勢と奉
存候何分にも御寛恕被成下此上何事も御合容被成下候様奉願候先は過日之御
請旁右懇願迄申上候心事千萬御照諒可被成下追々暑に候爲衆折角御珍愛被遊
候様奉祈候不肅

五月十日

啓 叩頭

眞田老臺執事

〔四五九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永六年五
月十日

令弟の御事

がんどら
燈と唱へ候
もの

先便御送り物之御禮乍ら令弟之御事得貴意候所早速御復書被仰越候義一々致
敬諾候端午前にも書中を以て御心付申候所いづれ御出候て御内話御座候はん
様に御申越し候處猶兩三日見合せ御出無御座候はゞ使にても差出すべく存じ
罷在候儲急に一事相願度候義は兼て御藏品に俗にがんどら提燈と唱へ候もの

書簡 木挽町時代 (四五九) 八田慎藏宛

御藏品を
手本に一具
御作らせ

御座候ひき其製作を懇意の者へ話し候所價は何程にても宜しく候間其古制の
通一つ相願ひ吳候様頼を受け申候近頃御厄介は恐入候へども御藏品を手本に
一具御作らせ御送り被下度奉萬冀候此頼み候人は殊に入魂に致し候義に付早
速遣し度候間何分御手数被下候様奉希候要用のみ草々得貴意候令弟御事は御
面話申候て猶報聞可申候總期後鴻

八田賢友

五月十日

啓

猶々北堂前へも宜しく御致聲奉仰候將此三封乍御手数御遞致被下度奉囑候
以上

甘草一件は
其後如何相
成候義や

猶々乍序相伺候甘草一件は其後如何相成候義や承度候爰に不思議なる事の
候は一昨々年春此表へ兩三根持參候品近日取出し見候へば青くさき臭も無
之折り候に粉の飛び候所全く舶來の品に相違無之味も同様にて御座候大坂
藥種屋にて吞込候はゞ舶來にて通用差支有まじく存候以上

嘉永六年五
月十八日

〔四六〇〕 山寺源大夫に贈る

東京市 山寺源太郎氏藏

御殿御焼失
之事追々承
り

本月六日之御手筈相達し忙手拜展仕候先以御萬福奉慶候令郎も御著の頃より
は追々御順快之趣被仰下奉降心候乍然只今に御聲嗚並に脚下之御氣味は外御
様子に準じ候はぬよししかし其内には御平全候べく候但先便拜復にも認め候
通御服藥方面白からず候腹内の摺急候を緩和温補之劑をだに用ひ候へば宜し
き事と存じ候は素人考と存候其摺急之源を探り候はねば一概の沙汰と相成可
申候愚意には舶來の藥品にキバペールと申もの御座候が是など必ず御相應
候はんと相考へ候小弟儲は無御座候へども御用之思召も候はゞ懇意之間より
分けもらひ候て差上可申候借御殿御焼失之事追々承り御同然恐入奉存候傳聞
候へば文林の御茶入千羽鶴の御茶勺等御寶器吉光御長持に入り可申を其儘御
納戸役所に差置き此度の災に罹り候との事遺恨申ばかりなく奉存候歸する所
御重役衆等閑より下々御役人も等閑に相成り候より事起候義と不勝切齒候御
昏末にも御認御座候通り驕の字の病よりして道理を見候事暗く苛刻ならで宜

聖武記之事

しき事は苛刻にし嚴密にせて叶はぬ事は却て粗略に致し候より箇様の災も有之其災に依て御代々御褒襲被遊候御品迄滅却に至り候事と被存候此以往之所如仰實に杞憂に堪えざるとごもに御座候是等の病痛を只今御國家の御爲に御濟ひ候も盟臺の外其人無之奉存候何分も御潜伏中眞に御綱紀の相張候様御工夫專一と奉祈候將聖武記之事云々被仰下委細承知仕候十分思召も無之御様子且書肆の方勢強く價は少しも減じ不申と申事故先日既に何方也とも遣し候様斷り候義に御座候此度御紙上にては丁度夫も宜しく御座候ひき但活字板武事餘記類に御涉獵全備のよしに被思食候との事去る御事ながら活字板に相成候は第一板にて此度のは増補の再板にて武事餘記中も大に増し候て餘程違ひ申候魏源は中々清人には珍敷見識之人と被存候既に此度の目錄の末に小識有之其結末に是爲聖武記第二次重訂本學問之境無窮未審將來心目又復何似災黎之悔其有既乎道光二十四載魏源識于蘇州旅次と有之候此一事にても井蛙の見を守り候ものゝ比に無之候事は相分り候義と存候此魏氏は乾隆征苗の前一歳に生れ候と序にも有之候へば小弟に長ずる事十七當年滿六十と被存候聖武記を

活字板武事
餘記

犯境錄刻本

初め草し候は道光二十二年壬寅に候所小弟海防之策を先公に上り候も壬寅にて其策する所往々一轍に出で候事千里之同志とゆかしく存じ候より此書も乍高價取入候義に御座候藏書中にもかねて活字餘記有之候間其内閑隙に増補の分だけを調べ寫させ候て差上候様可仕候犯境錄刻本も中々少く候小弟など于今一度も見受け候事無御座候弊藏にも一部御座候所誤寫多く候故刻本にて對校を心がけ候へども持ち候もの不承候刻本多候よしは誰か申上候義や便間御誨示可被下候其手にて借り出し可申奉存候白石蕃山御欽慕之條御尤に奉存候いづれも偉人と申内白石尤も不可及と奉存候しかし二子共に政事は申分御座候様かねてより存じ居候二子もし此節世に在り相應の要地に被居候はゞいづれの所より手を下し可被申や定て御考可有御座御議論何度奉存候津藩山本生御尋ね申上候よし砲技不精に候故うる覺えに候が慥か一度は門籍に加り候ものと存候洋學もはかしく出來不申候ひき土肥生も度々宅へも見え候ひき才子にて文章は大抵には認め候由の噂に候所駭と致し候大文字は今に見候事も無御座候文章も可也見られ候位には往々認候ものも候へども漢土の學士に

見せ候ても恥敷無之と申様熟練候は至て稀にして菅晨天之星の數とも參らぬ
歟と存じ申候一齋先生の人選に預り候て先達て中愛日樓文詩續編の選定を仕
候が彼先生など近來稀の文人にて候所議すべき所少なからず大分愚意申候事
御座候先生にも大に益を得候とて悦ばれ候義に候ひき免に角本邦之書生は學
び方鹵莽故至る所迄至ざる様被存候津候なども諸侯の御學問には御作文など
も感心之事に候所平人の書生に致し候へば未だ一向の事に御座候乍去大分御
自慢の様承り候故三村御取次にて小品文御示しの節不滿之意を寓し評語を題
し上げ候所其後は一切御文稿等御見せ不被成候此一事に於て大抵其御量も識
れ候事と奉存候御在府中沙汰ばかりにて遂に御逢は無之候但此度此表御出立
に付候ても此上ながら發明の義等は聞かせ吳候様にとて御内使者を賜り越後
縮二反被下候扱殿卦上木之事政府より無用に仕候様御沙汰御座候不及是非義
奉存候寫本にて傳へ子雲を千載に待ち候はんと相決し候但夫に付候ても文字
無之門人の爲め何分も御譯文は被成下度候異國船の沙汰今日迄は無之候が何
とぞ事なく候へば是に増し候義は無御座候と祈り候義に御座候禍災不測に發

り候との事朔日夜の有様にても思召被付候よし御尤に奉存候乍然是を知り候
者は知者是を知らざる者は愚者知者位を得れば亂れたるも治り愚者位に當れ
ば治りたるも亂る夫も皆定數御座候かと存候義に御座候但國家之責ある者は
定數に安んじ候ては濟み不申と奉存候此節尾州家なども大分御心付も御座候
か近日其家中砲術指南の者父子小弟へ手寄り西洋傳砲學修業候様被仰付其御
城附より御上屋敷御留守居迄其掛合有之其父子入門に參り候其父にて候人は
六十五歳と申事に候其子息は三十五のよし父子とも大分分り候人に御座候彼
の大藩にて六十五の老人を修業に被差出候も珍らしき事又其高年にて出かけ
候も御同藩などの考にては奇の奇と存じ申候又いつかも申上候ひしが因州様
御家老荒尾千葉介御大家の大臣には中々感じ入候事にて其家來を四人迄も砲
術門人に致し自身は別に兵法之入門いたし近來砲兵の攻守法を取調べ候公用
の隙々には必ず參り候て毎々半日餘も質問研究夜に入り歸り候事珍らしから
ず候他藩より稽古人出居候時は稽古所へも出候て偶には銃砲をも演習有之候
年は三十七八にて御座候高も在所にては三千石此表へ出候へば一萬石の格と

申事に候が至て丁寧なることにて氣の毒なる程に御座候此人なども世界の長
ずる所を取り候はねば叶はざる事とよく料見致し候より人にも下り精神をも
勞し候て苦刻有之候事に御座候彼の面從諂諛の小人輩に付込れ驕心など生じ
候の類とは相距る事天淵と存じ候他藩には隨分人も御座候様見え候が何故に
本藩には人に乏しく候やらん慨嘆の事共に御座候乍去箇様の事申御互に罪蒙
り候はんも難測候努々他に御泄し被下まじく候藤三甥出府母も悦び候はんこ
の御事如仰大喜仕候是も姉の悪元氣に又々困り其表へ立歸りに遣し候義に御
座候定て御傳聞も可被成下か拜借金仕度とて御重役衆へ書取を持參仕候とか
申事に御座候如此出來ぬ事の知れわたり候義を仕候事何共小弟迄失面目候事
に候段此度藤三郎にも申含め又書狀にも認め候て遣し申候御相談など申罷出
候義等も候はゞ何分もよく御理解被成下候様奉願候先は拜復迄申上候時
氣に従ひ折角御保愛所冀御座候以上

懼堂老盟臺

蒲月十八日

啓

覆復

(日唯は録
原觀水の號)

附白禍災も崇徳にて必ず遁れ可申哉の御下問いかにも可遁道理と愚意には
かねて存じ罷在候徳を崇し候には必ず敬に本き候事に候能く敬し候時は
毎事に粗略なる事無之候毎事粗略無之候へば禍災いづれよりして發り可申
や凶年饑歲天行厲疫盜賊内發蠻夷外侵等も兼て精密に夫に備有之候へば憂
ふるに足らざる歎と存じ申候御異論も御座候はゞ承度候御殿御燒失の前近
在にて前廉より火氣を見候などは取るにも足らぬ妄言と被存候箇様の事兵
家の尤も忌む所と存候尊意何似火事にて戦場の形勢を御覽候に狼狽候もの
八分候を二分正氣のもの有之候はゞ八分を用立可申哉と思召候よし御卓論
と奉存候然る所此世上の様子にては正氣にて候もの十分一もあるまじく覺
え候是に付孫子の危きを畏れざらしむると申に一説有之候古人未經言の論
に御座候是は追て可申上候牛渚先生御碑文之事委細奉諾候此月中は大砲打
方にて取込中に暖先生迄參り候様出來かね候來月に入候はゞ早々罷越催促
可仕候先日唯君へ宜しく願ひ候以上

此狀認置候所嫌疑を避け候義有之拜發及延引候夫に付色々申上度事御座候

次便可申上候以上(編者曰く此狀斯る仔細にて山寺の接手せるは七月十日となれり)

〔四六二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永六年六月二日

諸家様御頼之筒等製作

令弟突然と御出で

次第に炎暑に相成候益御佳寧被成御眠食候耶承度奉存候然ば令弟御事先便御書中にも被仰下候に付御面話にて愚意をも申思召之所をも御はなし可申存じ宅迄御出被下候様使差出候所御出無御座候に付尙又使にても出し可申候所大砲打方前諸家様御頼之筒等製作萬端殊の外忙劇にて延引候内去月廿日にて候と覺候令弟御申越候には又々使にても遣し急用の趣にて早速参り候様被申越度左も無之候ては近日宅之様子不都合に候間出向きかね候と申事故家來用隙を以其段可申越と存じ候所へ廿二日朝にて候か令弟突然と御出で昨夜宅を出で餘り夜深に成り候に付懇意のものゝ方一宿今朝参り候との事故打驚き一通り御不了簡又其被成方の御不行届に候條を一々相咎め候所其段は一言も無之と申事に候但再び松村へ歸り候存念無之と御申切り候に付師岡氏も幸在府に有之又大木も居合せ其以前より段々内話も致し居候事故早速是へ一同参り被

大砲打方にて晝夜不得寸隙

吳候様申遣し松村の方へも私方に御當人御出候條は書中にて申越し師岡大木來會之上にて令弟御存念尙又承り共々御異見を申候て御改心之上御立戻り候歟左も無之候はゞ御國元へ御歸りに優り候義有之まじくと申所にて令弟篤と御勘辨御挨拶被成度趣に候何分急にも参るまじく存じ候に付其御勘辨の御つき候迄私方に御出候様申此節私方に御逗留に御座候手狭に付一と聞上げ置き候様にも相成兼且其不自由なる事に御懲り候も可宜と考へ候に付諸生一同塾に差置き近思録等心身の御爲に成り候もの御熟讀候様申候事に御座候尤も食事の節は母と一同被成候様致し置候早速右之次第をも申進度候所一昨々日も昨日も打續大砲打方にて晝夜不得寸隙乍存延引仕候今日晝立にて師岡氏歸藩被申候よしに付先此段得貴意候義に御座候委細は同氏御話可被申候へば夫に譲り候て巨細には認め不申候尙後便可得貴意候北堂君何かと嘸御案事可被思召候乍憚宜しく御申上可被下候暑威折角御厭可被成候以上

慎 藏 様

六月二日

修 理

嘉永六年六月五日

〔四六二〕 母に上る

東京市 久保來復氏藏

渡來の船ども一見候所

日々あつき事に御座候へども何の御さはりもいらせられず候か私事あまりあまりたつしやにて昨晚四時すぎ浦賀までちやく致し候まゝ御安心願上候今朝はやく起き候て山に登り渡來の船ども一見候所かねてきゝ候通大そうなるものに御座候つがふ四そうの所二そうはじよう氣せんと申にて火の力にて風にさかひ候てもさしつかひなく走り候船に御座候一昨日七ツ時前の頃松わと申邊に帆かげ見ゆるなど沙汰し候うち矢の如くにみなと内に入り來り候由今朝見候所はくがより十七八町もへだたり候處に一艘有之候是はコルヘットと申船にて大筒左右に二拾四挺ともに二挺つがふ廿六挺そなへ候船に御座候其並に六七町へだてじようき船有之又六七町へだてゝじよう氣船又六七町はなれて初めの如き船有之候じよう氣船はいづれも殊に大きく御座候其回りを此方の御用船帆をかけて通り候を見候に丁度大たらひの下にはまぐり貝御座候様見え申候とても彼れと争ひ候には私なごのかねて申居候通り此方にてても大船

を彼れと同様にこしらへ大筒をも同じく澤山に作り候上ならでは出來不申候此度も大に見あなごり候て小ぶね十五六そうおろし一そうに十人ばかり乗り候も有之五六人なるも有之港口諸所のりあるき繩を下げ海の深淺をはかりあますさへ浦賀の燈明臺と申邊へ上陸いたし悠々と見物いたし候てい傍若無人の様子と申事に御座候然るを奉行はじめおそれられ候か與力同心もこはがり候か夫が上の御趣意に候か誰一人とがめ候ものもなく唯見ぬふりしてさし置き候との事扱々遺恨無此上事に御座候一昨日四艘來り候が尙跡四艘參り候はんと申事に候由先至て穩なる取扱ひに候へば此度は何事も有之まじく候此表御用船の外一切船留と申事に候が其内さしつかひ出來可申候公邊の御挨拶も早速には濟申まじくいづれ盆前に方つき候へばよろしなど此土地のものも申居候私も又出候とも此度は一兩日中罷歸り候心得に御座候乍去今少しせんさく仕度事有之候間大凡わかり候事ども認め御屋敷へ差出し候爲め附人の内一人さし戻し候まゝ大略の事御きかせ申上候めで度かしく

六月五日

修理

御 母 様

嘉永六年六月六日

〔四六三〕 望月主水に贈る

長野市 小林暢氏藏

日々毒熱に御座候處倍御萬祥可被爲渡奉恭慶候備一昨日拜辭の後直様歸宅仕拜借の御書物等取調べ賢之助安世へ看護申付置き御借人參著候を待ちつけ直に出立大森まで罷越し夫より舟にて金澤に渡り可申存意にて舟を借ひ候所折節風の模様あしく候に付舟出しかね候と申事故又金川迄罷越し漸一艘やとひ得候て乗出し候所南風強く波荒く候て舟子共力を極め働き候へども舟進まず金澤に至り候はぬ前日暮に相成候然る所風少しく西に轉じ帆を張り走り候模様相成候に付舟子に申談じ大津迄金澤より三里餘走らせ候舟中より猿島を望み候に此島の砲臺は既に撤せられ候と承候所此度は備を被置候事と相見え砲臺とおぼしき所に火の光多く見え候大津の陳屋濱手にも同じく提灯の光數多く見え候大津にて岸に登り夫より山を越し十八町にして浦賀に御座候所此度は御合印御座候提灯持參仕らざる方可然と相考へ態々用意仕らす候處此夜けしか


鴨居と申邊に錨を卸し

都合四艘の殊の外驕傲の體にて

身分輕きもの一切登る事を許さず

らす明かに候て山路の高低石の多少まで盡くよく分り歩行少しも無差遣浦賀に著仕候刻限は夜四ツ半ばかりにて御座候ひきかねて知る者に御座候故小泉屋と申に止宿先あるじを呼出し昨日異船渡來の様子承候に蒸氣船の神速なる事言語に斷えたる由に御座候松輪邊に異船の帆影見え候と申やいなやまた、く内矢を射候が如く走り來り彦根候御持の臺場よりも乗留め候心得にて乗出し候よしの所皆及び候こと能はず第一番に參り候船浦賀港を過ぎ鴨居と申邊に錨を卸し續て蒸氣船に無之船一艘入來る是は先に立ち候蒸氣船の引き來り候ものゝ様被思候よしに御座候其跡引續き蒸氣船一艘蒸氣船に無之船一艘都合四艘浦賀港より江戸の方へ豎に並べ置き候事よし是迄渡來の船と總て品替り候て乗組居候者共も殊の外驕傲の體にて是までは異船渡來の度ごと與力同心乗入見分する事舊例に候處此度は同心與力の類身分輕きもの一切登る事を許さず奉行に候はゞ登せ可申との事にて其船の側へ參り候をも手まねにて去らしめ候由夫を強て近寄り候へば鐵砲を出し打放し候べき勢に御座候故一番船に向ひ候與力は其儘引返し又彦根候御人數の内にも乗寄せ強て登らん

と致し候所空砲には可有之候得ども二發打出し候に付是も無致方且は怖れ候て引返し候由の話に御座候いづれの國にやと尋ね候所宿屋亭主には不相分候故其儘休息仕翌五日早晨に起出で東浦賀より山に登り鴨居と申所の東に向ひ候所に至り一見仕候所浦賀港口の東南十六七町の所に大砲廿八門備へ候洋名コルヘットと申べき船一艘有之其東北四町程隔て候所に一艘是は所謂蒸氣船にて其形コルヘットに比し候へば殊に大にして比例し候に五と三との如くに御座候コルヘットも大略測量仕候に其長サ二十四五間可有之候蒸氣船は四十間ばかりと被存候其東北に同じく蒸氣船一艘是は先のに比し候へば稍大に見え候いづれも船腹に車輪を備へ候其輪の大サ徑六七間可有之候蒸氣を生じ候爲の筒と見え候が徑五尺ばかりにして舷より三間餘高く突出し候もの有之候大砲の數は車輪の前に四門後に貳門是は砲窓を開き有之候故よく分り申候其上に六門是は砲窓を閉ぢ有之候故かすかに見え候左候へば是も二十四門を備へ候と被存候夫より同じく東北に當り砲廿八門備のコルヘット一艘船と船との間いづれも四町ばかり並よく隔て左右にコルヘット中に蒸氣船二艘を置き

候様子船の結構よりしていかにもきらびやかなる事に御座候乗組の人數は四艘合せて二千人ばかり船印は^{白黒}如此にして角の黒白は俗に申一抹と申もの様に見え候持參仕候遠鏡格別宜しからず候間委しき事はわかり不申尙精しくは後便可申上候夫より旅宿迄罷歸り追々浦賀役場の手筋へ掛り異船來著の始末承り候に皆此度は事に成り可申と覺悟を極め居候様子に御座候與力中島三郎介と申者和蘭通事堀達之助一同其主船とおぼしき船に^{浦賀の方より第三乗}寄せ拒み候を強て乗登り何れの國より何の用ありて來りしやを問ひ候所北アメリカの内ワシントンのよしを答へさて此度の用向は江戸へ直に達し可申候へば各の厄介に成り不申通事も召連れ候故入用無之と申放し候よし其通辯致し候ものは定めて通事なるべく候が本邦語を操り候様子長崎人などの如き音聲と申事に候其外辯髪の人も乗組居候よし清人と被思候是は漢文往復の用に供へ候爲の料見にて可有御座候昨年來公邊より此所に御達し被置候は和蘭本國の書簡にてだに向後は御取上げ無之封のまゝ御返しに可相成御定め候へば異國の文書類總じて取上げ候事無之様にこの事に候故此度の異船をも渠等

與力香山榮
左衛門出府
候趣

奉行戸田殿
にも自害可
被申とて

浦賀商家に
仕度も銘々逃
したる

本邦はやが
て四分五裂

申候如く内海へ入れ候ては濟み不申又齋し來り候國書をも浦賀奉行へ直渡しに致し候事に候はゞ左様も可致と申候よしの所兼ての御達しも御座候上奉行直受取等の事體容易ならず候に付一昨夜與力香山榮左衛門其伺の爲早舟にて出府候趣に御座候夷人申候は若此度國書受取らず候など申事に候はゞ屹と亂妨致し候て引取可申と打出し申候よし其沙汰に有之候故下曾禰殿なども家來兩人非常の心得を以て參著候様被申送又奉行戸田殿にもいづれ事に可相成其時夷人の手にかゝり候も無念の事に候開寺にて自害可被申とて寺の掃除を被申付候よしに候寺へ參られ候はんよりは免ても事の届かざるを被見候はゞ奉行屋敷に火をかけ自殺せられ候はん方當り可申と愚意には存じ申候浦賀商家にても銘々逃仕度いたし長持様のもの其外家財持運び候なども往々に有之候夷船も尙四艘參り可申と夷人ども申候よしに相聞え候いづれにも此度は容易に事濟み申まじく被相考候渠の申に任せ願ひ筋御許容候義御座候はゞ夫を例として其他の國よりも兵威を盛にして請ふ所可有之夫をも御許容御座候はゞ本邦はやがて四分五裂可仕候其事目前に有之事に候へばよも此度御許容

は有之まじく去りて軍艦を四艘も八艘も致用意渡來の上品次第は亂妨も致し候はんと打出し申程に候へば御許容無之候はゞ唯は得歸り申間敷畢竟此度様の事出來り候は全く眞の御武備無之近年江戸近海新規御臺場等御取立御座候へどもかねても申上候通一つとして法に叶ひ異舶の防禦に耽と成候もの無之事を辨へ候ものよりは一見して其伎倆の程を知られ候義に御座候故の事にも可有之且大船も無之砲道も極めて疎く候と見込候て仕候事と被存候へば如何様の亂妨に及び候はんも難計浦賀の地等の亂妨は如何程の事にてても高の知れたる事に候へども自然内海に乗入御膝元へ一發も彈丸を放ち候事御座候はば大變申ばかりも無之候後患に御貪著無之此度の義御許容御座候か又戰鬥の出來り候をも御掛念候迄も御拒絶御座候かは廟堂の御計らひにて私共了簡に及び候事に無御座候へどもいづれの成行きに相成るべきか難計候御人數配御手充第一に萬一の節御前様方御立退の御用意迄も被爲在候様奉存候夫等一々御手配御座候て御不用に相成候へば無此上恐悅の義と奉存候何分も御手違無御座候様奉祈上候此段草々申上候以上

御人數配御
手充第一

六月廿六日(廿は誤記か)

啓 頓首

致堂 老 臺 執事

猶々此紙認居候内承候に五日は七日の誤か明五日迄國書受取可申や否挨拶無之候はゞ大砲を以打拂可申と申送り候よし奉行屋敷より慥に承候右の様子にては私義も早速罷歸り可申奉存候以上

〔四六四〕 馬場彌三郎一場茂右衛門に贈る

嘉永六年六月廿九日

御手紙致拜見候御國家御一大事の義に付御目通を以て奉申上度但し私事は人に悦ばれざる者の義に付御拂にて御逢被成候ては或はその忌疑の際より御君徳の御煩と相成候様の義出來り候はんも難計且御國家の御大事と奉存候義に付御用席列座御側役御目付等内外御役人迄も其席に御差置其上にて被召出申上候條々御聽被成下置候様奉願度と申義御側御納戸を以て願ひ候心得にて當番之御納戸呼出し右口上手扣差出し候所此義は當月廿三日修理罷出御目通願候ても不被遊御逢候開其段相斷候様上書等致し候ても猥に御取次不致候様望

月主水殿被仰渡候旨長谷川深美達し有之候に付御取次出來かね候趣申聞候に付無餘岐御役方へ差出し候義に御座候然る處伊野右衛門殿云々の次第に付御取次御出來かね被成候趣右御重役へ差出し候て宜しき筋に候へば私共よりは固より御役方の手を經ずして御重役衆へ差出し宜敷義に御座候處段々御内話を申候通りの次第にて御重役へ差出しかね候に付畢竟御役方へ差出し御取次奉願候義に御座候右を只今の御重役等へ被差出候は御手違の次第と奉存候尙其御手違の所御組戻し被成右別紙御取次被下可然道理と奉存候不容易御大事を申上候はんと申候に御側向の方も壅蔽有之御役方にては其通りにては御國家は暗黒世界と成り可申嘆はしき事に奉存候能々御勘辨此所は御役方御眞面目の御處置被成被下候様奉仰候御國家の御一大事と申候を壅蔽し候様にと其黨の重役衆被申候へばとて其通りに被成候ては御忠義の御筋合とは不奉存候何分も御國家之御爲厚く御勘辨被下度奉存候依て別紙尙又御手へ差上申候萬々可然奉頼候以上

六月廿九日

啓 拜

馬場 彌三郎様

一場 茂右衛門様

嘉永六年六月廿九日
小寺は大垣藩士

〔四六五〕 小寺常之助に贈る

過日は御惠然被下辱奉多謝候其以來度々御使書も被下候所折悪くいつも不在多忙不得寸隙例之御問目拜答も致延引慙悚之至奉存候又々御墜簡拜接先以此毒熱にも彌御休安之條慰沃之劇奉存候さて御問目をも一覽候所此一事は大議論有之候事にて一時紙筆のよく盡す所に無之候此春大森村にて某侯の洋砲演習をば御覽候て寫肖を免れすと御申候が貴兄その眞法を御存知にて寫肖を免れすと御申候義にや全體の御議論の趣にては西洋砲兵之略一向御研究無之様被存候その眞をも御存知無御座候ての御品評は乍憚いらぬものと奉存候唯砲を不可闕の器と思召候段は實に不磨の事たるべく候扱我舉國此術を熟するも畢竟彼は師我は弟子いかでかよく彼れを制する事を得んとの御論は乍慮外御料見違と存候苟子の出藍の譬は思召出られず候歟既に此度渡來致候カリホル

我舉國此術を熟するも畢竟彼は師我は弟子いかでかよく彼れを制する

との御論は乍慮外御料見違と存候

ニア人浦賀へ上陸の様子を門人共親く近傍にて見ての品評に不佞之致世話候中津藩調練人數の内其上等なるはカリホルニア人の總體よりは稍優り候との事に御座候左候へば果して苟子も人を欺かずと存候事に御座候ロシアの先主ペートルが和蘭人を師として遂に和蘭に劣らず北アメリカ人英吉利を師として終に英吉利に勝ち候類ば御承知無之候義や免に角愚意には夷の術を以て夷を防ぐより外無之と存候彼れに大艦あらば我も亦た大艦を作るべし彼に巨砲あらば我も亦巨砲を造るべし總てかの黄帝を師とし候に若くなしと存じ申候古昔兵器を造り初め候は蚩尤のよしに御座候所黄帝其干戈を習用し遂にこれを涿鹿の野に擒殺せられ候黄帝いかに聖徳御座候とも敵の兵器を用ひ候に空手を以ては克つべき術之なく候故に其敵の用ふる兵器を用ひ夫を以て遂に勝利を得られ候事と被存候是則ち聖智の致す所にして彼を用ひ彼を制せられ候事兵法の至蹟と存候去れば今の世に至り候迄も黄帝を以て兵家の祖と崇め尊び候事と存候是不佞持論の大略にて御座候宜しく御采覽可被下候

彼を用ひ彼を制せられ候事兵法の至蹟と存候

軍装考の事

寫し置候門人の方へ申遣し取寄其内可入貴覽候先は御使餘り待せ氣の毒に付
是にて筆を擱き申候餘留面賦

六月二十九日

啓 復

小寺契兄足下

嘉永六年六
月卅日

〔四六六〕 望月主水に贈る

埴科郡西條村 中島藤四郎氏藏

急々奉申上
度筋御座候

別紙手扣之通奉願度奉存候今日參殿を以奉願候心得之所夜前より中暑にても
候歟頭痛強く乍憚打臥罷在候乍然急々奉申上度筋御座候に付書中を以て奉願
候願之通御目通被仰付も被成候御様子に御座候へば押て參殿可仕奉存候可然
様御執成之程奉頼候以上

六月卅日

嘉永六年七
月朔日

〔四六七〕 望月主水に贈る

御再答拜見仕殊に驚愕の至奉存候漢土に於て聖徳の主には堯舜文王を以て稱

首とし候所堯舜の朝には敢諫の鼓誹謗の木を被置文王の代には葛藟のもの迄
に問ひ詢られ候事と承候堯舜文王聖人にて才徳兼備まし候ひながら猶如
此下民迄に言路の通じ候様せられ候は天下國家の務は到て廣大に候故に上に
明君ありて其事を聽斷せられ下に賢相ありて其政を謀議すと雖も人間の上
は思慮の失と申もの難免又聖徳の上にも善道は盡る事のなきもの故に如此心
を用ひられ候事と奉存候是則聖のますく聖なる所以にして後世政治の無此
上よき手本と奉存候されば言路の通塞は君徳の盛衰國家の安危に關り候とも
申候と奉存候然る所御再答の次第にては所謂詭々の聲音顔色人を千里の外に
拒候と申ものにて有道の世勵治の國の氣象に無之と嘆はしく奉存候周公の吐
哺握髮の事杯をば如何御心得被成候義にや御國家上の義は乍不肖自分共など
と御虚喝御座候ても決して御尤と不奉存候其詮は此度被及御絶交候以前は御
國家上の御事にも何かと御垂問も有之其時々御内書も澤山に所持仕罷在又
私のみならず無學の晴山輩に迄も色々御相談御座候義はよく存知罷在候無事
の時すら猶如此に御座候て此騷擾の時節に至り却てみづから御恃の御口氣君

此度被及御
絶交候以前

外夷の事情を兼ねて穿鑿仕置候様命別段蒙御内候

子の上にあるまじき事と奉存候夫々御役人被仰付被置候など御座候得共憚入候申條乍ら御役人に何等の人物御座候と御覽候て斯く被仰候義にや不審至極の事に奉存候御國は猶一家の如く君臣は一體に御座候故に私底閑散に罷在候ても疾痛疴瘵皆その關る所に御座候に付固より心配の免るべき様も無之況や其御大事と奉存候義に於てをや私不徳不才には候へども感應院様御代久々文學修業をも被仰付御役中海防御掛被蒙仰候節外夷の事情をも兼ねて穿鑿仕置候様別段蒙御内命候て追々西洋の原書に就き研究仕發明仕候義も御座候に付諺に申智者之千慮有一失愚者之千慮有一得にて御手前様方御聰明の御手揃にて大小御役人銘々其才能を被盡候とも亦私の愚見の夫に優り候義のあるまじきものにも無之候間彼是今一應御勘辨別紙の次第可然御執成之程奉頼候以上

七月朔日

〔四六八〕 山寺源大夫に贈る

東京市 山寺源太郎氏藏

嘉永六年七月六日

是かも一書可呈と奉存候所本月十四日之御手誨拜接欣然捧讀仕候先以時下炎

船か四艘の騷擾大下なる方

熱にも彌御健寧被成御座候條沃慰之劇奉存候其事は御書中にも相見え候が令郎御不快も追々御平善と奉察候偕今般蕃舶渡來之義に付候て段々御心配御座候趣一々御尤に奉存候國名の御考も其通にて共和政治之内ワシントンに相違無御座候御聰明今に始めず奉敬嘆候但し舶は新カリホルニヤ仕立の舶と申事に候願書之旨趣も色々世上唱へ候へども未だ的説を不承候乍去是は遠からず諸侯方へ御觸出し相成候よし風聞いたし候何分速に左様相成候様致し度ものに御座候御聞被及候通厩か四艘の船に候所都下の騷擾大方ならず諸侯方にも多分の御失費相立候事と奉存候誠に残念なる事に御座候是にて大抵世上の夢も覺め候かと存じ候に中々左様參らず益々昏亂し候類も御座候かと被存候本藩にても蕃舶滯留の砌は小弟に軍議役と申を被仰付大小銃の差引をば御任せ御座候よしに付是迄御不揃に候彈藥器械の脩治を始として御人數出の足並等も稍規律不明様致しさて存じ候には感應院様御終身海防之義には被遊御苦勞此表に於ても大砲御製作有之御在所表より御取寄に相成候も御座候が畢竟如此御時節公邊の御警衛と被相成候思召と奉存候昨今諸家様にも追々諸方御

固御人數被差出候様被蒙仰候も御座候趣に候へば御黙し被爲入候ても御屋敷に數門の大砲御座候もおほやけに知れわたりたる事に候へば明日にも御固場所被蒙仰候はんも難計又左なくとも異船内海に乘入自然亂妨にても始め候節は御防被蒙仰候はんは必然の義と奉存候然る所軍争は地勢に依り候事簡要と申内大砲は別して勝地に據らず候ては其利少く候公邊にも火急の際に至り大砲多き御家は此所大砲少き御家は彼所にと申様精密の御指揮は決して届かせられまじく左候へば品に依り御家にも大砲難用場所へ御人數被差出候様被爲蒙仰候はんも難計自然左様に候節は感應院様御終身御苦勞被遊御造立に相成候御武器もありてなきが如くに可有之其時又地の利不利を辨へず大砲など引出し誤て賊に奪れ賊より其筒にて打立られ候等の間違萬に一ツも御座候ては利を失ひ候のみに無之天下後世御家の御瑕瑾不過之依て大砲を用ひ候には先地の利を擇び候にしくなく候感應院様思召を被爲繼候にも公邊へ御忠節被爲在候にも此御方略無御座候ては難叶候私かねて料見仕候に市中を焼拂ひ其形勢に従ひ備を設け候はゞ御府内によき場所幾ヶ所も可有之候へども左なく

大砲を用ひ
候には先地
の利を擇び
候にしくな
び

御殿山近邊
可然

候時は御府内に大砲を用ひ可申場所無之御府内に尤も近く候て大砲を用ふべき所を擇ぶの外無御座候かねて御府内に最近くして差當り大砲を備へ可申場所御殿山近邊可然と相考へ異船乗入候節先その衝く所に當り候と雖も却て防ぐに便よく候此場所を此節御取定め御固被蒙仰度と此節御内願御座候時は第一には感應院様へ被爲對御誠忠之御遺志を被爲繼候御義にて御孝道無此上公儀に被爲對候ては夷賊衝突之場所御受持之次第にて御忠節たるべく又御家中の面々家國天下の爲に其身を致し候は勿論の事に候へども無謀にして士卒の肝腦を地に塗り候はんは傷ましき義に候所私申上候邊に御座候へば砲を放ち候にも敵砲を避けながら放發候手談も出來可申又御上御出馬など御座候ても右場所に候へば洋名ボムフレイトとて敵のボムベンにも危き事無之小屋の製法有之候夫を早速作り候にも便宜しく其内へ御上を奉入候へばけく御殿に被爲渡候より御心易く御座候はん奉存候是善美を盡し候萬全の策と可申と理を盡して申候所望月大夫も至極の事と被納候に付しからは私を御内使者として阿部様へ也牧野様へ也可被差遣尤も御留守同道にて表向の御口上は御留守申

述樞要の御口上は私受取り其機に隨ひ申述候はんと申候所是亦伺之上可然事に極まり申候直様阿部様へと申事にて罷出候所もはや御出仕の後に付御口上申置き又御退出後に罷出候然る所御内願之筋御尤に思召早速御評議可有御座候に付御口上書認差出し候様御座候故則左の通致草案候

亡祖父信濃守……………(以下第二卷上書一二六頁一二七頁掲載の文と同様につき省略す)

御留守は津田にて候所草案之表餘り立派過ぎ候と申論にて高田と申談じ少しく禁句を省き候様子に御座候ひき阿部様も時宜次第御人數出可被仰渡と申事に御座候御人數調の事も是迄衆議區々にて一決致しかね候よしの所此度大小銃の臨機の義は御任せ可被成と申に付御人數繰出し候節の少し前後に相成候位は何の差支も無之候に付總て高田が調べに従ひ無餘岐所を一ニケ所改め候のみ異論を出し不申候に付事ふしなく調もとのひ候義に御座候但御馬場に御人數を集め御屋敷内を一と回り拍子木を太鼓に替へ打せ候てあるかせ候所一向不揃なる事にてばら／＼と成り見苦しき事に御座候故其段申候所さら

御近習表御
番方合せて
三十八人入
有之

(家老鎌原伊
野右衛門長谷
郡奉行美谷
川深美) 海防
御人數

ば私に整へ見候様にと申事にて其節は御上も御馬見所へ被爲出望月大夫も御稽古場にて見物に御座候其節私料見を以て西洋隊伍の法を用ひ關節を所々に設け如此にして足を起し如此にして足を止ると申様反覆教示候てさて申候は斯く法を定め候上は是則御軍法に候御軍法に背き候ては難濟候間銘々心付られ候へと高聲に號はり候て自身押し太鼓を打ち御人數を引回し候於是歩法總て秩然と致し初の紀律なきに比し候へば大に觀を革め候ひき御上之思召にも叶ひ御目付始め如此無之候ては相成まじと申沙汰し候と承候砲術も小弟門弟に無之分は残らず入門指南を受け候様御用番被仰渡小弟へも取立の義被仰渡御近習表御番方合せて三十八人入門有之御徒士御足輕も追々入門の沙汰有之候て此度の儘暫續き候はゞ御兵制も殆ど一變し可申と暗に存じ罷在候所其表に於ては御重役衆御役人にも何とこの大變を被心得候や此方御用番より申參り候御人數をも不被差出剩へ公方様御本丸御籠城に候はゞ御屋敷の御前様方御本丸へ可被爲入左候へば御人數出に及ばず等の怪論申來り承り候て興がり候内鎌原に深美出府にて如何なる子細にや廿四日海防御人數臨時出役軍議役御

免被仰付砲術教授の義も御用と被仰渡候方は不用に心得候様にこの義に御座候夫も宜しく候所如何なる筋にや望月大夫も暫く小弟と往來を停め申度と事深美勸めの趣儘に其證を得申候其間筆昏に盡しかね候事有之候御國家の御爲實に容易ならざる義と存じ廿九日左之通口上手扣を認め御殿へ罷出候

御國家之御大事と奉存候義御座候に付御目通を以て奉申上度奉存候但し私義は多く人に悦ばれざる者に付御拂にて御逢等被仰付候ては其忌疑の問より或は御君徳の御煩と相成候様の義出來り候はんも難計且御國家の御大事と奉存候義に付御用席列座御側役御目付等内外大小御役人其御席に被差置其上にて被召出私申上候條々御聽被成下候様奉願候斯く奉願候義餘り仰山なる義と思召も可有御座候へども忌疑生暗鬼なども申候へば何分も光明正大之思召を以て左様被成下置候様奉願上候

先づ御目付役所へ參りこの下案を示し今日は此心得にて登殿候間品に依り御厄介に可相成と申候所當番は馬場にて委細承知と申事に候ひき夫より御次へ參り御側御納戸を呼出し候所當番は中俣に候ひき則ち此手扣を出し候て宜しく頼入候と申候所中俣當惑の體にて何とも挨拶不致急ぎ座を立ちやがて役所の方より出來り候不思議なる舉動と存じ候内懷中より日記を出し廿三日の所を示し候て此次第に候故早速の義に不參いづれ同役とも評議候て挨拶可致と申候其日記を覽候へば左之條有之候

佐久間脩理罷出御目通願候而茂不被遊御逢候間其段相斷り候様上書等致し候ても猥に御取次不被致候様右之趣望月主水殿被仰渡候様深美殿より達有之候

右之條をば中俣に頼み後に寫し取りもらひ候

小弟これを一覽候てさて中俣に申候は是等の事可有之と存じ候て常にも無之手扣を持參致し候私は狐むじなの類に無之候故人の多き所をばこはがり不申宜しく御評議可被下と申候て表方詰所に半時ばかり扣へ居候所中俣逢度と申事にて參り候へば手扣の次第にても御取次出來かね候と申同役評議に候へば不及力と申候に付當番御側役を呼出し申談し候所_{平也}是も同様の挨拶に付

此度の義は御重役に壅蔽の有之

御目付役所へ戻り其次第を申候て此上は御役方を頼み候の外無之何分御國家の御爲可然頼み候と申候て手扣を相渡し候然る所御目付の方へも鎌原手を回し候て脩理より何ぞ差出し候義候はゞ被伺候様にと申事の上し御目付申候には御役方には御役方の御規定御座候て右様の事伺候義無之と申候所達て伺候様にと有之候に付伺候所其儘差戻し候様にとの事に付無餘岐とて右手扣返し候に付小弟申候には御重役へかゝり差出し宜しきものに候へば私共貴様方には拘り不申直に御重役へ差出し候此度の義は御重役に壅蔽の筋有之其手より難申出候故に最初より御役方へ及申談候右様壅蔽の筋等は御役方にて直に御聽に被入候義を心得候故の事に候然るを其壅蔽の次第も始めより承知にて右様の不取計御座候事不得其意夫にては御上の御目代にては無之と存候趣申候所御目付も一言もなしと申事にて候ひき依て此手扣を被戻候には手昏にて戻され候様申候所則左の通文通にて候ひき

御目通御願之儀に付別昏御預申候所伊野右衛門殿より右は差戻し候様御差圖に付御取次致しかね候間別昏致返却候右様御承知可被下候此段得御意候

以上

六月廿九日

馬場彌三郎

賤名様

一場茂右衛門

猶後日の爲と存じ望月充名にて一通差出し候

別昏手扣之通奉願度奉存候今日參殿を以て奉頼候心得の所夜前より中暑にても候歎頭痛強く乍憚打臥罷在候所急に申上度筋御座候に付書中を以て奉願候願之通御目通被仰付被成下候御様子に候へば押て參殿可仕奉存候可然様御執成之程奉頼候以上

六月卅日

然る所難相成と申返事來り候に付左之通申越候

御國家の御大事と奉存候義有之御目通奉願度則別紙手扣を以て申上候處御大事と其方は被見込候ても御目通被仰付候儀は難相成候其段相心得候様奉得其意候然る所別紙の次第を以御目通奉願被仰付否は御上より可被仰出御

事と奉存候御手前様方御國家御大事と見込候ても御目付被仰付候義難相成と被仰聞候ては全く御上之御大權を御手前様方御自由に被成候と相聞え申候今一應御勘辨被仰下候様仕度奉存候別番手扣之趣は御執成被成下かね候と申義に御座候歟又御目通被仰付候義は御手前様方にて難相成と申義に御座候歟此所承知仕度奉存候御批答可被成下候

同日

右之返書左之通

令披見候頻に御國家御大事など被申立候へども御國家上之義は乍不肖自分共初夫々御役人被仰付置候事に付其方等格別心配には不及事に付書面之趣難及挨拶候依而差戻し申候以上

同日

去りとはと存じ又々左之通申遣し候

(此文書簡四六七と同文に付省略す)

右之返事

令披見候昨日申越候次第に付今日逆も同様の事其上自分との挨拶柄既往の義を以當今へ引當被申聞候など勿論不當之儀旁別段挨拶には難及候此上何ヶ度可申聞候とも此一條に於ては不及挨拶書面等も其儘差戻可申候勿論此度も別番差戻申候以上

同日

至是彌八方塞りと相成申候此等の義御上には決して御存じ有御座まじく別して嘆はしく奉存候然る所猶又昨朝四時御用奉書到來罷出候所左之通被仰付候其方内願之通江府住居被仰付置候處御在所へ罷歸候様被仰付候用意果敢取早速可有出立候

七月五日

私一身に取り候ては此節此被仰付殊に難有仕合奉存候今般騷擾中ももはや今日は老母に再會候も容易なるまじくなご存じ出宅候事兩度か有之候然るに其御地に退去候へば老母養老にも都合宜しくと大悦仕候事に御座候但國事可憂と存じ候ばかりに御座候如何被思召候や此度は非常の際に御座候に付御人數

御在所へ罷歸候様被仰付候

(大手前は
恩田頼母正
誼を指す、
大手前に恩
田邸あり)

出候と申節には盟臺には必ず特命にて御出掛御座候はんなど竊に企望罷在候所御書中空谷之御嘆息不及是非奉存候前條の義も盟臺の外報聞可仕もの無御座是亦浩歎之至御座候感應院様被爲捐群臣候て僅か一歳と申に國事此始末に御座候此汎濫を扱ひ候御一策は無御座候歟是も盟臺を望み候外無御座候身雖在山林心尙向魏闕候者且與に共に可談もの正誼君の外有御座まじく候御勘考之上密に此一紙御携大手前へ御出で此顛末御話し置被下度後來自ら可有御候先は拜報旁如此に御座候殘炎不相替烈しく候千萬爲國御保愛奉祈候以上

懼堂 盟臺 臺下

七月六日

大星拜覆

猶々多忙中追々認繼ぎ不免亂雜候宜しく御炤覽可被成下候以上

〔四六九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永六年七月廿三日

此品到來に任せ致進覽候御咲存被成可被下候以上

竹村氏出府にて御手簡拜接此秋暑之時節彌御休適之條承之欣慰之至奉存候被

令弟御事に
も誠に差困
申候

寄思召何よりの品御投惠被下乍例御厚情千萬奉謝候偕令弟御事にも誠に差困申候毎々大木とも申談じ又竹村殿出府以後は一同相談も致し御同人より委細書中にて御掛合申され候筈に御座候夫にても御承知可有御座候が先頃其御地へ出向き候松屋親類の者申候所は全く虚飾にて何か巧みのあるべき事と被察候令弟の御所存には決して彼方へ御立歸りは無之御決心の様子に御座候依て離縁に相成候上は早速其御地へ御還り候様に相勧め候所免に角其所六ヶしく困り候事に御座候折角私方にも御出候事に付御改心だに被成候へば相應之士大夫の家にも御方付候様致し度既に先日異船騷擾の砌には大砲の打方なども教へ申候様致し候所遂私方をも大木方へ参り候と御欺き其儘御歸り無之淺草邊御私昵の婦人の方に御出候よし大木を以て度々御歸り候様申越候へども更に御出無之此節に至り候ては實當惑之次第に御座候竹村殿よりも委細被申遣候由に候が如何取計らひ可然や御存念之所被仰下候様致し度候最初より折角御囑託も受け罷在候て其甲斐も無之愧入候義に御座候男女之私情は他事とも違ひ自心より猛省悔悟候の外は外人より彼是申候も六ヶしきが多き様存じ申

男女の私情
は他事とも
違ひ

御母様御一同御折檻

候先いづれにも一と先御歸省候様被仰越候て其御地へ御引寄せの上能々御教訓御座候様所祈に御座候御母様御一同御折檻候はゞ夫は一番響き可申と相考へ候先は貴報旁如此に御座候秋熱折角御保重可被成候以上

七月念三

修理

慎藏様

嘉永六年八月十八日

〔四七〇〕 山寺源大夫に贈る

秋冷之時節倍御休安に御履用被成御座候歟儲過日は縷々御長箋申上候事共無阻撓相達し候趣早速に蒙仰乍毎度御厚意之程萬々難有奉降心候其後も種々奇怪なる事共有之其儘にも難致監察僚友迄申達し置候義も御座候扱々わからぬ人物ばかりに御座候萬一戎事にても差起り候はゞ如何致し候もの歟氣遣はれ候事のみ御座候尊意には何と被思召候哉此表の官邊御模様なども甚葵憂すべき事有之候是等形勢は筆にも盡しかね候義又百聞も一見にはしかすと申事も候へば御療用とか何とか御申立一ト先御出府御座候ては如何や此節水戸藤

萬一戎事にても差起り候はゞ如何致し候もの歟

(藤田東湖戸田忠太夫)

田戸田なども出府に候唯御自國のみならず本邦全國の興り候も衰へ候も此時節に御座候と被考候間實に容易ならざる機會に就き此段申上候よく御刮目御自他を御覽候へ天下英雄幾人有之候半真に御奮發の秋と奉存候間御出府の義奉勸候速に御勇決被爲在候様奉望候多々申上度事のみに御座候得共紙筆のよく盡す所に無御座候まゝ過日御細答被成下候拜謝旁喫緊の一事申上候千萬御心畫御座候様奉翹企候此品乍粗末有合候に任せ呈上仕候御莞收可被成下候以上

八月十八日

啓 再拜

懼堂老盟臺 席間

猶々令郎御不快其後如何御様子委しく承度奉存候時候の替り目御保護に不可過と奉存候以上

嘉永六年八月廿五日

〔四七一〕 横田甚五左衛門竹内八十五郎に贈る

本月四日之御内書來達拜見仕候先以倍御佳勝之條奉慰傾想候然ば洋船來著此

表一方ならざる騒動に及び候趣追々御傳聞御忼慨被成候よし御尤に奉存候右に付云々の御内命委細承知仕既に此程川路殿へ拜話之節及其事候義に御座候同所にて承候へば公邊にても其思召有之新潟より三國近邊迄引上げ夫より十四五里馬牛にて運び夫より戸根川の上へ出し可申通路を開かれ候はんとて此節御勘定所より見分の御役人出居候との事に御座候平日は上り船の品は駄賃も格別廉にも付き不申候て下り船には其土地のもの易く下し候義に付土地の品高直に成り候等の弊を免かれず右故愚意には兼てより格別ふさはしき事に存じ不申候へども此時節に至り候ては一國の小不利天下の便利に替へ難く依て此義川路殿へも申陳べ候事に御座候則ち水府老公歟福山閣老より御一聲被下候様にと申所一計策の先を開き候義に御座候川路殿にも川運の義いかにも可然事と被申候福山侯の方にも手短に一道有之候間是へも愚意の分に致し話し置候義に御座候其内いづれにか相成可申と奉存候先左様御承知可被下候儲小弟義にも色々御配慮を蒙り難有奉多謝候然る所すでに
中々にかげぬればこそ照る月の光みちぬる夜半も有けれ

と存じ候て毀譽得喪にて心を動かし候事はまぬかれ候まゝ幸に御放念被下度候尙好音の模様も相分り候はゞ申上候様可仕候多忙中早々如此に御座候時下追々秋涼千萬御保愛奉祈候以上

八月廿五日

修理

甚五左衛門様
八十五郎様

〔四七二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

嘉永六年八月廿五日

令弟御事

次第に秋涼相成候倍御揃御佳勝に御座候歟承度奉存候儲令弟御事も過日も得貴意候通差困候義に御座候松屋の方御離縁候所は如何被成候御心組にや其御地へ出向き候親類のもの申候口上にはうらはらの違にて免ても御立戻り候思食は無之只々其婦人と一所に御成候所の外天地間御志願無之と被相察候誠に氣の毒なる事に候へども此節の場何分より手をつけられ不申候其御方よりも過激の御取扱は然るべからず何分も徐々に御悔悟御座候様致し度ものに御

過激の御取扱は然るべからず